

## 持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画

開催前報告書（案）



2025 年 月

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

# 持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画について

2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）は「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに持続可能な万博運営の実現を目指す。大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」について考え、行動すること、そして2030年をゴールとする持続可能な開発目標(SDGs)への取組は、世界共通の課題の解決を目指すものであり、万博を開催する意義である。

大阪・関西万博の事務局である公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）は、持続可能な万博開催に必要な事業とその方針を示す「2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）基本計画」（以下「基本計画」という。）を2020年12月に策定した。基本計画では、大阪・関西万博はその運営においてもSDGs達成を実現するため、環境や社会への影響を適切に管理し、持続可能な万博の運営を目指すこととしている。

大阪・関西万博は開催の準備から運営、終結まで長い期間があること、大規模なイベントであり、様々なステークホルダーと直接的・間接的に関わることから、長期間かつ広範囲において、環境・社会・経済等に影響を及ぼすことが想定される。ステークホルダーとの繋がりを通じて、多くの人々の行動変容を起こすことができるのは、万博のようなイベントが持つ「力」であり、この「力」を正しく理解し、その影響力を行使することは博覧会協会の責務である。

「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画」（以下「行動計画」という。）は、博覧会協会が大阪・関西万博の運営・開催を通してSDGsに挙げられている社会課題に対し貢献すること、大阪・関西万博に投資された資金が公的・社会的に還元されるというレガシーづくりに繋げること、そしてSDGs達成のみならず、大阪・関西万博をSDGs+beyondへの飛躍の機会とし次世代へのロールモデルとするため、博覧会協会の具体的な取組を取りまとめ策定したものである。

行動計画では、第1章「はじめに」で大阪・関西万博の目的、統治原則、持続可能性に関する方針、行動計画の適用範囲等行動計画の外縁について触れる。第2章では、本計画のよって立つところとなるISO20121と本計画の関係について触れている。そして、第3章において、持続可能性に関しての大阪・関西万博の方針に基づいてこれまで立てた取組方針とこれまでの取組について触れる。第4章では、こうした取組の中で代表的なものとなる大阪・関西万博の全体の指標について記述する。

博覧会協会は、行動計画に基づいて「イベントの持続可能性管理システム(ESMS)」のPDCAサイクルを回し、大阪・関西万博の開催・運営を継続的に改善するとともに、取組状況を取りまとめて行動計画を改定し、公表していく。

# 目次

|     |                               |    |
|-----|-------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに                          | 1  |
| 1.1 | 大阪・関西万博が目指すもの                 | 1  |
| 1.2 | 博覧会協会の組織運営における統治原則            | 1  |
| 1.3 | 持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針          | 2  |
| 1.4 | 持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針と SDGs    | 4  |
| 1.5 | 持続可能性に配慮した運営                  | 6  |
| 1.6 | 行動計画の適用範囲                     | 8  |
| 1.7 | 大阪・関西万博のこれまでの準備状況             | 11 |
| 第2章 | ISO20121 に則した持続可能性マネジメントシステム  | 19 |
| 2.1 | ISO20121 に則した持続可能性マネジメントシステム  | 20 |
| 第3章 | 持続可能な万博の運営にむけた指標・取組           | 23 |
| 3.1 | People（いのち、ひと、健康、福祉）          | 23 |
| 3.2 | Planet（生態系、環境）                | 30 |
| 3.3 | Prosperity（サプライチェーン、バリューチェーン） | 52 |
| 3.4 | Peace（平和、公正、インクルーシブネス）        | 61 |
| 3.5 | Partnership（協働）               | 69 |
| 第4章 | 持続可能な大阪・関西万博全体の指標             | 78 |
| 別添1 | 各実施主体（部署）が実施する取組              | 90 |
| 別添2 | 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 人権方針     | 97 |
| 別添3 | 用語集                           | 99 |

## 資料編 目次

|   |                  |     |
|---|------------------|-----|
| 1 | 持続可能性有識者委員会の開催状況 | 106 |
| 2 | GRI 内容索引         | 111 |
| 3 | 職員の状況            | 116 |

## 第1章 はじめに

### 1.1 大阪・関西万博が目指すもの

大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとし、世界が一つの「場」に集う機会であるこの大阪・関西万博を契機として世界の多様な価値観が交流しあい、新たなつながりや価値創造を促進することを目指している。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）は、大阪・関西万博の開催準備、運営を通じて、「いのち」という原点に立ち戻り、自らと他者の「いのち」を意識し、そして自然界の中で生かされる様々な「いのち」に向き合い、世界が持続する未来を模索しながら、持続可能性の課題に対して新たなソリューションを提供する博覧会を開催する。

「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマの下で行われる一連の活動は、「誰一人取り残さない」という誓いに裏打ちされた持続可能な方法で、多様性と包摂性のある社会を実現することを究極の目的とする、国際連合（国連）の「持続可能な開発目標」（SDGs）と合致するものである。

大阪・関西万博が開催される2025年は、SDGs達成の目標年である2030年の5年前であり、SDGs達成に向けたこれまでの進捗状況を確認し、その達成に向けた取組を加速させる絶好の機会となる。同時に、中長期的な視野を持って未来社会を考えることを通じて、2030年のSDGs達成にとどまらず、その先（+beyond）に向けた姿が示されることも期待される。

### 1.2 博覧会協会の組織運営における統治原則

博覧会協会は、以下4つの統治原則のもと、組織を運営する。

#### (1) 管理責任

会期前の計画段階から会期中の環境や社会への影響を適切に管理し、会期後から将来にわたって好影響を残せるように努める。

#### (2) 包摂性

国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられる「持続可能な開発目標」（SDGs）をはじめとする持続可能性の視点より、多様なステークホルダーからの意見を包摂する。

#### (3) 誠実性

来場者、参加者（企業、教育・研究機関、国・政府関係機関、国際機関、自治体、NGO/NPO、市民団体等）、その他多くのステークホルダーに対して誠実に行動することで、未来社会に向けた新たな価値創造のプロセスを公正に遂行する。

#### （4） 透明性

多面的な視点から、作業の妥当性を検証し、目標を設定することにより、多くの人の目に留まる情報発信の仕組づくりを行う。

博覧会協会は、利害関係者のニーズと期待を理解し、法的及びその他の要求事項への遵守または準拠を確実にする。

### 1.3 持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針

博覧会協会は、持続可能な大阪・関西万博の基本的な考え方や姿勢を示す「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」を2022年4月に策定した。本方針は博覧会協会の一人一人を含む、全ての利害関係者（行政団体、サプライヤー、ライセンサー、市民、来場者等）に向けて対外的に示したもので、博覧会協会はこの方針を理解し、持続可能な万博運営に向けて行動していく。

同方針の中で、大阪・関西万博のテーマである「いのち」を考える軸として、博覧会協会は、「Saving Lives（いのちを救う）」、「Empowering Lives（いのちに力を与える）」、「Connecting Lives（いのちをつなぐ）」という3つのサブテーマを設定し、これらのサブテーマをもとに、次の5つの大目標を掲げ活動の方向性を示している。

## People（いのち、ひと、健康、福祉）

生態系を構成するすべての「いのち」を守り育てることの大切さを訴求する。

#### 【目指すべき方向】

大阪・関西万博は「Society5.0」の実現や社会課題の解決に向け、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマを実現するアプローチとして「People's Living Lab」というコンセプトを採用し、いのちや食、学び等の多様な価値が創出されるよう取り組む。

## Planet（生態系、環境）

国際的合意（パリ協定、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン、昆明・モントリオール生物多様性枠組）の実現に寄与する会場整備・運営を目指す。

#### 【目指すべき方向】

- 省 CO<sub>2</sub>・省エネルギー技術の導入や再生可能エネルギー等の活用により、温室効果ガス排出量の抑制に徹底的に取り組む。
- リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) 可能な部材等を積極的に活用する 3R、またリニューアブル (Renewable) な資材調達に取り組み、資源の有効利用を図る。
- 沿岸域における生態系ネットワークの重要な拠点として、会場内の自然環境・生態系の保全回復に取り組む。

## Prosperity (サプライチェーン、バリューチェーン)

「もの」だけでなく、「生活」を豊かにし、可能性を広げることにつながる社会や環境に関する知見をレガシーとして、次世代に継承する。

【目指すべき方向】

- 持続可能な調達コードを遵守したサプライチェーンを構築し、加えて資源の循環的な利用及び処分までの過程を含むバリューチェーン全体を通じた持続可能性に配慮する。
- 会場の整備・運営において、民間企業と連携することにより、地域産業の活性化に寄与する。

## Peace (平和、公正、インクルーシブネス)

多様な人々が積極的に、また安心して参加できる環境を整えるとともに、大阪・関西万博からテーマに基づく多様な考え方を発信できるよう、一人一人を尊重したインクルーシブな万博運営を目指す。

【目指すべき方向】

- 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則った万博運営を実現する。
- 万博の準備・運営に関わる多様な人々の健全で良好な就業環境の確保等に取り組む。

## Partnership (協働)

誰もが参加でき、自由にアイデアを交わせる機会を提供する。その中で一人一人がつながりコミュニティが形成されることを目指す。

【目指すべき方向】

企業、教育・研究機関、国・政府関係機関、国際機関、自治体、NGO/NPO、市民団体等と共に、大阪・関西地域を中心とした日本の魅力を世界へ発信する。

また、会期前から多様な参加者がそれぞれの立場からの取組を持ち寄り、SDGs 達成に資するチャレンジを会場内外でおこない、未来社会をただ考えるだけでなく、行動することによってリアルに描き出そうという試みを大阪・関西万博の特徴とする。

さらに、今後、大阪・関西万博の計画を具体化していくにあたっては、今後のまちづくりを担う次世代に飛躍の機会を提供する。

#### 1.4 「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」と SDGs

「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」（以下、「持続可能性方針」と記載する。）では、大阪・関西万博のテーマである「いのち」を考える軸として、「Saving Lives（いのちを救う）」、「Empowering Lives（いのちに力を与える）」、「Connecting Lives（いのちをつなぐ）」という3つのサブテーマを設定し、これらのサブテーマをもとに、SDGsの5つのP（People, Planet, Prosperity, Peace, Partnership）を重要課題とし、これに関連付けた大目標を掲げ活動の方向性を示している。

持続可能性方針の策定にあたっては、持続可能性に関する課題の中から重要な項目を選定する「マテリアリティ分析」を実施している。マテリアリティ分析では、国内外の状況、大阪・関西万博に関わるステークホルダー（利害関係者）からの期待、過去の国際博覧会での事例や、博覧会協会が大阪・関西万博の準備、運営において対外的に与えるインパクト（影響）などを考慮し、重要課題を抽出している。さらに、持続可能性有識者委員会での議論を踏まえ、持続可能性方針の5つのPにSDGsを関連付けた形で重要課題を記載し公表している。

| サブテーマ                              | 目的                             | 潜在的なトピック                                                                                        |                                                                                                                                                        | SDGs<br>17のゴール                                                                       |
|------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|                                    |                                | 個人の取組、<br>自分自身の<br>意識改革、習慣、<br>啓発による気づき                                                         | グループ、コミュニティ、<br>企業、政府、国、<br>経済・社会・環境システム等<br>による取組                                                                                                     |                                                                                      |
| Saving<br>Lives<br>(いのちを救う)        | 「いのち」を守る、救う                    | 生活の中の健康、健康寿命の延伸、心(精神)の健康、季節と衣食住、食と生活                                                            | ライフサイエンス(最先端医療技術等の医療の発達)、労働環境の改善、貧困問題の解決、児童死亡率の低減、人権問題の解決(人身売買、児童婚)、健康と福祉、防災・減災、自然との共生・環境の保護、農業と食料生産、公衆衛生の改善、水源確保・水を届ける、再生エネルギー・新エネルギー、マイクロファイナンス、動物愛護 |   |
| Empowering<br>Lives<br>(いのちに力を与える) | 「生活」を豊かにする、可能性を広げる             | 自己実現、自己表現、季節を感じる生活、ファッション、道徳・マナー、笑い、観光・探検・旅行、文化・文学・芸術・哲学・音楽、スポーツ、学び・遊び、瞑想・禅・マインドフルネス・折り、AI・ロボット | 遠隔教育の提供、人間の可能性の拡張、ボランティア活動、市民参加、寄付・募金、多様なライフ・ワークスタイル、産業高度化(AI活用等)、エンジェル投資、起業家精神、フロンティアへの挑戦(海洋・宇宙・深海・地底等)、食の未来(新たな食材、昆虫食等)                              |   |
| Connecting<br>Lives<br>(いのちをつなぐ)   | 一人一人がつながり、コミュニティを形成する、社会を豊かにする | デジタル活用、地球環境を意識した行動、気候変動への適応、信仰、出会い、多様さや異文化理解の促進                                                 | ネット・コミュニティ、オンライン・プラットフォーム、パートナーシップ・共創の力、新たなファイナンス(クラウド・ファンディング等)、未来の産業、サーキュラーエコミー、ソーシャルインクルージョン、伝統技術、ビッグデータの活用、スーパーシティ、スマートシティ、産官学のパートナーシップ            |  |

図 1-1 大阪・関西万博のサブテーマと SDGs の 17 のゴール

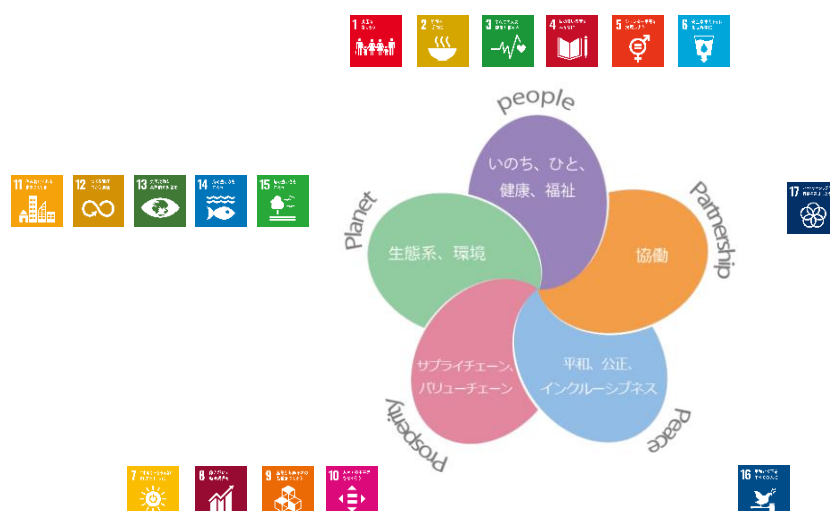


図 1-2 5つのPとSDGsの17のゴール (分類は国連社会経済局(UN DESA)による)

## 1.5 持続可能性に配慮した運営

大阪・関西万博は、その開催期間中だけでなく、準備から会期中、会期後にわたり長い期間があり、また、広大な規模に多数の建築物を建設するため、環境、社会、経済等多方面に影響を及ぼすことが想定される。大阪・関西万博は、その運営においても SDGs 達成を実現するため、環境や社会への影響を適切に管理し、持続可能な万博の運営を目指す。

### (1) サステナブルな万博運営

会期前の計画段階から会期中、会期後にわたり、脱炭素社会の構築や循環型社会の形成、自然との共生や快適な環境の確保に取り組み、サステナブルな万博運営を実現する。

省 CO<sub>2</sub>・省エネルギー技術の導入や再生可能エネルギー等の活用により、温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、リサイクル素材やリユース・リサイクル可能な部材を積極的に活用する等 3R に取り組み、資源の有効利用を図る。

### (2) インクルーシブな万博運営

大阪・関西万博は世界各国、また多様な人々の協力により成立する事業である。来場者やスタッフを含む参加者において多種多様な人々が積極的に、また安心して参加できる環境を整えるとともに、本万博からテーマに基づく多様な考え方を発信できるよう、インクルーシブな万博運営を実現する。

万博運営において幅広い参加機会を提供することや、万博に携わるスタッフの就業環境の整備等、参加者一人一人を尊重した万博運営を目指す。

加えて、万博会場ではテーマに基づき、いのちや食、学び等の多様な価値が創出されるよう取り組むことで、SDGs の達成に貢献する。

大阪・関西万博の準備、運営を通じて持続可能性の実現に向けた方策を検討するため、2021 年 12 月に「持続可能性有識者委員会」を設置している。本委員会では、脱炭素、資源循環など持続可能性の観点から配慮すべき分野などについて、専門的見地から意見及び提案を行うと同時に持続可能な万博運営に関して議論を行っている。本委員会は、大阪・関西万博の持続可能な運営に係る検討の進捗状況に応じて開催し、行動計画の策定、持続可能な万博運営に係る各部署の個別目標及び取組内容の進捗のモニタリング、取組内容の見直しや改善等について継続的に議論している。また、議事内容は博覧会協会公式ウェブサイトにて公開している。

持続可能性有識者委員会のもとに、個々の持続可能性の課題について取り組むべき具体的なアクションやプロジェクトを検討するワーキンググループ等を設置している。

持続可能性に配慮した調達のあり方などについて検討するため、2022 年 3 月に「持続可能な調達ワーキンググループ」を設置した。本ワーキンググループでは、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進や地域経済の活性化

等への貢献を考慮に入れた調達を実現するための基準や運用方法等を定めた「持続可能性に配慮した調達コード」について検討を行っている。

万博に関わるあらゆる人々の人権を尊重するため、2024 年 4 月に人権方針を策定するとともに「人権ワーキンググループ」を設置し、万博史上初となる人権デュー・ディリジェンスの実施、万博に関わるあらゆる人々の人権への負の影響を予防・軽減するための仕組みについて検討を行っている。

大阪・関西万博の持続可能な準備、運営の実現に向けた方策として、〈EXPO 2025 グリーンビジョン〉に記載の対策を具体化、実行するため、2022 年 7 月に「脱炭素ワーキンググループ」を設置し、会期中における電源構成、エネルギーマネジメント、温室効果ガス排出量の算定及び削減対策等について検討している。

また、2022 年 8 月に「資源循環勉強会」を設置し、ごみ減量、食品廃棄削減のための対策を検討している。2023 年 2 月には、同勉強会を「資源循環ワーキンググループ」に発展的に改組し、廃棄物発生量の算定及び削減目標等についても検討している。

（持続可能性有識者委員会、ワーキンググループ等の開催状況については資料編に記載）

持続可能な万博運営の具体的な取組については第 2 章以降に記載する。これらには以下が含まれる。

- ISO20121 に則した持続可能性マネジメントシステム
- 持続可能な万博の運営に向けた博覧会協会の指標・取組
- 「持続可能性に配慮した調達コード」の策定、運用

## 1.6 行動計画の適用範囲

大阪・関西万博は、開催の準備から運営、終結まで長い期間があること、広大な規模のイベントであり、様々なステークホルダーと直接的・間接的に関わることから、長期間かつ広範囲において、環境・社会・経済等に影響を及ぼすことが想定される。

本行動計画は、企業等の報告主体が経済、環境、社会に与えるインパクト（プラスとマイナスのインパクト、外部に与えるインパクトと外部から受けるインパクトを含む）を報告し、持続可能な発展への貢献を説明するためのフレームワークとして広く参照されている、「グローバル・レポーティング・イニシアティブ（Global Reporting Initiative, GRI）スタンダード」を参照し取りまとめた。

持続可能な万博開催の準備・運営は博覧会協会が主体となり、持続可能性局が各部門との連携を通して、博覧会協会を代表して進める。博覧会協会の概要及び組織図を以下に示す。

### 【博覧会協会の概要】

名称 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

所在地 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

（東京事務所） 東京都港区虎ノ門1丁目1番3号

（博覧会会場） 大阪市此花区夢洲

職員数 769名（2024年4月現在）

（沿革）2019年1月30日 設立

5月31日 「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に基づき、博覧会協会として指定を受ける

10月21日 内閣総理大臣から公益社団法人として認定される

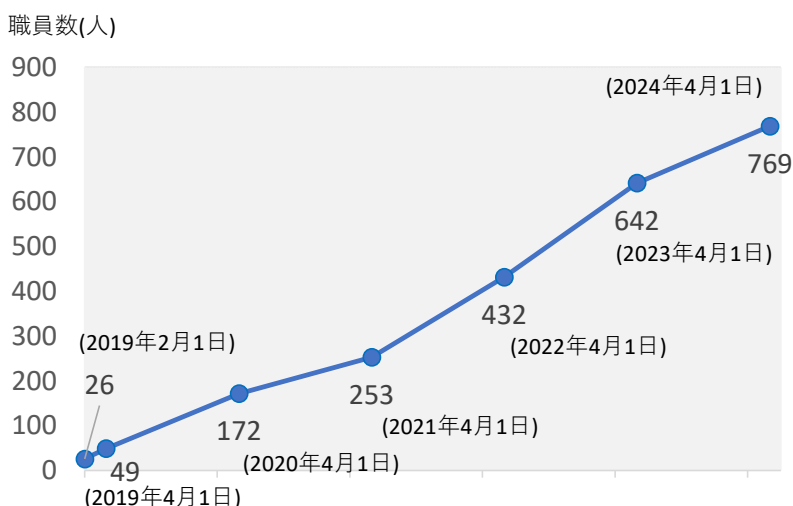


図 1-3 職員数の推移(2024年4月1日現在)

【組織図】

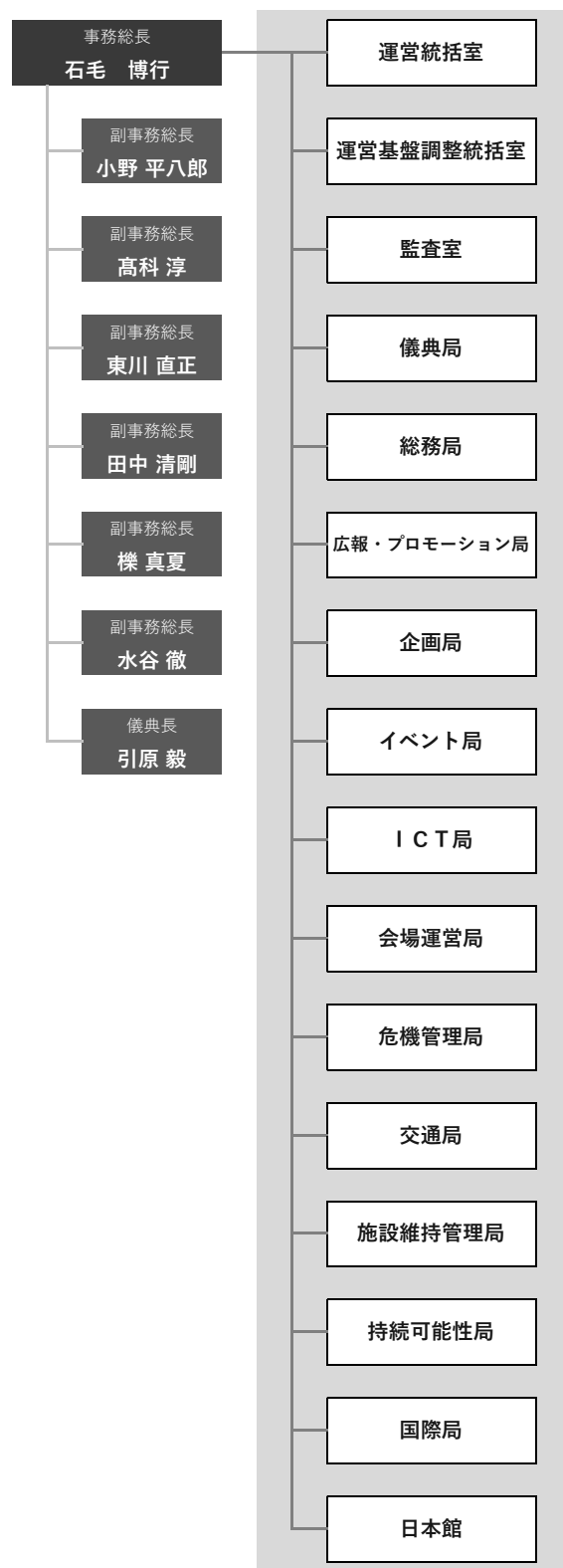


図 1-4 博覧会協会の組織（2025 年 1 月現在）

大阪・関西万博の開催にあたっては、博覧会協会が一義的にはその持続可能性に責任を持つ。ただし、その準備から開催、片付けにわたって長期間かつ広範囲に影響することから、博覧会協会は、関係組織（企業、教育・研究機関、国・政府関係機関、国際機関、自治体、NGO/NPO、市民団体等）や来場者にも働きかけ、連携して取り組む。これにより、参加者、来場者が持続可能性に一層取り組んでいくきっかけとなるようにする。

また、持続可能性に係る検討については、持続可能性有識者委員会（委員長：伊藤元重 東京大学名誉教授）を中心に検討いただいた結果をもとに取組を進めている。

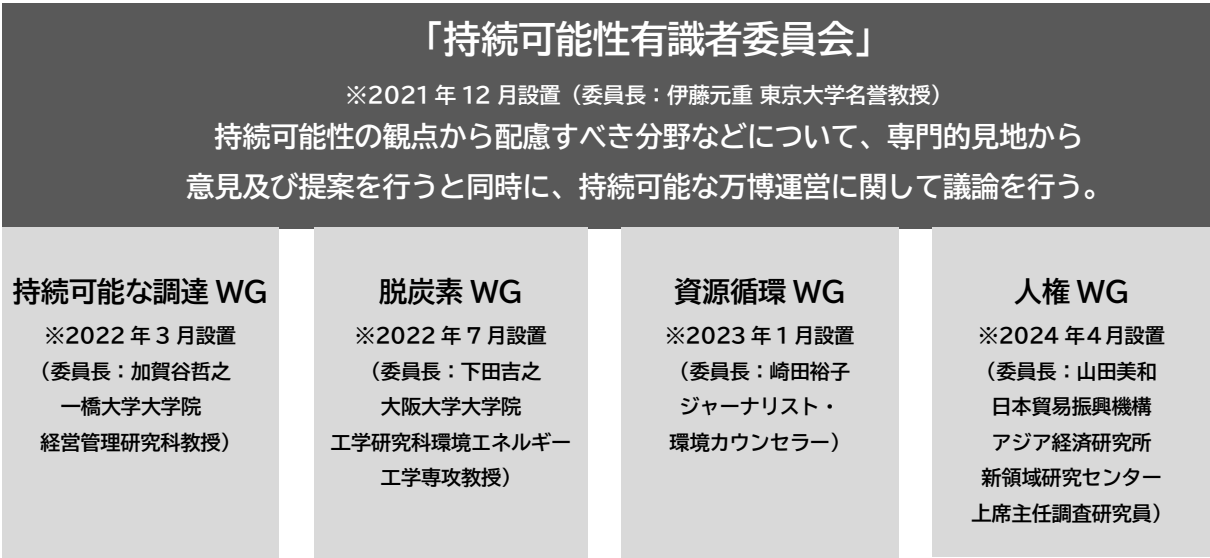


図 1-5 持続可能性有識者委員会の構成

## 1.7 大阪・関西万博のこれまでの準備状況

大阪・関西万博は「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマのもとに開催準備を進めている。

|        |                                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称    | 2025年日本国際博覧会（略称：大阪・関西万博）                                                         |
| テーマ    | <b>いのち輝く未来社会のデザイン</b>                                                            |
| サブテーマ  | Saving Lives（いのちを救う）<br>Empowering Lives（いのちに力を与える）<br>Connecting Lives（いのちをつなぐ） |
| コンセプト  | <b>People's Living Lab（未来社会の実験場）</b>                                             |
| 会 場    | 夢洲(ゆめしま)（大阪市此花区）                                                                 |
| 開催期間   | 2025年4月13日～10月13日                                                                |
| 想定来場者数 | 2,820万人（うちインバウンド350万人）                                                           |

表 1-1 大阪・関西万博の開催概要

大阪・関西万博の会場は、四方を海に囲まれた会場ロケーションを活かし、世界とつながる「海」と「空」に囲まれた万博として、「非中心・離散」の理念によって多様性を鼓舞し、そこに「つながり」を重ね合わせた「多様でありながら、ひとつ」をデザインすることとしている。会場中央には、世界最大級の木製構造物である「大屋根リング」を構築することとしている。このリングの中に公式参加者のパビリオンが建設され、それぞれ文化も価値観も言葉も違う各国の多様性がリングの中で一つに繋がっているというメッセージを発する構想になっている。また、大屋根リングに登ると四方が一望でき、かつ会場の中も見渡せることから、主導線として大屋根リングを活用することとしている。

公式参加者については、2024年12月27日現在158か国・地域、9国際機関から参加表明をいただいている。また、2024年9月に、参加する国や国際機関などのパビリオンの配置を公表している。

## 海外パビリオンの出展状況（2024年9月9日現在）



（注1）2024年9月9日現在で見込まれる出展状況を示すものであり、出展準備の進展や様々な事情変化等により、今後追加・変更があり得ます。

（注2）地図内の丸番号は「施設番地」を指します。施設番地とは、会場内のパビリオンが所在する場所をわかりやすく表示するため設定しました。施設番地のアルファベットは3つのサブテーマを表す各ゾーン名称を示しています。（C：コネクティングゾーン、S：セービングゾーン、P：エンパワリングゾーン）

## 海外パビリオン出展一覧（2024年9月9日現在）

### 【コネクティングゾーン】

C01 ネパール  
C02 ルクセンブルク大公国  
C03 ドイツ連邦共和国  
C04 大韓民国  
C05 <コモンズ-F>（2か国）  
アルメニア共和国  
カザフスタン共和国  
C07 アゼルバイジャン共和国  
C09 イラン・イスラム共和国  
C10 モナコ公国  
C11 トルコ共和国  
C12 タイ王国  
C13 スペイン王国  
C14 サウジアラビア王国  
C15 オーストラリア連邦  
C16 インドネシア共和国  
C17 インド共和国  
C18 ウズベキスタン共和国  
C19 セルビア共和国  
C20 バングラデシュ人民共和国  
C21 セネガル共和国  
C22 エジプト・アラブ共和国  
C23 <コモンズ-B>（24か国）  
エチオピア連邦民主共和国  
ガイアナ協同共和国  
ガンビア共和国  
コートジボワール共和国  
ザンビア共和国  
シエラレオネ共和国  
ジブチ共和国  
ジャマイカ  
ジンバブエ共和国

セントビンセント及びグレナディーン  
諸島  
ソマリア連邦共和国  
タンザニア連合共和国  
中央アフリカ共和国  
ツバル  
ドミニカ共和国  
ナウル共和国  
ハイチ共和国  
パラグアイ共和国  
東ティモール民主共和国  
フィジー共和国  
ペナン共和国  
ミクロネシア連邦  
モーリタニア・イスラム共和国  
レソト王国

### 【セービングゾーン】

S01 <コモンズ-C>（10か国）  
イスラエル国  
ウルグアイ東方共和国  
ガボン共和国  
グアテマラ共和国  
クロアチア共和国  
サンマリノ共和国  
スロバキア共和国  
スロベニア共和国  
パナマ共和国  
モンテネグロ  
S02 チリ共和国  
S03 チュニジア共和国  
S04 カンボジア王国  
S05 アルジェリア民主人民共和国

S06 ラトビア共和国  
リトアニア共和国  
S07 欧州連合（EU）  
S08 ベルギー王国  
S09 イタリア共和国  
バチカン  
S11 シンガポール共和国  
S12 ブルガリア共和国  
S13 オランダ王国  
S14 <コモンズ-D>（25か国・地域）  
アンティグア・バーブーダ  
カメルーン共和国  
ギニア共和国  
キューバ共和国  
コンゴ民主共和国  
サントメ・プリンシペ民主共和国  
スーダン共和国  
赤道ギニア共和国  
タジキスタン共和国  
トーゴ共和国  
ナイジェリア連邦共和国  
パキスタン・イスラム共和国  
パレスチナ  
ブータン王国  
ブルキナファソ  
ベリーズ  
ホンジュラス共和国  
マーシャル諸島共和国  
マダガスカル共和国  
マリ共和国

（注）パビリオンの正式名称を示すものではない。

## 海外パビリオン出展一覧（2024年9月9日現在）

|                               |                 |                        |
|-------------------------------|-----------------|------------------------|
| 南スーダン共和国                      | ソロモン諸島          | P29 <国際機関>（5国際機関）      |
| モルドバ共和国                       | トリニダード・トバゴ共和国   | アフリカ連合委員会(AUC)         |
| モンゴル国                         | トンガ王国           | イーター国際核融合エネルギー機構(ITER) |
| ラオス人民民主共和国                    | バヌアツ共和国         | 国際科学技術センター(ISTC)       |
| リベリア共和国                       | バプアニューギニア独立国    | 太陽に関する国際的な同盟 (ISA)     |
| S15 オマーン国                     | パラオ共和国          | 東南アジア諸国連合(ASEAN)事務局    |
| S16 ハンガリー                     | バルバドス           | P30 国際連合 (UN)          |
| S20 ポーランド共和国                  | ブルンジ共和国         | P31 国際赤十字・赤新月運動        |
| S21 ルーマニア                     | ボリビア多民族国        | P34 バーレーン王国            |
| S22 英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国） | マラウイ共和国         | P35 トルクメニスタン           |
| S23 アンゴラ共和国                   | モーリシャス共和国       | P36 デンマーク王国            |
|                               | ルワンダ共和国         | フィンランド共和国              |
|                               | P04 ヨルダン        | アイスランド                 |
| 【エンパワーリングゾーン】                 | P05 ベルギー共和国     | ノルウェー王国                |
| P01 アイルランド                    | P06 ボツワナ共和国     | スウェーデン王国               |
| P02 マレーシア                     | P07 ギリシャ共和国     | P37 マルタ共和国             |
| P03 <コモンズ-A>（28か国）            | P08 モザンビーク共和国   | P38 チェコ共和国             |
| イエメン共和国                       | P09 フィリピン共和国    |                        |
| ウガンダ共和国                       | P11 アメリカ合衆国     |                        |
| エスワティニ王国                      | P12 フランス共和国     |                        |
| ガーナ共和国                        | P15 ベトナム社会主義共和国 |                        |
| 北マケドニア共和国                     | P16 エルサルバドル共和国  |                        |
| ギニアビサウ共和国                     | P17 カタール国       |                        |
| キルギス共和国                       | P18 アラブ首長国連邦    |                        |
| ケニア共和国                        | P19 カナダ         |                        |
| コンゴ共和国                        | P20 ボルトガル共和国    |                        |
| コモロ連合                         | P21 コロンビア共和国    |                        |
| サモア独立国                        | P22 スイス連邦       |                        |
| スリナム共和国                       | P23 オーストリア共和国   |                        |
| スリランカ民主社会主義共和国                | P26 ブラジル連邦共和国   |                        |
| セーシェル共和国                      | P27 クウェート国      |                        |
| セントクリストファー・ネイビス               | P28 中華人民共和国     |                        |
| セントルシア                        |                 |                        |

（注）パビリオンの正式名称を示すものではない。

図 1-6 海外パビリオンの出展状況

2024年6月25日・26日に奈良県コンベンションセンターにおいて2025年日本国際博覧会「国際参加者会議2024年夏（IPM 2024 Summer/ International Participants Meeting）」を開催した

本会議には約160か国・地域、国際機関の国際博覧会責任者が出席し、万博準備の重点が建築から運営にシフトする中で、公式参加者がパビリオンをいかに運営していくかといった具体的な情報共有、意見交換を行うためのセッションを行った。あわせて、出展タイプに応じた分科会を行い、内装展示や運営等に関するより実践的なガイダンスを提供した。

また、公式参加者が独自のテーマウィークプログラム等を積極的に企画・実施してもらうためのヒントとなることを目的に、特別セッションを実施した。



図 1-7 IPM 参加者代表集合写真(2024年6月)

博覧会協会は、各界・各分野での第一人者8名をテーマ事業プロデューサーとして選定し、プロデューサーそれぞれの感性・想像力で万博のテーマ「いのち」や「いのちの輝き」を表現するテーマ事業「シグネチャープロジェクト」の準備を進めており、順次構想を発表している。

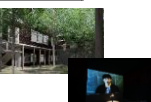
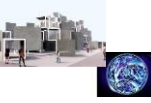
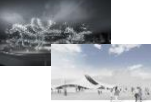
|                                                                                                       |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                              |                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>© LESLIE KEE</p> | <p>プロデューサー 河瀬 直美</p> <p><b>いのちのあかし</b></p> <p>コンセプト<br/>わたしのなかのあなた、<br/>あなたのなかのわたしに出会う場所</p>                              | <p>展示イメージ</p>  <p>© 2023 Naomi Kawase/SOD. All Rights Reserved.</p>                     | <p>プロデューサー 宮田 裕章</p> <p><b>Co-being</b></p> <p>コンセプト<br/>Better Co-being</p>                                                                  | <p>体験イメージ</p>  <p>© SANAA</p>                                                             |   |
|                      | <p>プロデューサー 小山 薫堂</p> <p><b>EARTH MART</b></p> <p>コンセプト<br/>「食」と「いのち」にまつわる当たり前を<br/>リセットし、ひとりひとりの行動を変える<br/>ヒントにあふれた市場</p> | <p>体験イメージ</p>  <p>© EARTH MART / EXPO2025</p>                                           | <p>プロデューサー 石黒 浩</p> <p><b>いのちの未来</b></p> <p>コンセプト<br/>技術と融合することにより、<br/>いのちの可能性を広げる</p>                                                       | <p>体験イメージ</p>  <p>© FUTURE OF LIFE EXPO2025</p>                                           |   |
|                      | <p>プロデューサー 河森 正治</p> <p><b>いのちめぐる冒険</b></p> <p>コンセプト<br/>今、ここに共に生きる奇跡</p>                                                 | <p>体験イメージ</p>  <p>© 2022 Shoji Kawamori/Office Shoji Kawamori. All rights reserved.</p> | <p>プロデューサー 中島 さち子</p> <p><b>いのちの遊び場 クラゲ館</b></p> <p>コンセプト<br/>STEAM<br/>ワクワク！を探す旅へ</p>                                                        | <p>体験イメージ</p>  <p>© Octopus Inc. &amp; Tetsumi Kawanishi/Concepts for Rights Reserved</p> |   |
|                     | <p>プロデューサー 福岡 伸一</p> <p><b>いのち動的平衡館</b></p> <p>コンセプト<br/>いのち動的平衡</p>                                                      | <p>体験イメージ</p>                                                                           | <p>プロデューサー 落合 陽一</p> <p><b>null²</b></p> <p>コンセプト<br/>デジタルヒューマンという新しい身体の写真鏡、<br/>変形構造体建築による新しい風景の鏡、<br/>デジタルとフィジカル二つの鏡を通して<br/>磨き輝く命の形を示す</p> | <p>体験イメージ</p>                                                                             |  |

図 1-8 テーマ事業「シグネチャープロジェクト」の概要

民間パビリオンは、大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に沿って工夫を凝らし、個性を活かした展示や演出を行うことにより、来場者に未来社会を体験してもらい、感動と共感を与えるパビリオンの実現を目指している。2023年10月4日及び18日に、各民間パビリオンの魅力を発信する「民間パビリオン構想発表会」を開催した。

#### 日本電信電話株式会社

パビリオン名称 **NTT Pavilion**



NTTパビリオンでは次世代通信インフラ「IOWN」により離れた空間そのものを伝送し、音や映像にとどまらない様々な感覚が伝わってきたり、他生物の世界を再現したりすることで、驚きある体験を提供します。

#### 電気事業連合会

パビリオン名称 **電力館 可能性のタマゴたち**



エネルギーのたくさんの“可能性のタマゴ”を体験できるパビリオンです。この「タマゴ型デバイス」を手にとって館内を巡り、新たなエネルギーの可能性を発見して、一緒に未来を切り拓こう！

#### 住友 EXPO2025 推進委員会

パビリオン名称 **住友館**



400年に及ぶ歴史の中で、住友が時を超えて継承し続けた「住友の森」の木々を余す所なく住友館の建築などに活用。館内では森の中で様々ないのちの物語に出会うインタラクティブな体験や、未来の住友の森へとつながる植林体験を実施する。

#### パナソニック ホールディングス株式会社

パビリオン名称 **パナソニックグループパビリオン「ノモの国」**



パビリオンを包むファサードがその時々風の風や光の当たり方によって様々な表情をするデザイン。このファサードの形状がまさに「720°の循環」を表現し、見る角度によって様々な感じ方ができます。また、このファサードの形状は「∞=インフィニティ」も意味しており、子供たちの無限の可能性を象徴しています。

**三菱大阪・関西万博総合委員会**  
パビリオン名称 **三菱未来館**

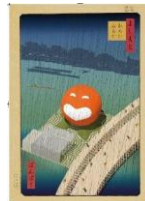


三菱未来館

地上に浮かぶマザーシップのような建築です。日中の日差しから束の間の休息を与えてくれる地下空間を通り、“船内”に乗り込んで、地上2階建てのパビリオンを立体的に巡り、時間・空間のリアルな体験から「いのちの未来」を感じていただきます。

**吉本興業ホールディングス株式会社**

パビリオン名称 **よしもとwaraii myraii館**



パビリオンのテーマは「Waraii Myraii（ワライミライ）」テーマの“waraii”が世界語となることを夢見て、3つの「世界中の子どもたち」「笑い」「つながる」のキーワードをもとに、「分断」と「対立」の世の中に、子どもたちが初対面でも笑い合うことで国境を越えてつながることができる「笑い」のチカラを、世界の子どもたちと一緒に示していきます。

**株式会社パソナグループ**

パビリオン名称 **PASONA NATUREVERSE**



コンセプトは「いのち、ありがとう。」「からだ・ところ・きずな」をテーマに様々な展示を実施。“いのち”の歴史、それを支える人類の英知や未来社会のデザインに触れ、“いのち”への感謝を感じて欲しい。

**特定非営利活動法人ゼリ・ジャパン**

パビリオン名称 **BLUE OCEAN DOME（ブルーオーシャン・ドーム）**



ブルーオーシャン・ドームは「海の蘇生」をテーマに掲げ、地球や海に対する態度変容を起こすような表現装置と共に、海の持続活用に関与した展示スペースでは各種イベントを実施し、来場者に今までにない体験を提供します。

**株式会社バンダイナムコホールディングス**

パビリオン名称 **GUNDAM NEXT FUTURE PAVILION**



「機動戦士ガンダム」をテーマに未来社会の課題解決に向けた実証実験や、人と人のつながりによる「共創」の実現、リアルとヴァーチャルの運動した未来体験を提供し、ガンダムが示す可能性を感じていただけるパビリオンを目指してまいります。ぜひご期待ください。

**玉山デジタルテック株式会社**

パビリオン名称 **TECH WORLD**



パビリオン「TECH WORLD」はデジタル技術を駆使してサステナブルな未来社会ビジョンを実現します。「心の山」をコンセプトに、きらめく山肌が自然との共存、人とのつながり、多様性や寛容、輝きのちなどを表現します。

**一般社団法人日本ガス協会**

パビリオン名称 **ガスパビリオン おばけワンダーランド**



コンセプト「化ける、未来！」に基づいて設計された、大きな三角形の断面が特徴的なパビリオン。鏡面の膜に風景が映り込み、建物の表情が変化します。3Rにも取組み、会期後にも「化ける」ことを目指します。

**飯田グループホールディングス株式会社**

パビリオン名称 **飯田グループ×大阪公立大学共同出展館**



普遍的価値を持つものは残しつつも、持続・循環・継承・進化を繰り返しながら、全ての命あるものが永続的に幸せになってほしいという未来社会への想いを、西陣織を纏ったメビウスのかたちに象徴的に表現しました。

**一般社団法人大阪外食産業協会**

パビリオン名称 **ORA外食パビリオン「宴～UTAGE～」**



人が楽しみを求めて交わる時、よき食べ物とよき飲物、よき色とよき形、よき音とよき会話、そしてよき演出が要る。それを併せ持つものをこの国では「宴」と呼んだ。

図 1-9 民間パビリオンの概要

大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」を強力に発信するとともに、日本と世界の文化体験の機会を創出し、多くの来場者に楽しんでいただくため、多彩な催事を実施する。このため、「大阪・関西万博催事検討会議」（共同座長：池坊専好 華道家元池坊 次期家元、大崎洋 吉本興業ホールディングス株式会社 前代表取締役会長）を設置し、

- （１）催事の編成方針や催事案に関すること
- （２）協会協力催事及び一般参加催事の審査にかかる基準に関すること
- （３）その他、催事企画に関する重要な事項に関すること

について検討を進めている。

また、2024年9月から会場の主要イベント施設で行われるイベントカレンダーを公表し、博覧会協会公式ウェブサイト内にイベントページを開設している。





図 1-12 営業施設の配置 (2024 年 11 月 15 日時点)

2023 年 11 月 30 日には、開幕 500 日前として前売入場券の販売を開始した。特に子どもについては、最低 1000 円台でのチケット購入を可能としている。

| 項目                   | 券種              | 概要                                                       | 大人<br>(満 18 歳以上)                     | 中人<br>(満 12・17 歳) | 小人<br>(満 4・11 歳) |
|----------------------|-----------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------|------------------|
| 前売<br>チケット           | 開幕券             | 4/13 から 4/26 まで 1 回入場可                                   | 4,000 円                              | 2,200 円           | 1,000 円          |
|                      | 前期券             | 4/13 から 7/18 まで 1 回入場可                                   | 5,000 円                              | 3,000 円           | 1,200 円          |
|                      | 一日券             | 超早期購入割引<br>(発売～24/10/6)                                  | 6,000 円                              | 3,500 円           | 1,500 円          |
|                      |                 | 早期購入割引<br>(24/10/7～開幕前)                                  | 6,700 円                              | 3,700 円           | 1,700 円          |
| 会期中販売<br>チケット        | 一日券             | 会期中いつでも 1 回入場可                                           | 7,500 円                              | 4,200 円           | 1,800 円          |
|                      | 平日券             | 土日祝を除く平日 11 時以降<br>1 回入場可                                | 6,000 円                              | 3,500 円           | 1,500 円          |
|                      | 夜間券             | 会期中いつでも 17 時以降<br>1 回入場可                                 | 3,700 円                              | 2,000 円           | 1,000 円          |
| 前売・会期<br>中販売チケ<br>ット | 特別割引券           | 障がい者手帳等をお持ちの方および<br>同伴者 1 名が購入可能で、会期中い<br>つでも 1 人 1 回入場可 | 3,700 円                              | 2,000 円           | 1,000 円          |
|                      | 複数回<br>入場<br>パス | 夏パス                                                      | 7/19 から 8/31 まで 11 時以降何度<br>も入場可     | 12,000 円          | 7,000 円          |
|                      |                 | 通期パス                                                     | 4/13 から 10/3 まで 11 時以降何度<br>も入場可     | 30,000 円          | 17,000 円         |
|                      | 団体              | 一般団体割引券                                                  | 15 名以上の一般団体が会期中いつ<br>でも 1 回同時入場可     | 6,300 円           | 3,500 円          |
|                      |                 |                                                          |                                      | 高校生               | 中学生・<br>小学生・園児   |
|                      |                 | 前期学校団体割引券                                                | 学校団体が開幕から 7/18 までに<br>1 回同時入場可       | —                 | 2,000 円          |
|                      |                 | 後期学校団体割引券                                                | 学校団体が 7/19 から 10/13 まで<br>に 1 回同時入場可 | —                 | 2,400 円          |

表 1-2 入場券の価格

また、入場券の販売開始に合わせて、機運醸成にむけた様々な取組を行っている。2024 年 9 月には新たなキービジュアルを公表し、開幕半年前となる 10 月 13 日から入場チケットの来場日時予約を開始している。



図 1-13 機運醸成の取組（キービジュアル）

## 第2章 ISO20121 に則した持続可能性マネジメントシステム

行動計画において定めた目標の達成及び具体的な取組を着実に進めていくためには、計画を実施するためのマネジメント体制の構築が重要である。

博覧会協会は、大阪・関西万博の準備、運営を通じての持続可能性の実現に向けて、国際標準規格である ISO20121:2012（以下、「ISO20121」という。）に適合したイベントの持続可能性マネジメントシステム（Event Sustainability Management System、以下「ESMS」という。）を組織内に構築し、認証を取得する。ESMS は、イベントを通じて、環境への悪影響を最小にする、誰もが参加可能であり包括的である、人々の健康的な生活を支援する、イベント後に有形無形の財産を残すといった「環境」、「社会」、「経済」を切り口とし、世代を超えた成功を目指したイベントを実現するための仕組みである。博覧会協会は、ESMS を活用し、継続的な改善を行うことにより、イベント運営における環境、経済、社会へのプラスの影響を増大させ、マイナスの影響を低減することを目指す。

ESMS の具体的な内容は、①博覧会協会が取り組むべき重要課題と目標を設定し、②各実施主体（部署）が責任をもって取り組む持続可能性の計画を定めて実行し、③取組成果の監視及び評価並びに内部・外部監査、組織のトップによるマネジメントレビューを実施するとともに、④ステークホルダー向けに定期的な報告を行うものである。博覧会協会は、ESMS の継続的な改善や、適切な資源及び年齢、性別、国籍等様々な視点から多様な人材の投入、十分な教育の実施により、持続可能な大阪・関西万博運営の実現に向け、組織一体となって取り組んでいく。また、行動計画策定にあたり実施してきた、各分野の有識者をはじめとする多様な利害関係者との意見交換を行動計画策定以降も継続し、進捗のモニタリングを着実に実施しながら、取組の進展や社会状況等の変化を踏まえ、取組内容の見直しや継続的な改善を実施する。

博覧会協会の運営は、社員総会により選任された理事から構成される理事会、理事会により選定された事務総長をトップとする事務局によって行われる。持続可能な大阪・関西万博開催にむけた取組については、ESMS 推進事務局の「持続可能性局」を中心に実施している。各部署には持続可能性の責任者・担当者として、「ESMS 責任者・担当者」を設置し、取組実施に際しての ESMS 推進事務局との連携強化を図っている。ESMS 責任者・担当者は、各部署において以下の取組を行うなど、持続可能性の取組に関し組織内で重要な役割を担っている。

持続可能性に関する取組を進めるには、職員一人一人が持続可能性を意識し、その重要性を組織内に浸透させていくことが必要である。このため、博覧会協会内の各種会議の場で持続可能性に関する情報・知識の共有を行うとともに、新規着任者をはじめとする全ての職員に対し、持続可能性に関する基本的な考え方についての研修を継続的に行っている。また、「ESMS 推進会議」を定期的に開催し、博覧会協会内の各部署に設置した ESMS 責任者・担当者と、持続可能性に関する情報共有を実施している。

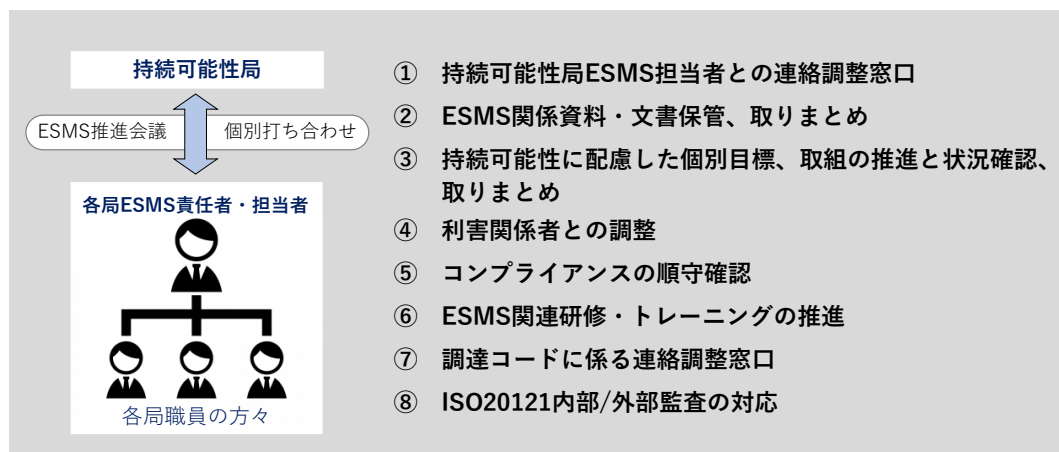


図 2-1 ESMS 責任者・担当者の役割

## 2.1 ISO20121 に則した持続可能性マネジメントシステム

ISO20121 は、ロンドンオリンピック・パラリンピックにおける持続可能性に関するマネジメントシステムの構築を契機として 2012 年に発行された規格であり、イベント運営における環境影響の管理に加え、その経済的、社会的影響についても管理することで、当該イベントの持続可能性への配慮に貢献する枠組を提供するものである。博覧会協会は、行動計画の策定に先立ち、ISO20121 が求める「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針（持続可能性方針）」を定め、持続可能な大阪・関西万博の運営を行うにあたっての基礎となる考えを示すとともに、ISO20121 に則した持続可能性マネジメントシステムを構築することを宣言している。また、行動計画及び行動計画に記載する目標は、ISO20121 の規格で策定することが求められる「目標設定及びその達成に向けた計画」に位置づけられる。ISO20121 規格に沿った運用管理、成果の監視及び評価、並びに不適合の是正等、PDCA サイクルによる継続的改善を行うことで、本計画の着実な実行に向けて取り組んでいく。

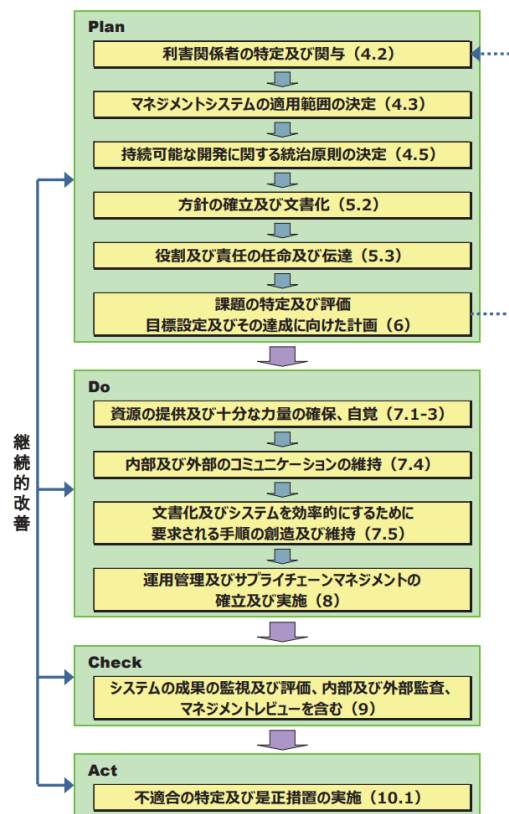


図 2-2 ISO20121 のマネジメントシステムのモデル  
(出典 「イベントにおける環境配慮ガイドライン」(2019 年 9 月 環境省))

2023 年 3 月には、ISO20121 の要求事項に基づいて博覧会協会が業務遂行のために共有すべき情報をまとめたルールブックとして「ESMS マニュアル」を策定し、ESMS 責任者・担当者をはじめ、博覧会協会職員の ESMS に関する理解を深めるための参照文書として「ESMS マニュアル概要版」を策定している。

2023 年度は、前年度に策定した計画(Plan)をもとに、(1)個別目標、各取組の推進、報告、(2)利害関係者（ステークホルダー）との関わりの記録、保管、(3)法令・条例等の確認等、実行(Do)フェーズの取組を進めた。また、内部監査による各部署取組の確認、トップマネジメントレビューの実施等、確認(Check)フェーズの取組を実施した。

2024 年度は、(1)課題に対する計画立案、(2)ESMS 運用の見直し、改善(Act)フェーズの取組を進めた。また、イベントの持続可能性に関する国際標準規格である ISO20121 認証について、外部の認証機関による認証審査を実施した。8 月 13 日には認証を取得、9 月 26 日に認証書の授与式を開催した。

2025 年度は、ISO20121 の認証を維持するための外部認証機関による維持審査を会期中に実施する予定である。

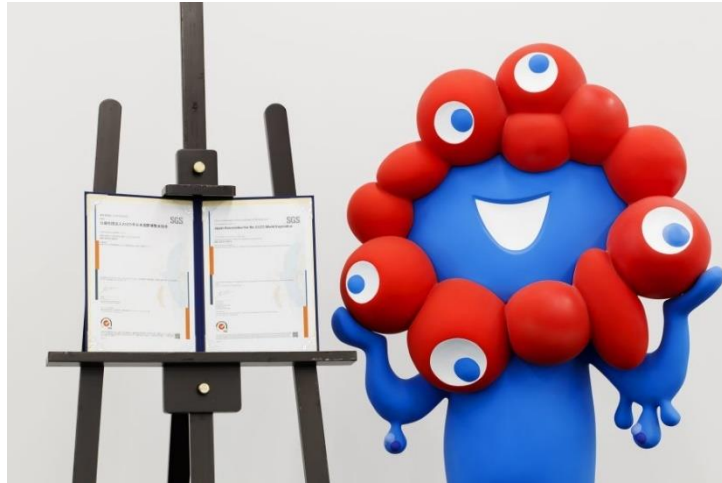


圖 2-3 ISO20121 認證書

## 第3章 持続可能な万博の運営にむけた指標・取組

### 3.1 People(いのち、ひと、健康、福祉)

生態系を構成するすべての「いのち」を守り育てることの大切さを訴求する。

#### 【目指すべき方向】

大阪・関西万博は「Society5.0」の実現や社会課題の解決に向け、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマを実現するアプローチとして「People's Living Lab」というコンセプトを採用し、いのちや食、学び等の多様な価値が創出されるよう取り組む。

#### 【背景】

近年、新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、世界は「いのち」を守ることを大変さや大事さに真正面から向き合うこととなった。気候変動により多発する自然災害も、人々が「いのち」について考える機会となっている。また、日本をはじめとする様々な国で少子化が課題となり、「いのち」をはぐくむことの大切さや喜びを知ることが重要となっている。医療技術の進歩に伴い、長寿化が進んだことにより、人々が長い間、いきいきと暮らしていける社会をつくることも求められる。

このような中、大阪・関西万博は「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマを掲げ、「Saving Lives (いのちを救う)」「Empowering Lives (いのちに力を与える)」、「Connecting Lives (いのちをつなぐ)」という3つのサブテーマを設定している。

人類、そして地球の持続可能性を確保するためには、生態系を構成するすべての「いのち」を守り育てることの大切さを訴求することが必要であることから、これを大目標に掲げている。また、メインテーマを実現するアプローチとして、大阪・関西万博は「People's Living Lab」というコンセプトを採用している。「いのち」を守り育てることの大切さを知り、学び、自らの行動変容につなげる機会を来場者に提供できるよう、万博会場を実験場として活用し、これまで人々が経験したことのないような多様な価値を創出することを目指すべき方向としている。

#### 【取り組むべき内容】

大阪・関西万博では、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマと「多様でありながら、ひとつ」という会場デザインコンセプトを踏まえ、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等に関わらず、大阪・関西万博を訪れる世界中の人々が利用しやすいユニバーサルデザインの実現をめざしている。このために以下のような取組を進める。

参加国にメインテーマ、サブテーマを周知し、展示・発信に反映していただき、来場者に「いのち」について考える機会を提供する。

「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマを実現するために、あらゆる参加者、来場者が大阪・関西万博に参加し、多様な価値が創出されるような会場運営をする。このために、Society5.0の実現に向けた様々な技術も活用しつつ多言語翻訳の活用などを進める。

バリアフリーな会場施設のできる限りの実装にむけて以下の導入についての検討を進める。

- ・会場における情報表示やアナウンスへの多言語表記やピクトグラムの使用
- ・音声を多言語及び文字で表示する技術を使った案内の導入等（デジタルサイネージ）
- ・視覚障がい者誘導用ブロック等の対策、知的・精神・発達障がい者等への配慮としてスペースの設置、授乳室、休憩用ベンチの設置
- ・様々な利用者を想定した多様なバリアフリースイートの設置
- ・男女それぞれの一般トイレへのオストメイト対応・親子対応の大型ブースの設置

不特定多数の人々が利用する会場において、対象物、状態に関する情報を提供するため、ピクトグラム、サイネージ、音声ガイド等の利活用を検討する。

すべての人の健康に配慮した安心・安全な環境づくりのため、熱中症、感染症への対策などについて検討を進め、計画やマニュアルに反映する。

#### 【主な実施事項、検討の状況】

以上のような背景、取り組むべき事項について、以下のように取組、検討を進めた。

- ・2022年10月に公式に参加を表明している国・地域や国際機関だけではなく、まだ参加を表明していない国も対象に、大阪府立国際会議場で開催した大阪・関西万博初の国際会議である、International Planning Meeting（IPM、国際企画会議）において、大阪・関西万博のテーマ、サブテーマを紹介している。



図 3-1 IPM(2022 年 10 月)

- ・Society5.0の実現に向けた先進技術の実装にむけて、協賛者等と展示に関する協議を行っている。
- ・来場者がより一層利用しやすい博覧会会場となるよう、国際パラリンピック委員会（International Paralympic Committee）のアクセシビリティガイドの3つの基本原則

「公平」、「尊厳」、「機能性」を踏まえて、身体障がい（聴覚、視覚、肢体不自由等）、知的障がい、精神障がい、発達障がい等の様々な障がいのある人が検討に参画し、障がいのある人の視点を反映させ、障がいのある人を取り巻く新しい国際情勢を念頭に置きながら、国際的な水準でのユニバーサルデザインの実現をめざして、「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」（以下「UD ガイドライン」という。）を制定・公表している。

UD ガイドラインでは、

- 1) 誰一人取り残さないアクセシブルでインクルーシブな社会に向けて
- 2) 「アクセシブルでインクルーシブな博覧会」を契機とした、より高いユニバーサルデザイン水準をめざす
- 3) IPC アクセシビリティガイドが掲げる基本原則「公平」、「尊厳」、「機能性」
- 4) 障がい当事者等の参画による評価と意見反映～ユニバーサルデザイン ワークショップの積極的奨励～

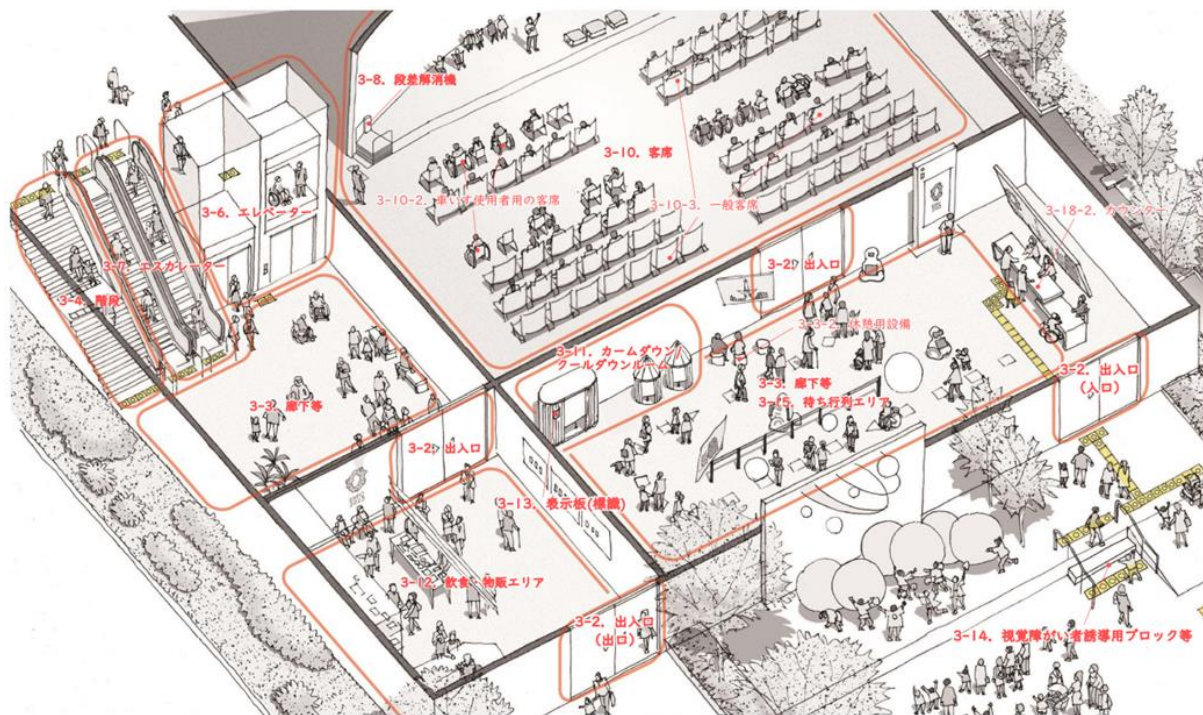
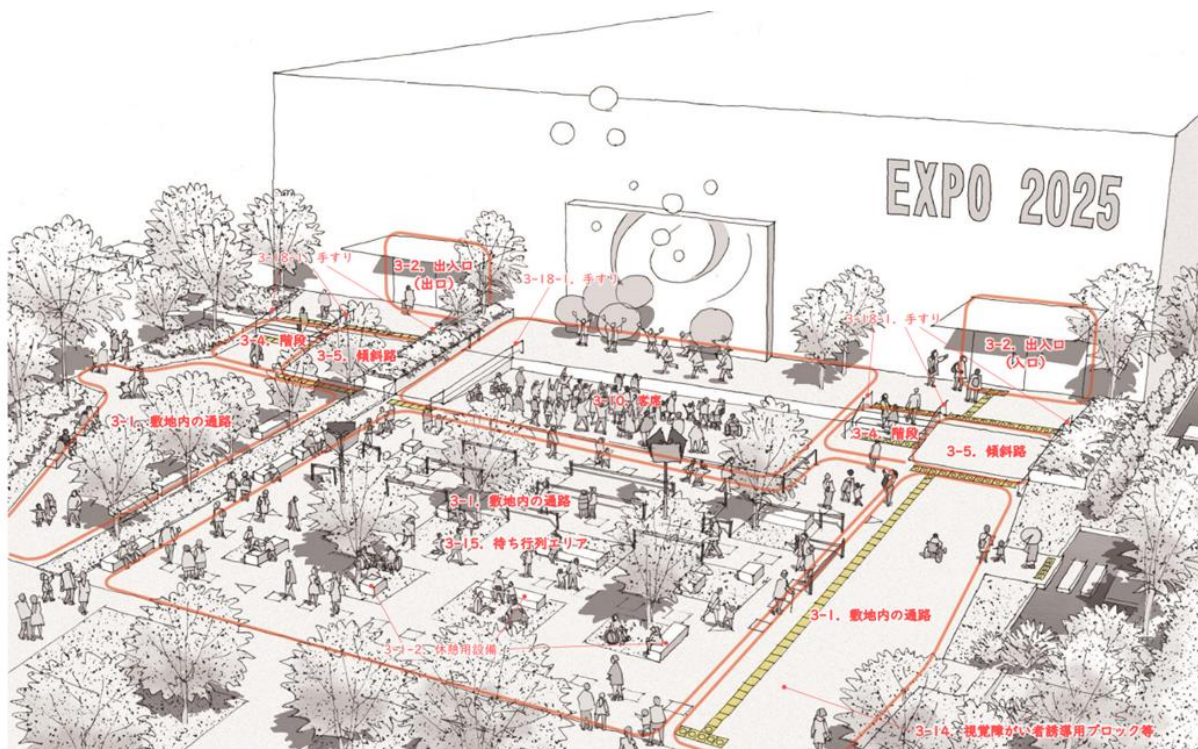
を基本的な考え方として、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等に関わらず、大阪・関西万博を訪れる世界中の人々が利用しやすいユニバーサルデザインの実現に向けて、利用者にとって快適な環境整備を行うことを目的に、会場の施設整備に関する共通指標となる、敷地内の通路や建物内の廊下、階段、便所、案内設備等の基準を作成している。

この基準は、ユニバーサルデザイン検討会において、障がい当事者や学識経験者等の意見を伺い、作成している。

また、同ガイドラインを遵守した会場となるよう、実施設計者と協議を行っている。

- ・会場及び会場外駐車場（万博P & R駐車場）に、バリアフリースイレやカームダウン室を設置する。
- ・会場案内マップについて、デジタルを基本としつつ、デジタル対応が苦手な方に配慮するための紙による「公式マップ」、バリアフリー情報を掲載した「バリアフリーマップ」、光や音、匂い等の感覚に関する情報を掲載した「センサリーマップ」、及び「点字マップ」を作成する。
- ・会場内にデジタルサイネージを設置し、来場者に対して災害情報や交通情報、禁止行為等の規制、ユニバーサルサービスに関する情報や、パビリオン・施設・店舗情報、イベント情報、SDGs と万博の関わりなどについて情報提供を行う。
- ・スマートフォンに慣れない方などにも気軽に入場チケットを購入いただけるよう、2024 年 10 月から紙チケットを販売している。また、大阪府市においては、チケット購入・来場日時予約等の支援を行うとともに、パビリオンやイベント等の情報発信を行うサポートデスクを設置し、博覧会協会としてサポートデスクのスタッフ研修などに関して協力している。
- ・来場者のうち高齢者・障がい者・長距離の歩行が困難な方を対象に、利便性・快適性を高めるために、「パーソナルモビリティ」の貸出を行う。





### 3-1. 敷地内の通路（屋外の通路）

敷地内通路（屋外の通路）とは、敷地境界からパビリオン等の建築物の出入口までの屋外通路を示す。誰もが敷地境界から建物の出入口まで同じ経路で安全に利用できるように配慮した通路を設けることが必要である。

#### 3-1-1. 基本事項

（動線計画）

**C1-1** 敷地内通路には、階段・段を設けないこと。ただし、やむを得ず段差・高低差が生じる場合は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設すること（階段は3-4、傾斜路は3-5、エレベーターは3-6を参照）。

**C1-2** 敷地内の通路と敷地境界部分や出入口との段差を設けないこと。

図 3-2 ユニバーサルデザインガイドラインに基づく会場整備のイメージ

（出典 施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン【改定版】から抜粋）

- ・日陰の暑熱環境改善効果、熱中症患者が発生した際の体制を含めた医療救護体制など、会場における暑熱対策について検討を進めている。2023 年 10 月に気候変動による熱中症リスクの増加等を考慮し、医療救護協議会での議論を経て、「医療救護対策基本計画」を策定、公表した。2024 年 11 月には、来場者の安全・安心を確保するとともに、会場内に必要な医療救護体制を確立するため、医療救護施設・体制の概要、傷病者発生時の対応、会場内の医療救護情報の共有、協会内・関係機関との連携、多数傷病者発生時の対応等について記載した「医療救護対策実施計画」を策定している。
- ・2024 年 9 月に策定した「2025 年日本国際博覧会防災実施計画」では、猛暑編として、会場内には医療救護施設を設置し、熱中症患者発生時の対応に備えるとともに、環境省「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020」等を参考に、暑さ指数(WBGT)を指標とした対策を実施することを定めている。

(5) 猛暑への対応

資料 5

「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020(環境省)」を参考に、暑さ指数(WBGT)を指標とした対策を実施するとともに、熱中症患者が発生した場合は会場内の医療救護施設にて診療・応急手当を実施。

1 情報提供・啓発

活用ツール … 協会ホームページ、場内放送、デジタルサイネージ  
情報・啓発 … 熱中症警戒アラート、帽子や日傘の推奨、水分補給

2 待機列等に対する対策

待ち時間短縮 … 入場ゲートの十分なレーン数を確保、パビリオン入館予約制の導入  
環境充実 … 入場ゲートのスポットエアコン配備、遮熱性舗装の整備  
飲料、暑熱対策用品の販売、テント・パラソル等の日射抑制

3 給水環境の整備

店舗での飲料水販売  
自動販売機・マイボトル給水機・ウォーターサーバー設置

4 医療救護対策

会場内に診療所(3か所)、応急手当所(5か所)を設置。  
診療所には、医師・看護師・救護隊が常駐。  
応急手当所には、看護師・救護隊が常駐。

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

図 3-3 防災実施計画における暑熱対策の概要（防災実施計画(概要版)より抜粋）

- ・暑熱対策としての簡易テントや冷風設備を設置するなど、子ども向け装飾・遊び場も加味した休憩所や来場者用サービス・展示施設の整備を進めている。また、来場者が自由に利用できる給水機約 80 台を会場内に設置する。
- ・2020 年 6 月から「感染症対策検討会議」において、新型コロナウイルス感染症だけでなく基本的な感染症対策、ワクチン接種による予防、検疫や食中毒対策などの必要性、万博における感染症対策検討の流れを確認しており、2022 年 12 月には本会議を統合して「会場衛生協議会」を設置し、会場内の衛生管理及び感染症対策等、開催期間中を想定した具体的な方策についての検討を開始した。2023 年 6 月に会場内の感染症対策を含む衛生管理全般に関する基本方

針を示した「会場衛生基本計画」を策定し、2024年9月には、基本計画で定めた会場内の環境衛生対策、食品衛生対策及び感染症対策に関する具体的な取組を示した「会場衛生実施計画」を策定している。また、博覧会で業務を行う関係者（協会職員や公式参加者、非公式参加者、メディア関係者、ボランティアリーダー等）に対し交付する関係者入場証を発行する際に麻しんワクチン及び風しんワクチンの接種歴を確認している。

- ・「いのち輝く未来社会のデザイン」という万博のテーマに即した、会場におけるたばこの取扱について検討している。2024年1月19日に公表した、会場内における秩序維持及び安全対策・保安上の観点から、会場全体において禁止されている持込物と禁止行為を規定した「持込禁止物・禁止行為に関する来場者向け規約」では、場内での喫煙を禁止行為として規定している。

- ・来場者等の安全確保及び博覧会の円滑な運営をはかるため、防災体制を検討し、2023年12月には、防災関係者や関係行政機関を構成員とする「安全対策協議会」（議長 京都大学防災研究所 多々納裕一教授）での意見を参考に、会場及び会場外駐車場（万博P＆R駐車場）における災害予防、事前対策及び応急対策に関する基本的事項を定めた「防災基本計画(初版)」を策定した。2024年9月には災害時における組織体制、危機管理センターの運用、関係機関との連携・役割分担、災害想定ごとの対策等を記載した「防災実施計画」を策定し、防災基本計画を一部改定している。

#### 1 目的

本計画は、博覧会の開幕期間中に発生する災害から、来場者や博覧会に関わる全ての参加者及び勤務者（以下「来場者等」という。）の安全を確保するとともに、来場者が安心して訪れることができる博覧会を実現するために策定する。

また、会場及び会場外駐車場における災害予防、事前対策及び応急対策に関する基本的事項を定めることにより、万が一の災害発生時に協会及び関係機関が密接に連携して災害対応にあたり、博覧会の安心・安全の確保に資することを目的とする。

#### 3 災害想定

本計画の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

(1) 地震・津波 (2) 風水害 (3) 落雷 (4) 猛暑 (5) 火災 (6) その他の災害

#### 4 基本方針

(1) 協会は、事前対策として、参加者も含めた博覧会全体の自主防災組織を構築し、自主防災組織の充実強化に向けて、防災教育や防災訓練を実施する。

(2) 協会及び関係機関は、相互に連絡調整を行える体制を構築する。

(3) 災害発生時には、来場者のみならず参加者及び勤務者の安全確保にも努めることにより災害に対応できる人的資源を確保し、避難誘導や応急救護措置などの初動対応を行う。

(4) 関係機関の協力が必要な災害が発生した場合は、協会と関係機関が密接に連携した災害対応を行う。

表 3-1 防災基本計画(初版) 抜粋

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○ 組織体制</p> <p>平時より危機管理センターで災害情報等を収集。大規模災害時等は災害対策本部のもと関係機関と連携した応急対策を実施。</p> <p>特に、大阪府・大阪市とは、府市連絡員を通じて物資の確保、帰宅支援等についての連携を強化。</p> <p>○ 気象への対応</p> <p>① 台風への対応 万博の安全な運営の可否について、気象情報等により閉場等を判断する。</p> <p>② 落雷への対応 落雷リスクに応じた対策を講じる。</p> <p>③ 猛暑への対応 暑さ指数（WBGT）を計測・予測し、来場者に啓発する。</p> <p>○ 地震・津波への対応</p> <p>南海トラフ巨大地震等の地震発生時の、協会及び大阪府・大阪市の連携を明確化、フェーズごとの連携内容を記載。</p> <p>○ 水・食料等物資の備蓄</p> <p>来場者が最大3日間（72 時間）滞在できる備蓄品を確保することに加え、大阪府・市からの物資の夢洲内保管の協力も得ることで備蓄量を増強。</p> <p>※ 津波警報・注意報解除後のアクセスルートの安全点検等のため、発災後最大3日間（72 時間）の滞在が想定される。</p> <p>※ 発災時は、会場内の飲食店に食料の提供について協力要請する。（ガイドラインに記載し、事前に協力要請を実施。）</p> <p>○ 船舶による代替輸送及び緊急時の傷病者搬送</p> <p>夢洲での滞在が継続する場合、船舶による代替輸送の要請や、ヘリコプターや船舶による傷病者搬送の要請を行う。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

表 3-2 防災実施計画の主な事項

## 3.2 Planet(生態系、環境)

国際的合意（「パリ協定」、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」「昆明・モントリオール生物多様性枠組」）の実現に寄与する会場準備、運営を目指す。

**【目指すべき方向】**

- ①省 CO<sub>2</sub>・省エネルギー技術の導入や再生可能エネルギー等の活用により、温室効果ガス排出量の抑制に徹底的に取り組む。

**【背景】**

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に向けた国際的枠組については、2005 年の京都議定書の発効以降も検討が進められ、2015 年 12 月には、パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、全ての国が参加する公平かつ実効的な枠組となるパリ協定が採択された。パリ協定では、産業革命前からの平均気温上昇を 2℃より十分低く保ち（2℃目標）、1.5℃に抑えるよう努力するとともに、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と人為的な吸収を均衡させるという世界共通の長期目標が掲げられた。また、各国に長期の温室効果ガス低排出開発戦略の策定と、5 年ごとにより高い温室効果ガス削減目標に更新することが求められるなど、温暖化対策のさらなる推進に向けた合意がなされた。なお、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 6 次評価報告書によると、気温上昇を 1.5 度未満に抑えるには、CO<sub>2</sub> 排出量を 2050 年代初頭には正味ゼロ又はマイナスにする必要性が高いことが示されている。

日本は、2021 年 4 月に、2030 年度において温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、同年 10 月に地球温暖化対策推進本部において、「日本の NDC（国が決定する貢献）」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局へ提出した。また、脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明する地方自治体も増えつつある。大阪・関西万博の開催地である大阪府や大阪市内でも、2050 年ゼロカーボンシティを表明し、脱炭素化に向けた取組を一層推進している。

さらに、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（2023 年 7 月）では、GX(グリーントランスフォーメーション)の実現を通して、日本企業が世界に誇る脱炭素技術の強みを活かして、世界規模でのカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、新たな市場・需要を創出し、日本の産業競争力を強化することを通じて、経済を再び成長軌道に乗せ、将来の経済成長や雇用・所得の拡大につなげることが求められている。

経済分野では、気候変動が金融システムの安定を損なう恐れがあるとの考え方から、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の要請を受け、金融安定理事会（FSB）により設立された「気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」において、2017 年 6 月に気候変動要因に関する適切な投資判断を促すための一貫性、比較可能性、信頼性、明確性をもつ、効率的な情報開示を促す提言が策定された。同提言は、企業等に対して、自社のビジネス活動に影響を及ぼす気候変動の「リスク」と「機会」について把握し、ガバナンス（Governance）、戦略（Strategy）、リスク管理（Risk Management）、指標と目標（Metrics and

Targets) について開示することを推奨している。日本においても、2020 年に経済産業省が主催した TCFD サミットで菅総理大臣が、日本は累積の CO<sub>2</sub> 量を減少に転じさせる「ビヨンド・ゼロ」を実現するイノベーションを生み出し、「環境と成長の好循環」の絵姿を示すことで世界の脱炭素化に貢献していくこと、日本政府として TCFD を支援していくことを表明した。また、株式会社日本取引所グループは、2021 年 6 月に改訂したコーポレート・ガバナンス・コード(CGC)で、東京証券取引所プライム市場上場企業に対して TCFD または同等の枠組に基づく情報開示を求めている。さらに、公益財団法人財務会計基準機構 (FASF) サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) で、国内基準の検討が進められている。

### 【取り組むべき内容】

脱炭素についても 2030 年やその先を見越した大阪・関西万博とするために、2050 年のカーボンニュートラルを目指して 2025 年時点でできることを最大限行うとともに、2050 年やその先を見据えた技術や社会の在り方について来場者に見て、体験いただく。

このためにまずは、会場建設については、できる限り省エネルギーを考慮した施設建設、環境負荷の小さい建材、設備、機器の調達、建築環境総合評価制度 (CASBEE) の採用など、環境性能の最大限の確保に取り組む。

各パビリオンの空調制御等のエネルギーマネジメント、温室効果ガス排出量算定による排出量の見える化を推進する。

会場に必要なエネルギーについては、再生可能エネルギー、水素・アンモニア発電などのカーボンニュートラルなエネルギーの調達を検討する。

さらに、交通分野においては、温室効果ガスの削減にも配慮しつつ、万博来場者の安全で円滑な移動、大阪・関西圏の社会経済活動を支える人流・物流への影響の最小化を実現する。

加えて、サプライチェーン全体を見渡した排出量削減も重視して取組を進める。削減努力をするにあたっては、短期的な削減のみを考えるのではなく、参加者、来場者が将来にわたって行動を変えていくきっかけとなるような仕掛けを作って、削減につなげていく。

2050 年やその先の未来を見越した技術として、メタネーション、CO<sub>2</sub> 排出削減・固定量最大化コンクリート、DAC(Direct Air Capture)技術など脱炭素に向けた革新的技術を導入し、会場内外の脱炭素に向けた取組を世界中に発信していく。

### 【主な実施事項、検討の状況】

- ・脱炭素の取組については、持続可能性有識者委員会脱炭素ワーキンググループ（以下「脱炭素 WG」という。座長：下田吉之大阪大学教授）に諮りつつ取組を進めている。

脱炭素 WG においては、〈EXPO 2025 グリーンビジョン〉、目指すべき方向性に掲げた「カーボンニュートラルの実現」等に向けて、温室効果ガス排出量の算定、電源構成の検討、グリ

ーンビジョンやアクションプランに記載の技術、オフセットの考え方等についてご検討いただいている。

脱炭素の目標値については、カーボンニュートラル実現に向けて、対象となる期間、バウンダリ（温室効果ガス排出量の算定範囲）、対策に関して検討している。この目標作成にあたっては、会場内でのエネルギー使用についての指標の他、サプライチェーンを見渡した指標についても検討を行った。（詳細については第4章に記載）

#### <2025 年時点でできる最大限の対策>

- ・ 個々の取組としては、パビリオンの建築準備が進んでおり、博覧会協会より、参加者に対して、パビリオンの設計に必要な計画及び管理に関する事項について記載したガイドラインを示している。この中では、脱炭素について以下のような基準を示している。

##### 2-4-2. エネルギー・地球環境

- C-23 エネルギー消費性能の高い設備機器を採用しなければならない。トップランナー制度の該当機器については、省エネ基準を達成している機器を採用しなければならない。（ただし、廃棄物発生量の抑制のため、リース機器及びリユース機器を導入する場合は、この限りではない。）
- G-14 温室効果ガスの排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指す取組として、パビリオンの設計においては、建物の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を積極的に検討することが望ましい。なお、今後、策定予定の大阪・関西万博の持続可能性に関する基準については、改めて公表する。
- G-15 建築外皮（屋根・外壁・窓・床）は、断熱性・遮熱性の高い工法・資材の採用や、庇等による日射遮蔽を行い、熱損失・熱取得の低減を図ることが望ましい。
- G-16 自然通風や自然採光等の自然エネルギーを直接利用する手法を採用することが望ましい。
- G-17 太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー設備を導入することが望ましい。
- G-18 用途別（空調、換気、証明、給湯、コンセント等）や機器別のエネルギー使用状況を把握できるEMS（エネルギー監視システム）を導入することが望ましい。エネルギーの使用状況が見える化し、効率的な設備運用によるエネルギー消費量削減に努めること。
- G-19 オゾン層破壊係数及び、地球温暖化係数のより小さい資機材を採用することが望ましい。
- G-20 低 NOx 仕様機器を採用することが望ましい。

（出典 パビリオンタイプA（敷地渡し方式）の設計に係るガイドライン（民間パビリオン用）から抜粋）

- ・ 会場の空調については、空調用の冷水を冷水プラントで集中的に製造し、導管を通して複数建物へ供給する地域空調システムを導入する。冷水プラントは会場内に分散配置し、中央監視設備・自動制御システムからの遠隔監視・操作により、熱源の台数制御、熱負荷予測、冷水の搬送動力低減など効率的な運用と見える化を行う。また、再生可能エネルギーとして、冬季に地下水を予冷して夏季に冷却水として利用する帯水層蓄熱設備や、海水を冷凍機用冷却水として利用する設備を設置する。
- ・ 各パビリオンにおいて、動力や照明の需要は演出内容等により異なるが、冷房については概ね面積に比例し、エネルギー需要のうち平均すると約4割が冷房需要であると推定されることがか

ら、冷房を中心に各パビリオンに省エネの取組を促す。具体的には、各パビリオンにおいて独自の取組が困難な場合、様々なセンサーをパビリオンに多数取り付けAI技術と結合させて、空調の最適管理を行うシステムなどを採用することを各パビリオンに奨励し、冷房の最適化に努める。現状10件のパビリオン、協会施設でシステム導入を進めている。海外パビリオンへも導入提案を行っていくとともに、導入するパビリオンでは2割程度の省エネを目指す。

- ・会場内パビリオン及び各施設のエネルギー使用量データを可視化することにより、各施設使用者の省エネ意識向上を促す。可視化にあたっては、出展規模や来場者数等を勘案したうえで、相対的にエネルギーをかけずに効率的に演出ができている施設使用者が評価、表彰されるような仕組作りを行っている。

また、できる限りエネルギー使用量及び分析データの更新頻度を細かくすることにより、消し忘れなどの意図しないエネルギー消費の早期発見や、使用当時の状況（施設運営状況、気象状況など）の把握を容易にする。

- ・国の第6次エネルギー基本計画においては、現状の排出係数がゼロの電力に加えて、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて取組を進めることとしている。また、非電力部門は、電化を進めることとされている。エネルギー源として可能なものについては電気として、排出係数がゼロの電力を使うことがカーボンニュートラル社会の絵姿であり、大阪・関西万博においてもこうした取組を進める。

具体的には、会場及び会場外駐車場（万博P&R駐車場）に排出係数がゼロの電力を導入する他、例えば、会場内・外周バスや廃棄物運搬車両については、EVを導入する。冷房施設においても電気による冷水プラントをガス冷水プラントより優先して稼働させる。

- ・廃棄物等の場内物流については、EV車両を導入するとともに、その他の車両については、低燃費車の利用や、合成燃料、バイオディーゼル等の利用を働き掛ける。また、バイオディーゼルについては各家庭の廃油も活用できることから、会場に近い地域での回収、再利用も働きかけていく。
- ・実質の削減が困難な会場内施設の冷房用の都市ガスは、オフセットされた「カーボンニュートラルガス」を調達する。オフセットにはJクレジットまたはJCMを使用し、e-メタンやバイオガスから環境価値を移転させたクリーンガス証書も一部使用する。また、会場内でのLPGなどのガス利用については、2024年5月発行の「持続可能性に配慮した調達コード（第3版）」にて、「会場内において電気、都市ガス又はLPGを使用する場合には、カーボンニュートラルなものを使用しなければならない。」としている。博覧会協会の調達するガスはこれに準じて調達しカーボンクレジット等が付与されたものを用いることを義務付けるとともに、参加者に対しても呼びかけを継続する。

- ・脱炭素については、会場内での博覧会協会、参加者の取組はもとより、万博をきっかけに会場内外における参加者、市民の取組を促し、持続可能な社会に向けた行動変容のきっかけを作っていくことが重要だと考えている。

このため、万博会期前から会場外で、企業や学校、自治体などの団体を通して、個人に呼びかけ、脱炭素社会に向けたレガシーとなるよう“万博をきっかけ”とした様々なCO<sub>2</sub>削減努力

を一体となってい、将来の排出削減に貢献する。本取組を「EXPO グリーンチャレンジ」とし、その CO<sub>2</sub> 削減量をカウント、集計し、モニタリングする。本取組の核となる「チャレンジメニュー」は特に個人を対象とし、行動促進のために「EXPO グリーンチャレンジアプリ」を展開。アプリを通じて削減量をカウント集計し、可視化する。同アプリは 2024 年 3 月 7 日からサービスを開始した。

また、参加事業者の取組による CO<sub>2</sub> 削減データを大阪府がとりまとめてクレジット化し、万博に寄付いただくことで、大阪・関西万博の脱炭素化に貢献する取組である「もずやん EXPO グリーン募金箱」を大阪府と協力して進めている。

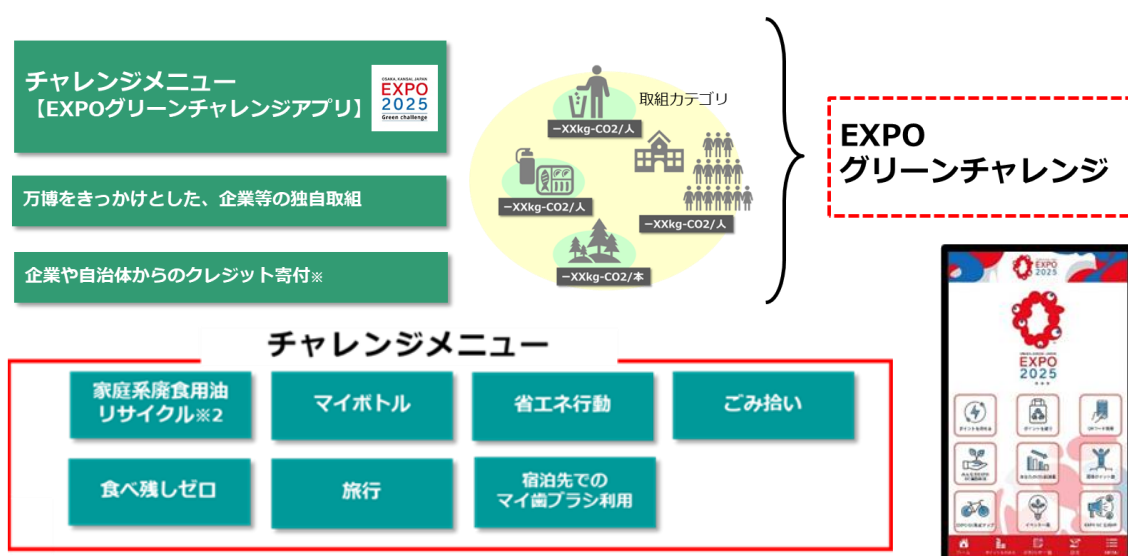


図 3-4 EXPO グリーンチャレンジのイメージ

・万博来場者の安全で円滑な移動、大阪・関西圏の社会経済活動を支える人流・物流への影響の最小化を実現するため、学識経験者や関係する行政機関、関係団体等からなる 2025 年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会（以下、「協議会」という。）を 2021 年 7 月に設置し、来場者輸送の具体的な対策について協議、調整を行っている。

2022 年 6 月に「大阪・関西万博 来場者輸送基本方針」を策定し、同年 10 月には、基本方針を実現するための具体的な取組についてまとめた「大阪・関西万博 来場者輸送具体方針（アクションプラン）初版」を策定し、2024 年 12 月に第 5 版（最終版）を公表した。アクションプランでは、アクセスルートの計画や交通マネジメントの取組内容について記載している。

（アクションプランの概要）

- ・自家用車利用については、できるだけ抑制を図り、公共交通機関（鉄道・バス）の利用を呼びかける
- ・公共交通機関の利用が難しい等、やむを得ず自家用車を利用して来場する者に対しては、尼崎、堺の会場外駐車場（万博 P & R 駐車場）に誘導し、舞洲の会場外駐車場（万博 P & R 駐車場）については、シャトルバスの運行、物流交通に影響を与えない範囲の利用に抑制する
- ・桜島駅シャトルバス及び舞洲 P & R シャトルバスは、全車両 EV バスで運行し、夢洲第 2 交通ターミナル、舞洲万博 P & R 駐車場等に EV 充電器を設置し、EV バスの運行に必要な継ぎ足し充電を実施する

- ・入場券の料金割引等によるチケットコントロール、会場への入場時間予約や駐車場入庫時間予約制度等により、来場日及び来場時間のピークを平準化
  - ・鉄道の運行本数増便、道路における淀川左岸線（２期）の活用や交通容量拡大等の供給拡大策の実施
  - ・需要平準化策、供給拡大策等を実施しても鉄道や道路で発生する万博交通による影響が解消されないことから、一般交通の抑制、分散、平準化を目的とした交通需要マネジメント(Transportation Demand Management, TDM)の実施を働きかける
- ・桜島駅シャトルバス及び舞洲万博 P&R 駐車場シャトルバス等において、100 台を超える規模で EV バスの運行を行うとともに、EV バスのエネルギーマネジメントと乗務員の配置等を行う運行管理システムを併せた効率的な運用システムを実用化導入する等、国内において初めての取組を推進する。また、路線バスタイプ以外の運行については、2025 年に国内で生産される合成燃料の活用や B5 燃料の使用を促していくことにより脱炭素化に取り組む。
- ・会場アクセスバス並びに会場内・外周バスについて、EV（電気）バス 100 台を導入し、運行管理システム（FMS:Fleet Management System）と一体となったエネルギーマネジメントシステム（EMS:Energy Management System）を活用した運行と充電を両立する技術実証を、協賛事業者のノウハウと技術を生かして実施する。さらに、自動運転レベル4相当での運行や走行中給電などの新技術も融合させ、世界でも類を見ない大規模な実証を行うことで、次世代のモビリティとその進化を示していく。
- ・バス会社の協力を得て、会場整備工事に従事する工事関係者を対象にした通勤バスとして EV バスを運行している。また、会場内で関係者が移動するための電動モビリティの導入を進めている。
- ・会場建設工事において、朝礼等においてエコドライブの周知を図るなど環境に配慮した輸送に努めている。
- ・大阪市建設局と博覧会協会は、大阪・関西万博における自転車等の安全で円滑な来場方法を検討するため、「大阪・関西万博 自転車アクセス協議会」を開催している。同協議会では、自転車によるアクセス、来場者の交通安全対策について検討するとともに、周辺自治体と連携した機運醸成についても検討している。
- ・「持続可能性に配慮した調達コード」において、省エネルギーの推進、低炭素・脱炭素エネルギーの利用、温室効果ガスの削減に資する取組、バリューチェーン全体を通じた温室効果ガスの低減に寄与する原材料の利用についての基準を定め、サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等並びにそれらのサプライチェーンに対し、調達基準の遵守を求めている。
- ・実質の削減が困難な航空機移動に係る温室効果ガス（GHG）排出については、パビリオンを出展する参加者に対しては持続可能性に配慮した調達コードにおいて「調達物品等の航空機輸送にかかる温室効果ガスの排出量や、サプライヤー等関係者の航空機移動にかかる温室効果ガ

スの排出量をオフセットすることが推奨される。」と記載し、来日する際の航空機移動時の GHG 排出量のオフセットを促している。また、来場者に対してもウェブサイト上での情報提供等により、航空機移動時の GHG 排出量をオフセットすることを促す。

#### <2050 年やその先の未来を見越した技術の展示>

- ・会場南東の管理エリア内に”カーボンリサイクルファクトリー”を設置し、その中で DAC、CO<sub>2</sub> 回収装置、メタネーションの実証を行う。DAC は大気中から CO<sub>2</sub> を直接回収する技術であり、約 400ppm と低濃度の CO<sub>2</sub> を吸着する技術、また可能な限り低いエネルギーで脱着する技術の双方が求められる。大気中の CO<sub>2</sub> 濃度を直接的に引き下げられることから、カーボンネガティブに必要な技術とされる。会場内ではベンチスケールの実証を行う。回収した CO<sub>2</sub> はメタネーションの原料として別設備に供給する。

また、エネルギー源としての脱炭素化の一つとしてメタネーションや水素利用等、供給側のイノベーションによる「ガス自体の脱炭素化」が必要である。このため、生ごみを発酵させて製造した CO<sub>2</sub> やメタンからなるバイオガスのうち、CO<sub>2</sub> を再生可能エネルギーから作った水素と化合し（メタネーション）、製造された合成メタン（e-メタン）を導管を通じて輸送し、迎賓館厨房での調理や熱供給設備に用いる。

工場のボイラ等から排出される高温・低圧・低濃度の CO<sub>2</sub> を効率よく分離回収する技術も開発が進んでいる。会場内では、熱電供給システムの燃焼排気ガスから CO<sub>2</sub> の回収実証を行い、回収した CO<sub>2</sub> は、冷却用のドライアイスとして活用するほか、メタネーションの原料として別設備に供給する。

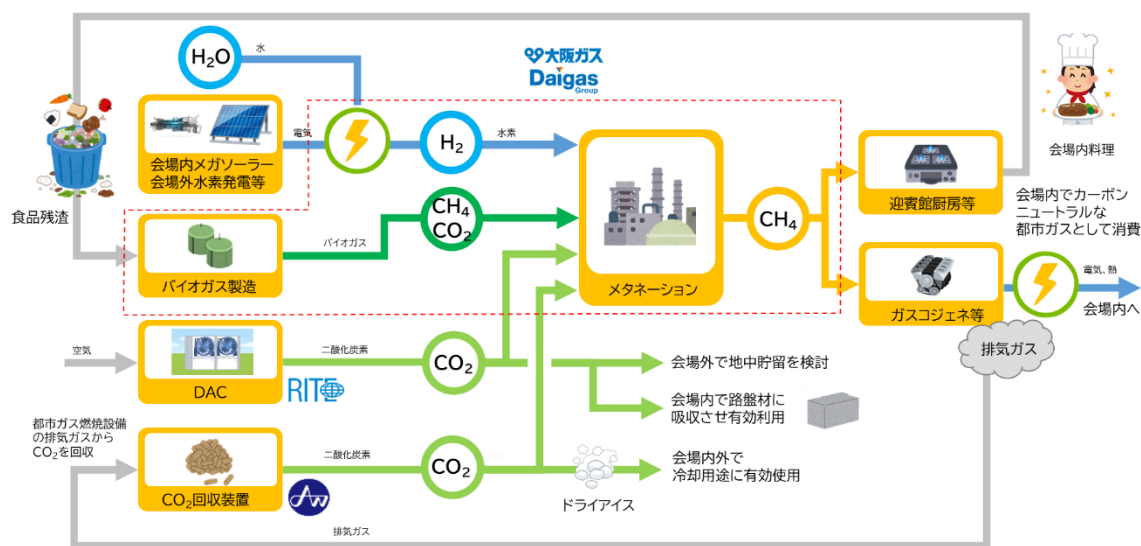


図 3-5 カーボンリサイクルファクトリーの概要

- ・国の第 6 次エネルギー基本計画において、合成燃料やバイオジェット燃料などの SAF の 2040 年までの実用化を目指しており、会場内外で合成燃料、バイオディーゼルを利用した車両走行実証等を行う。

- ・CO<sub>2</sub> 吸収型建材を会場内施設や道路に利用し、耐久性等の評価・分析を行うとともに、標準化に向けて、CO<sub>2</sub> 削減量の実績データ等の収集を進めている。



図 3-6 CO<sub>2</sub> 吸収型建材を利用した建築物(サステナドーム)

- ・国の第 6 次エネルギー基本計画では、「水素が日常生活や産業活動で普遍的に利用される「水素社会」を実現するためには、水素を新たな資源と位置付け、様々なプレイヤーを巻き込んで社会実装を進めていく必要がある。」とされており、会場外やパビリオンと連携して燃料電池、水素運搬船、水素船等水素についての展示を行う。また、第 6 次エネルギー基本計画では、「2030 年度の電源構成において、水素・アンモニアで 1%程度を賄うことを想定する」こととしている。

2023 年 6 月に発出された水素基本戦略では「現状の 2030 年に最大 300 万トン/年、2050 年に 2,000 万トン/年程度の水素等導入目標に加え、2040 年における水素導入目標を 1,200 万トン/年程度（アンモニアを含む）の導入目標として掲げることとする。」とあり、万博を契機に水素の発電等エネルギー利用を促進する。

- ・国の第 6 次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーについては、「温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要なエネルギー源である。S+3E を大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域の共生を図りながら最大限の導入を促す。」とされている。この中でも、「太陽光発電については、既存の太陽電池では技術的な制約のある壁面等に設置可能なペロブスカイトを始めとした次世代型太陽電池の実用化と海外市場も視野に新市場創出に取り組む。」とされている。また、次世代型太陽電池戦略（2024 年 11 月）でも、「2040 年には約 20 GW の導入を目指す。」としており、ペロブスカイト太陽電池等新しい技術を積極的に実装・展示していく。具体的には西ゲートに隣接する夢洲第 1 交通ターミナルの駅シャトルバス等のバス停の屋根へペロブスカイト太陽電池を設置する。軽くて曲げることのできる素材であることから、これまでの

太陽電池では設置できなかった場所に設置ができ、バス停で電灯等に使用する電気を賄えることを来場者に実感いただく。また、会場内のメガソーラーによる太陽光発電電気についても活用する。



図 3-7 第1 交通ターミナルでのペロブスカイト太陽電池設置イメージ  
(積水化学工業提供)

- ・会場内の空調については、パビリオンなどの建屋に対し空調用の冷水を供給する中央熱源方式を採用している。この冷凍機の一部に対し、再生可能エネルギーとして、冬季に地下水を予冷して夏季に冷却水として利用する帯水層蓄熱設備や、海水を冷凍機用冷却水として利用する設備を設置する。帯水層蓄熱について、日本では唯一大阪市で導入が進んでいる。大阪市での冷房時運転実績として大幅なエネルギー消費量及び CO<sub>2</sub> 排出量削減となっており、帯水層蓄熱導入ポテンシャルも大きい。大阪市や導入実績数世界一であるオランダとも協力して、万博をきっかけに日本における再生可能エネルギーとしての帯水層蓄熱の導入が進むよう展示等で発信する。

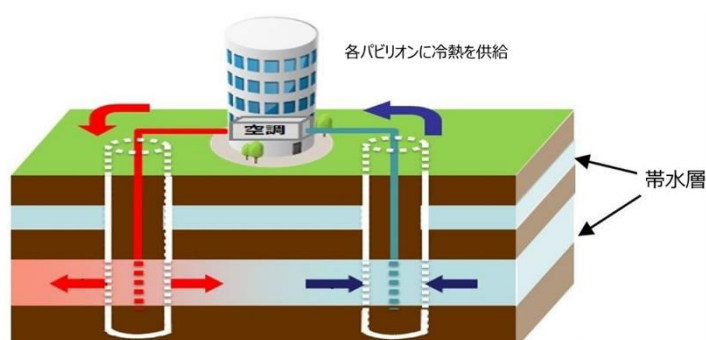


図 3-8 帯水層蓄熱のイメージ  
(大阪市環境局、在大阪オランダ王国総領事館資料より抜粋)

国際的合意（「パリ協定」、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」「昆明・モントリオール生物多様性枠組」）の実現に寄与する会場準備、運営を目指す。

【目指すべき方向】

②リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）、可能な部材等を積極的に活用する 3R、またリニューアブル（Renewable）に取り組み、資源の有効利用を図る。

【背景】

新興国や開発途上国の経済成長等により世界の資源消費量は増大し、2050 年の世界の資源消費量は2倍以上に増加すると推計され、資源の逼迫や資源採掘・消費による環境影響の増大が懸念されている。このような背景から、世界では広くサプライチェーンを含めた持続可能な資源利用に向けた取組に注目が集まってきており、「持続可能な開発目標（SDGs）」では、2030 年までに達成を目指す 17 の目標(ゴール)の一つとして「持続可能な消費及び生産の形態を確保する」ことが掲げられた。

2019 年 6 月に開催された G20 大阪サミットでは、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」及び、①適正な廃棄物管理、②海洋プラスチックごみ回収、③革新的な解決策（イノベーション）の展開、④各国の能力強化のための国際協力などの自主的取組を実施する「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が承認された。また、2022 年 2 月から 3 月にかけて開催された第 5 回国連環境総会（UNEA5）では、海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある国際文書（条約）について議論するための政府間交渉委員会を立ち上げる決議が採択され、委員会は 2024 年末までに 5 回開催され、国際文書（条約）の策定に係る作業の完了を目指すとしている。

日本では、2019 年 5 月に、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化の幅広い課題に対応するため、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewable の基本原則と、6 つの野心的なマイルストーン（①2030 年までにワンウェイ（使い捨て）プラスチックを累積 25%排出抑制、②2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザインに、③2030 年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクル、④2035 年までに使用済みプラスチックを 100%リユース・リサイクル等により有効利用、⑤2030 年までに再生利用を倍増、⑥2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入）を目指すべき方向性として掲げた。また、2022 年 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理段階に至るまでのライフサイクル全般にわたって、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置が盛り込まれている。これに基づき、設計・製造の段階において環境配慮設計の取組を促すとともに、販売・提供の段階においては消費者に無償で提供されるフォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー等のプラスチック使用製品の使用の合理化を求めるなど、各主体による積極的な取組が進められようとしている。加えて、2024 年 8 月に策定された第 5 次循環型社会形成推進基本計画では、持続可能な形で資源を効率的・

循環的に有効利用する循環経済への移行を前面に打ち出し、これを国家戦略として推進するとしている。

食品については、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、議員発議により「食品ロスの削減の推進に関する法律案」が国会に提出され、衆議院、参議院とも全会一致により可決され、2019 年 5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立している。

また、2019 年 7 月に改定された食品リサイクル法の基本方針においては、食品関連事業者から発生する食品ロス量について、SDGs も踏まえ、2030 年度までにサプライチェーン全体で 2000 年度（547 万トン）比で半減するとの目標が新たに設定されるとともに、2024 年度までの再生利用等実施率目標として、食品製造業 95%、食品卸売業 75%、食品小売業 60%、外食産業 50%という目標が設定された。さらに、2024 年 3 月の改定では、再生利用等実施していない食品廃棄物等の存在を認識することで、これらの焼却・埋立てを削減し、実施率を高めようとする意識がより働くようになることから、焼却・埋立の削減目標が参考値として定められた。

さらに、建設リサイクルについては、1990 年代から 2000 年代のリサイクル発展・成長期から、維持・安定期に入ってきたと考えられ、今後は、リサイクルの「質」の向上が重要な視点となると想定される中、国土交通省においては 2020 年 9 月に「建設リサイクル推進計画 2020 ～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定し、建設リサイクルを推進している。

#### 【取り組むべき内容】

廃棄物、資源循環については、背景で触れた国内外の動き、法律やそれに基づく基本方針を踏まえて以下の対応をする。

##### （全般）

大阪・関西万博における資源循環対策は大きく二つの部分からなる。一つは、会場内で食品・プラスチック等日々発生する廃棄物をリデュース・リユースにより最大限削減した上で、分別排出された廃棄物のリサイクルを徹底すること、もう一つは会場建設から会期終了後までを見渡した施設・設備の資源循環の取組である。

これらについては、環境負荷の少なく、2025 年時点で最先端かつ実現可能な方法で資源循環を目指す。ただし、現時点での環境負荷だけで決めず、2050 年時点の環境負荷削減の可能性や実現可能性を視野に入れて複数の手法を用いる。

これらの取組は脱炭素にも貢献するという視点も踏まえて進める。

##### （会場内の日々発生する廃棄物への対策）

会場内外で行動変容が進むような普及啓発効果を意識して、参加者、来場者、市民が参加して取組、会期後・会場外でのレガシーを残せるようなものを目指す。また、会場内における参加者、営業出店者が歩調を合わせて一体的に取り組めるものとする。

政府の基本的な方針である 3R+Renewable や食品リサイクルの優先順位を踏まえ、(1)廃棄物を極力発生させない会場運営、(2)廃棄物は極力リサイクル（熱回収を除く）、(3)熱回収も含めた全量循環的利用を目指す。大阪・関西万博において特に排出量が多く留意すべき事項とし

て、(1)プラスチック対策、(2)食品ロス削減対策、(3)紙の使用量削減、(4)施設設備のリユースが挙げられる。

プラスチック対策については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に掲げられた特定プラスチック使用製品を中心に、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減を行い、容器包装のリユース・リサイクル等プラスチック資源循環戦略に掲げられた 2030 年等の目標を前倒しで目指していく。

食品ロス削減対策、食品リサイクル対策は法律に基づいた目標を最低限のものとして、国内の最先端の取組を参考にして、最先端の取組と同等の取組を行う。

紙については、国内での直近の重要な目標はないものの、デジタル万博を標榜する大阪・関西万博として、国際的な会議、イベントに遜色のないレベルで紙の消費を削減していく。

来場者、参加者に対しては、マイバッグ、マイボトルの持参及び利用を促し、博覧会協会公式ウェブサイト等でごみ分別に関する情報発信、周知の強化に取り組む。

廃棄物の排出抑制をした上で資源化可能なもののリサイクルを徹底し、再資源化が難しい廃棄物は、可能な限り焼却による熱回収を進め、埋立処分を抑制する。

（会期全体を見渡した施設・設備の取組）

解体時に分別しやすい建築構造・工法の採用や、建築物の簡素化・軽量化などを進めるとともに、木材等再生可能な資源を利用する。会期後の資機材や建築物はできる限りリユースするなど、地球環境や資源の有効活用にできる限り配慮した万博会場を構築する。

また、備品などの購入にあたっては、環境に配慮したものを購入し、共有する。リース・レンタルを最大限利用するとともに、再生材、リサイクル材を活用する。

#### 【主な実施事項、検討の状況】

- ・会期中及び会期前後も含めたサーキュラーエコノミー実現に向けて、3R+リニューアブル（Renewable）に関して、廃棄物排出量の推計と、削減目標・リサイクル目標を設定する。リサイクルについては、法制度や仕組、考え方も世の中で整理されているので、政府目標等を踏まえ設定する。

（廃棄物排出量の推計(BAU)及び削減目標・リサイクル目標の詳細については第4章で記載）

#### <会場内で日々発生する廃棄物等の資源循環>

- ・持続可能性有識者委員会のもとに「資源循環ワーキンググループ」を設置し、大阪・関西万博の運営における会場内の需要側に接する部分を中心に、廃棄物の排出抑制、リサイクルの仕組の構築など資源循環に係る対応の方向性等について諮りながら取組を進めている。

大阪・関西万博では、近年国内でも取組が進み、会場運営においても多く排出されるプラスチックと食品関係の廃棄物を中心に、その削減やリサイクルに取り組む。

プラスチック対策は、フードトラックエリアにおけるリユース食器の導入、来場者が自由に利用できる給水機約 80 台を会場内に会場内に設置することによるマイボトルの利用促進、マイ

バッグの持参・エコバッグや紙製の手さげ袋の販売推奨、レジ袋・の販売・配布の禁止を実施する。

食品対策は、食品ロス削減の取組の更なる具体化（食品廃棄物排出量を可視化する仕組の導入等）、食品廃棄物の堆肥化等による全量再資源化を進める。また、ごみの適正処理や 3R+ Renewable の推進を目的とした公式参加者等が遵守すべき基本的事項を取りまとめた「ごみの適正処理等に関するガイドライン（運営期間）」を多言語化する等して周知を図る。

#### (1) プラスチック対策

##### （買い物袋）

- ・ 博覧会協会は、来場者に対してマイバッグの持参を呼びかける。
- ・ 会場で提供する買い物袋は有償のエコバッグ・手さげの紙袋のみとし、それ以外の配布は禁止する。なお、参加者は紙袋よりもエコバッグの販売を優先する。
- ・ 手さげの紙袋に関しては、博覧会協会の分別区分においてリサイクル可能なものとする。

##### （物販における容器包装（買い物袋を除く））

- ・ 容器包装において過剰包装を避ける。また、より少なくなるよう配慮する。
- ・ 会場で包装する場合、容器包装に関してはプラスチックを禁止する。また、その容器包装は博覧会協会の分別区分においてリサイクル可能なものとする。
  - ＊ 緩衝材については、プラスチックの使用を禁止し、リサイクルの可否は求めない。
  - ＊ タイミー袋については、会場で液漏れによるごみの削減とリサイクル汚損の可能性などのある飲食物を包装する場合、使用可能とする。
  - ＊ 保冷袋については、会場で飲食物を包装する場合、有償販売可能とする。

##### （食品容器、飲料容器）

- ・ 店舗区画内で喫食される来場者に飲食を提供する場合、リユースできる食器を使用する。ただし、包装紙で提供可能なものは包装紙の使用を可能とする。
- ・ 博覧会協会が公募したフードトラックエリアに関しては、6 エリアのうち 5 エリアでリユースできる食器を使用する。残りの 1 エリアにおいては博覧会協会が委託する処理事業者が食品廃棄物と合わせて堆肥化処理可能な生分解性プラスチックを使用する。
- ・ 会場で調理するもので使い捨て容器を使う場合、博覧会協会の分別区分において紙としてリサイクル可能なものを使用し、難しい場合は脱プラスチック素材を使用する。
- ・ 会場で調理した飲食物の容器包装に関して、博覧会協会の分別区分において紙としてリサイクル可能なものを優先し、難しい場合は脱プラスチック素材の使用を検討する。
- ・ 試飲・試食の提供について、使い捨てのものが少なくなるよう努め、やむを得ず使い捨てのものを使用する場合は紙、木、竹などの素材のものを使用する。

##### （カトラリー類や箸等）

- ・ 店舗区画内で喫食される来場者に飲食を提供する場合、フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー等のカトラリー類や箸においてもリユースできるものを使用する。
- ・ 博覧会協会が公募したフードトラックエリアに関しては、6 エリアのうち 5 エリアでリユースできるカトラリー類を使用する。残りの 1 エリアにおいては博覧会協会が委託する処理事業者が食品廃棄物と合わせて堆肥化処理できる生分解性プラスチックを使用する。

- ・カトラリー類で使い捨てのものを使う場合、博覧会協会の分別区分において紙としてリサイクル可能なものを使用し、難しい場合は脱プラスチック素材を使用する。
- ・リッド（ドリンクカップの蓋）とストローに関して、飲料提供の際は使用せず、やむを得ず使用する場合は脱プラスチック素材のものを検討する。
- ・割り箸は国産材とし、木や竹を使用する。
- ・おしぼりを使用する場合は、再利用できる布製のものを優先する。やむを得ず使い捨てのものを配布する場合は、生地に石油由来の成分が含まれていないものを使用する。加えて包装材はバイオマス配合率 50%以上のものを使用する。
- ・試飲・試食の提供について、使い捨てのものが少なくなるよう努め、やむを得ず使い捨てのものを 사용하는場合は紙、木、竹などの素材のものを使用する。

（ペットボトル）

- ・博覧会協会は、来場者へマイボトルの持ち込みを推奨するとともに、会場内に給水機やマイボトル洗浄機を設置するなど、来場者がマイボトルが使用できる環境を整える。また、外部と連携して、マイボトルの利用が会場で一層盛り上がり、会期終了後も地域で取組が続くよう取り組む。
- ・店舗において飲料をテイクアウトで提供する際、来場者が持参したマイボトル等の容器に飲料を提供できる環境及び、来場者の希望に応じてマイボトルに水を入れることができる環境を参加者は整える。
- ・熱中症対策も踏まえペットボトル等容器入りの飲料の販売も可能とするが、飲料用のペットボトルの使用済み容器について、博覧会協会は、水平リサイクルを実施する。

なお、参加者において上記の具体的な取組の実施が難しい場合は、別途博覧会協会が指定する使用計画書や実績報告書の提出を求め、その実態を把握する。また、博覧会協会が実態を把握すべきと考えるものにおいても同様に使用計画書の提出を求める。博覧会協会はこれらの提出資料等を取りまとめ、博覧会協会公式ウェブサイト、会期後に作成する報告書等にて、取組の実施が難しい理由や使用量に関して整理し公表するよう検討する。提出の対象は以下の表 3- のとおりである。

| 対象           | 提出を求める場合                                                             | 使用計画書 | 実績報告書 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 買い物袋         | エコバッグ・手さげの紙袋以外の買い物袋を使用せざるを得ない事情がある場合<br>＊資料やノベルティ、手土産等を配布時に使用される袋も対象 | 提出    | 毎月提出  |
| 容器包装         | タイミー袋や保冷袋を使用する場合                                                     | 提出    | 不要    |
| 食品容器<br>飲料容器 | 店舗区画内でリユース食器が使用できない場合                                                | 提出    | 毎月提出  |
|              | 店舗区画内で包装紙にて提供する場合                                                    |       | 不要    |
|              | テイクアウト等の使い捨て食器（脱プラスチック素材に限る）を使用する場合                                  |       | 不要    |
|              | テイクアウト等の使い捨て食器に協会の示すものを使用できない場合                                      |       | 毎月提出  |
| カトラリー類や箸等    | 店舗区画内でリユースのカトラリー・箸が使用できない場合                                          | 提出    | 毎月提出  |
|              | テイクアウト等の使い捨てカトラリー（脱プラスチック素材に限る）を使用する場合                               |       | 不要    |
|              | テイクアウト等の使い捨てカトラリーに協会の示すものを使用できない場合                                   |       | 毎月提出  |

|  |                                                                      |  |    |
|--|----------------------------------------------------------------------|--|----|
|  | テイクアウト等の割り箸において国産材の木・竹を使用できない場合                                      |  | 不要 |
|  | 使い捨ておしぼりで、生地に石油由来の成分が含まれていないものを使用できない場合、かつバイオマス配合率50%以上の包装材を使用できない場合 |  | 不要 |

表 3-3 使用計画書と実績報告書の提出対象

## (2)食品対策

政府は、食品ロスについては、2030 年度までに、サプライチェーン全体で 2000 年度（547 万トン）の半減とする目標と、再生利用等実施率目標として、2024 年度に食品小売業 60%、外食産業 50%等の目標を設定している。大阪・関西万博では、食品ロス削減については上記を上回る目標を設定するために、一般的に店舗で実施されることが考えられる食品ロス削減対策に加え、店舗で発生した食品廃棄物の排出量のデータの可視化を行い、飲食を提供する事業者には会期中に排出量が削減していくよう食品ロス削減対策の日頃からの改善を促す。さらに、食品ロス削減に関する資料の提出等を求め、取り組んだ食品ロス削減対策等が会期後も記録として残るよう取り組む。

また、上記の食品ロス削減対策をした上でも排出された食品廃棄物に関しては、堆肥化等の資源化により再生利用等実施率目標としては 100%を達成することを目指す。

### （食品ロス削減対策）

- ・廃棄が少なくなるよう調達方法や調達量を管理・工夫し、食材を調達する。
- ・無理なく食べられる量やサイズを提供する。
- ・無理なく食べられる量やサイズを注文するよう来場者に呼びかける。
- ・食べ残しのないよう、ナッジなどの手法の導入を検討する。
- ・売れ残りそうな弁当等を希望者が簡単に入手できるような仕組み（博覧会協会が準備）を活用する等食品ロスの削減に努める。
- ・参加者は、賞味期限・消費期限に余裕があり、品質が担保された余った食材等をこども食堂やフードバンクに寄贈することを検討する。また、博覧会協会は寄贈のための連携の場を提供することを検討する。
- ・博覧会協会が協会公式ウェブサイト等に出す食品ロス削減の対策例を参考に食品ロスの削減に取り組む（パーティー等含む）。
- ・店舗で取り組む予定の具体的な食品ロス削減対策を、会期前に博覧会協会が指定する書式に記載し、提出する。
- ・会期中は、上記の対策に取り組み、食品ロスの削減に努める。
- ・会期中に発生した食品廃棄物の排出量に関して、博覧会協会がデータを公表する際は必要なデータの提出とその利用に協力する。
- ・会期中に発生した食品廃棄物の排出量等の実績値を参考に、さらなる食品ロス削減に日々取り組む。
- ・会期終了前後に、博覧会協会が行う食品ロス削減対策等に関するアンケートに協力する。
- ・博覧会協会は上記の提出資料やデータを、公式ウェブサイトや会期後に作成する報告書等で公表する。

### （食品廃棄物のリサイクル）

- ・食品ロス削減対策をした上でも排出されてしまった食品廃棄物に関しては、会場内の日本館及びカーボンリサイクルファクトリーにおいてバイオガス化、会場内のコンポスト機で堆肥化、会場外の堆肥化施設で堆肥化等資源化する。

### (3) その他の廃棄物対策

#### (ノベルティ等配布物)

- ・各パビリオンで配布するノベルティについては、電子的なもの（ゲームアプリ等）の提供も含めて環境負荷の少ないものとするよう検討を促す。実際にモノを配る場合であっても、①プラスチックの使用を削減し、②プラスチックを使う場合であってもバイオマス由来等環境に配慮されたものとし、③すぐ廃棄されるようなものとならないように検討する。
- ・資料やノベルティ、手土産等を配布する際、袋を極力使用しないこととする。袋に入れて配布する場合はエコバッグや紙製の手さげ袋を使用する。
- ・無償配布するうちわについては、プラスチック素材は禁止する（配布する場合は木、竹等の素材を用いて丈夫で長く使用できるものとする）。
- ・会場内外で飛散のおそれがあるノベルティの配布は禁止する。
- ・地図、チラシ、リーフレット、パンフレットについては極力電子的に配布して紙の排出量を減らす。

#### (その他)

- ・風船やバルーンは、会場内の屋外展示での使用や膨らませたものの販売を禁止する。
- ・博覧会協会及び参加者は、各施設の事務所等で紙の削減に向けた取組（両面・集約印刷、オンライン会議の活用等）を行う。
- ・博覧会協会及び参加者は、廃棄される什器、備品に関してリユースに務める。
- ・会場装飾は可能な限りリサイクル可能なものを使用する。
- ・物品の納品における輸送用具は再使用可能なもの（通い箱等）を推奨する。
- ・博覧会協会が用意するユニフォームは持続可能性に配慮したものとするとともに、パビリオン出展者に対してもユニフォームの持続可能性への配慮を求める。
- ・3R や循環経済の取組について、特に優良な参加者を博覧会協会公式ウェブサイトで紹介することや万博会期中に表彰することを検討する。
- ・来場者に期待される行動様式（マイボトルやマイバッグの持参、ごみの徹底分別等）の具体化とその来場者への発信について検討する。
- ・未来社会の実験場である大阪・関西万博において、3R や循環経済に関する社会実装が期待される取組として難再生古紙のリサイクル、ペットボトルの水平リサイクル、生分解性プラスチックの食品廃棄物と合わせた処理等を実施し、広く社会に情報発信する。

### <建設段階から会期後を見渡した施設設備の資源循環>

過去の博覧会においても、パビリオンの一部または全部の移設やその他設備のリユースが行われてきているところである。

大阪・関西万博においては、象徴的な施設（大屋根リング）が木造であることから、丁寧に解体した上でリユースしやすいモノに再加工できないかを検討している。

そのほか、施設設備のリユースについては、博覧会協会所有のトイレ、休憩所やシグネチャーパビリオンを丸ごと入札にかけるとを第1フェーズとする。第1フェーズは2024年7月に開

始しており、需要の状況をみながら公募していく。次に、外観の飾り、窓等取り出せる施設の中でも取り出せるものについて第2フェーズとして入札を検討する（2025年当初を目標）。最後に什器備品等の入札を第3フェーズとして行う（会期終了後速やかに）。第2フェーズ以降は、ウェブ上のマッチングプラットフォームにおいて、広く入札にかけることを周知するとともに、参加国・地域・国際機関や民間パビリオン設置者にもマッチングプラットフォーム参加を呼び掛ける。

2023年8月には、大阪・関西万博の取組を一過性のイベントで終わらせることなく、後世に引き継ぐレガシーとして残していけるよう、また持続可能な資源利用に向けて、博覧会協会が整備する会場施設・設備等について、大阪・関西万博閉会後もリユースにより有効に活用するため、リユース公募を実施することを公表するとともに、公募についての問合せ窓口を設置している。

（リユースに関しては第4章で記載）

国際的合意（「パリ協定」、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」「昆明・モントリオール生物多様性枠組」）の実現に寄与する会場準備、運営を目指す。

【目指すべき方向】

- ③沿岸域における生態系ネットワークの重要な拠点として、会場内の自然環境・生態系の保全回復に取り組む。

【背景】

生態系、生物多様性に関しては、生物多様性を守り生物資源を持続的に利用していくこと等のための国際的な枠組である「生物多様性条約」の第 10 回締約国会議（COP10）を 2010 年に日本において開催するなど、日本が生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた国際的な取組を主導推進してきている。

COP10 では、生物多様性条約の目的を達成するための世界目標である「愛知目標」と「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書」が採択された。一方、2020 年 9 月に公表された地球規模生物多様性概況第 5 版（Global Biodiversity Outlook 5, GBO5）では、愛知目標の達成状況について、ほとんどの目標でかなりの進捗が見られたものの、20 の個別目標で完全に達成できたものはないと評価され、2050 年ビジョン「自然との共生」の達成は、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルへの拡大、気候変動対策、生物多様性損失の要因への対応、生産・消費様式の変革及び持続可能な財とサービスの取引といった様々な分野での行動を、個別に対応するのではなく連携させていくことが必要と指摘されている。

これを受けて、2022 年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）では、2020 年までの国際目標であった愛知目標に代わる 2021 年以降の新たな国際目標（ポスト 2020 生物多様性枠組）として、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。同枠組では、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるというゴールに向け、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする 30by30（サーティ・バイ・サーティ）が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化等の目標が採択された。

また、海洋環境保全に関しては、2019 年に G20 大阪サミットが開催され、海洋プラスチックごみに関して 2050 年までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が G20 首脳間で共有された。不適正な管理等により海洋に流出した海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。海洋プラスチックごみの量は極めて膨大であり、世界全体では、毎年約 800 万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているとの報告がある。このままでは 2050 年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えとの試算もある。海洋プラスチックごみ問題は世界全体の課題として対処していく必要がある。大阪・関西万博の開催地である大阪府・大阪市においても、幅広い関係者とのパートナーシップのもと、海洋プラスチックごみの削減に率先して取り組んでいる。

さらに、2009 年 10 月に国連環境計画（UNEP）の報告書において、藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素が「ブルーカーボン」と命名され、吸収源対策の新しい選択肢として提示された。ブルーカーボンを隔離・貯留する海洋生態系として、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれている。大阪府は 2022 年 1 月に「大阪府海域ブルーカーボン生態系ビジョン」を公表し、古くから魚庭（なにわ）の海と呼ばれる豊かな魚介資源を誇る大阪湾の海洋環境を取り戻す取組を進めるとしている。

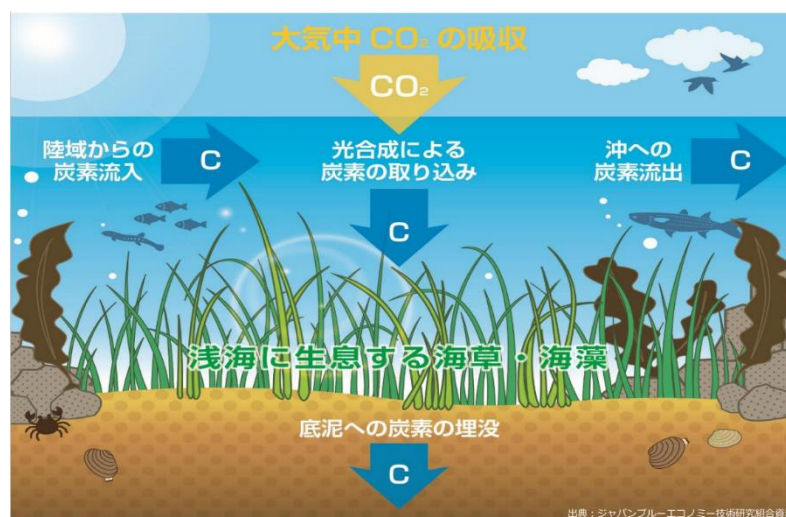


図 3-9 ブルーカーボンのメカニズム（出典 国土交通省ウェブサイト）

(<https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001394943.pdf>)

経済分野においても、2019 年の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で着想された、自然関連リスクについて報告・対応するための枠組を構築し、自然に負の影響を与える結果から自然に良い影響をもたらす方向に、世界的な資金の流れを移行させることを目指し、自然関連リスクについて、報告・対応するための枠組である「自然関連財務情報開示タスクフォース」（Task force on Nature-related Financial Disclosure, TNFD）が立ち上げられている。TNFD の枠組においては、どのように自然が組織に影響を与え得るかについてだけでなく、組織がどのように自然に影響を与えるかについても、取り上げられることとなる。2023 年 9 月には、TNFD が最終提言である v1.0 を公表し、バリューチェーン全体において、自然関連の依存、インパクト、リスクや機会について、特定し、評価、優先順位を設けて開示していく考え方（LEAP）が新たに示された。また、バリューチェーン上の水・生物多様性・土地・海洋が相互に関連するシステムに関して、企業等が地球の限界内で、社会の持続可能性目標に沿って行動できるようにする、科学的根拠に基づく、測定可能で行動可能な目標として「科学的根拠に基づく自然に関する目標」（Science Based Targets for Nature, SBTs for Nature）の設定手法の開発が進められている。

#### 【取り組むべき内容】

自然との共生や快適な環境の確保に取り組み、会場周辺に生息、飛来する絶滅のおそれのある動物や生育している貴重な植物について、地元自治体等とも連携し、できる限り自然環境・生態系の保全及び創造に配慮した会場建設を行う。

また、事業の実施が環境に及ぼす影響を確認し、必要に応じて適切な環境保全措置を講じる。

#### 【主な実施事項、検討の状況】

- ・大阪・関西万博の実施にあたっては、「大阪市環境影響評価条例」に基づく環境影響評価（環境アセスメント）を実施しており、2022 年 6 月に、環境影響評価書を大阪市に提出している。環境影響評価書に沿って事業を適切に実施し、建設工事中における陸域動植物への配慮を 2024 年 1 月及び 12 月に事後調査報告書にて公表した。

（具体的な取組）

（1）工事中

○全般的な配慮

- ・工事関係者の工事区域外への不要な立ち入りを防止する。
- ・騒音及び振動の発生源となる建設機械は、可能な限り低騒音型、低振動型を使用する。
- ・夜間工事を行う場合には、工事を最小限にとどめ、適切な遮光フードの採用、照明器具の適正配置により、万博会場外及び舞洲万博 P&R 駐車場外に生息・生育する動植物への影響を可能な限り低減する。

○動物（鳥類）への配慮

- ・夢洲 1 区の内水面付近は、草刈りなどの対策を大阪市等と調整し実施することにより、裸地を利用する鳥類が利用できるよう努める。
- ・コアジサシの飛来が確認された場合には、「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針」に基づき、防鳥ネットによる被覆等の営巣防止対策を実施するとともに、営巣が確認された場合には、付近を原則立入禁止とする等、配慮、対策を行う。
- ・万博会場南部の沈殿池は地盤改良工事の予定がなく、浅場や羽休め等の休息の場として鳥類の利用が可能であると考えられる。

○動物（哺乳類）への配慮

- ・舞洲万博 P&R 駐車場の工事では、カヤネズミを駐車場周辺の生息可能な場所へ移動させるため、工事開始前の草刈りを行う際に作業を複数回に分け、草地に向かって段階的に草刈りを実施した。

○植物への配慮

- ・万博会場内において、植物の重要な種の生育状況の確認を工事開始前に行い、生育が確認された場合は有識者からのご意見を参照し、適切な対応を行う。

○保全措置の履行状況の確認

- ・工事期間中の毎年 4 月から 7 月に各月 1 回、万博会場及びその周辺において、鳥類の飛来状況を確認する。

（2）供用時

○全般的な配慮

- ・空調設備等は可能な限り低騒音型及び低振動型の設備を採用し、適切な維持管理を行う。

- ・適切な遮光フードの採用、照明器具の適正配置により、万博会場外及び舞洲万博 P&R 駐車場外に生息・生育する動植物への影響を可能な限り低減する。

○動物（鳥類）への配慮

- ・万博会場内には緑地を確保することにより動物が利用できるよう努める。
- ・夢洲 1 区の内水面付近は、草刈りなどの対策を大阪市等と調整し実施することにより、裸地を利用する鳥類が利用できるよう努める。
- ・万博会場及びその周辺には、水辺に飛来する鳥類に配慮して可能な限り水辺を確保する。

○保全措置の履行状況の確認

- ・開催期間中の 4 月から 7 月に各月 1 回、万博会場及びその周辺において、鳥類の飛来状況を確認する。

- ・堺市における会場外駐車場（万博 P & R 駐車場）予定地については、堺市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価準備書を作成し、2023 年 4 月に公表し、環境の保全の見地からの意見を受け付けるとともに、環境影響評価準備書の説明会を開催した。2024 年 3 月には環境影響評価書及び事後調査計画書を作成し公表している。

- ・尼崎市において会場外駐車場（万博 P & R 駐車場）の設置検討をするため、駐車場整備については尼崎市の環境影響評価条例の適用はないものの、尼崎市の協力のもと、「2025 年日本国際博覧会尼崎会場外駐車場整備に係る環境影響評価実施要綱」を策定し、同要綱に基づき、自主的に環境に配慮した検討を進めることとしている。2024 年 2 月には、環境影響評価書を作成し公表している。

- ・大阪・関西万博の会場予定地には、シギ・チドリ類やコアジサシなど、重要な種が生息していることから、博覧会協会が行った環境影響評価においても、可能な限り鳥類の生息環境の配慮に努めることを記載している。また、この配慮にあたっては、NGO との協働が不可欠であると考えていることから、NGO との協働及びステークホルダー・エンゲージメントの観点から、博覧会協会が実施する鳥類の生息環境に関する保全・配慮をテーマとした共同検討を開催している。

【共同検討の概要】

第 1 回（2023 年 9 月）：博覧会協会から事後調査計画書に基づく鳥類の事後調査結果、鳥類（シギ・チドリ類、コアジサシ等）の保全・配慮について説明し、意見交換を行った。

第 2 回（2024 年 2 月）：水辺を利用する鳥類の保全等に関する NGO からのご提案をうけて、博覧会協会の対応、考え方を説明し、議論を行った。

第 3 回（2024 年 9 月）：水辺を利用する鳥類の保全場所の検討状況、イベントの検討案について説明し、意見交換を行った。

- ・大阪府と兵庫県が「大阪湾 MOBA リンク構想」の実現に向けて推進する、藻場の創出等により、魚介類をはじめとする水生生物の生息場所や産卵場所、保育場所等を提供し、同時に二酸化

化炭素の吸収量も増やすプロジェクトと連携して、生物多様性の保全、ネイチャーポジティブについて発信していく。

- ・万博会場の中心部には、会場の喧騒の中であって、ひととき静かで落ち着ける場所として、「静けさの森」を整備している。植栽する樹木については、万博記念公園をはじめ、大阪府内の公園等から将来間伐予定の樹木などを移植し、森を構成する。
- ・2022年6月に策定、公表した「持続可能性に配慮した調達コード」において、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等並びにそれらのサプライチェーンに対し、調達物品等に関して生物多様性の保全を含む、持続可能性に配慮した調達基準を定めている。調達基準では、資源保存や再生産確保など持続可能な利用のための措置が講じられていない絶滅危惧種等の野生動植物に由来する原材料を使用してはならないこととしている。また、サプライヤー等は、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等において、絶滅危惧種等の野生動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきであるとしている。
- ・自然保護団体等 NGO へ自然環境・生態系の保全等について情報共有を行うとともに、意見交換を行っている。
- ・2023年11月、河森正治テーマ事業プロデューサーが手がけるシグネチャーパビリオン「いのちめぐる冒険」（テーマ：いのちを育む）の共同プロジェクトとして、「Nature Positive：生物多様性の回復」をテーマとした大阪・関西万博開幕 500 日前から始まる生態系観測・共同プロジェクト「いのち繋がる！みゃくみゃくいきものクエスト」を開始している。同プロジェクトを通して、「生物多様性の上に私たち人間も生きている」ことを体感していただくことで、大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現へとつなげていく。

### 3.3 Prosperity(サプライチェーン、バリューチェーン)

「もの」だけでなく、「生活」を豊かにし、可能性を広げることにつながる社会や環境に関する知見をレガシーとして、次世代に継承する。

#### 【目指すべき方向】

- ①持続可能な調達コードを遵守したサプライチェーンを構築し、加えて資源の循環的な利用及び処分までの過程を含むバリューチェーン全体を通じた持続可能性に配慮する。

#### 【背景】

事業活動は、バリューチェーンの各段階において、直接的・間接的な影響を与えている。これらの課題へ対応するためには、自らの直接的な事業活動の範囲にとどまらず、自然資源の利用、原材料の調達、部品・部材の調達、製品等の購入、輸送、流通、使用、廃棄物処理・リサイクル等、さまざまな取引先、自治体や個人の活動をも視野に入れる必要がある。例えば、バリューチェーンが海外にも広がっている場合は、原料・部品等の調達、海外現地での操業、製品・サービス等の販売・使用・廃棄によって、直接的な事業活動の範囲外であっても、鉱物資源、水資源や生物多様性等への負荷が生じている可能性がある。また、化学物質や有害物質等の国際的な法規制・枠組の強化が続き、製品等への健康被害が危惧される物質等の含有を排除するための取引先における体制（仕組）を、厳格に評価して取引をする必要性が高まっている。こうした事態を放置した場合、法規制への違反、調達物品の供給途絶、顧客からの取引停止や契約解消、一般消費者からの評判悪化、投資対象からの除外といったリスクが生じる可能性がある。これらのリスクは事業活動に大きな影響を与えることから、事業者は、事業に関わる様々な取引先や個人と協働して、バリューチェーン全体における重要な課題への取組を推進していくことが必要となっている。

先進的な事業者を中心に、サプライヤーとの情報の収集・伝達体制や環境マネジメントシステム等の管理体制の構築への要請・要望等が行われており、これらの取組は、二次、三次のサプライヤーといった更なる川上のサプライヤーにも広がる傾向が強まっている。

持続可能な開発目標（SDGs）では、17のゴールの一つとして、生産と消費のライフサイクル全体を通して、天然資源や有害物質の利用及び廃棄物や汚染物質の排出を最小限に抑えることを目指している（ゴール 12「持続可能な生産・消費」）。バリューチェーンマネジメントは、このゴールの達成に貢献するものである。また、バリューチェーンマネジメントは、社会・環境に配慮した商品・サービスを積極的に選択する「倫理的消費（エシカル消費）」にも資するものであり、ステークホルダーからの期待に応え、新たな市場機会を獲得することに繋がる。

「持続可能な調達」とは、ライフサイクル全体にわたって最も肯定的な環境的・社会的・経済的影響をもつ調達を指す。

大阪・関西万博においても、持続可能性に配慮した物品やサービスを調達し、そのためのルールを策定・公表することで、物品やサービスを納入する企業等にとって、持続可能性（環境・社会・経済）に配慮していくことが明確となる。また、企業等の持続可能性の取組が促され、企業や社会全体にプラスの効果を生み出すことができる。

### 【取り組むべき内容】

大阪・関西万博の持続可能な運営を目指し、物品やサービスの調達プロセスにおける持続可能性への配慮を実現するための基準や運用方法等を定めた、「持続可能性に配慮した調達コード」（以下、「調達コード」という。）を策定し運用する。

大阪・関西万博における調達（サプライチェーン）については、調達コードを他のガイドライン等にも反映するとともに、運用にあたっては、出展・協賛者、サプライヤー（物品等を供給する事業者）、ライセンサー（博覧会協会からライセンスを受けてグッズ等を制作する事業者）等に周知し、連携した取組を実施する。

サプライヤー等に対して、調達計画を確認し、認証品等の比率を高めるよう協議を行い、サプライヤー等が認証品等の比率を高めるよう促す。

調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、それらの迅速かつ適切な解決に向けて必要な対応を、公平かつ透明性をもって実施する。特に、調達コードの不遵守を理由として生じた問題に関して、当事者等の合意に向けて当事者間の建設的な対話を促進するなどして、適正な改善を図る。

### 【主な実施事項、検討の状況】

- ・ 持続可能性有識者委員会のもとに「持続可能な調達ワーキンググループ(以下、「調達 WG」という。)」を設置し、大阪・関西万博の運営における持続可能性に配慮した調達のあり方などについて検討している。調達 WG において、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進や地域経済の活性化等への貢献を考慮に入れた調達を実現するための基準や運用方法等を定める調達コード（案）について、関係団体のヒアリングを行うとともに議論いただき、2022 年 6 月に「持続可能性に配慮した調達コード（以下、「調達コード」という。）（第 1 版）」を策定、公表した。

調達コードでは、大阪・関西万博が環境・社会・経済に与える影響について、リスクの低減を図るとともに、ポジティブな効果が広がり、環境・社会・経済の分野においてレガシーを残すことを目的として、博覧会協会が調達する物品・サービス及びライセンス商品の全てを対象としている。

また、調達コードにおいては、持続可能性に関わる各分野の国際的な合意や行動規範（「持続可能な開発目標」、「パリ協定」、「世界人権宣言」、「ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（ILO 中核的労働基準を含む）」、「国連グローバル・コンパクト」、「OECD 多国籍企業行動指針」「国連ビジネスと人権に関する指導原則」など）を尊重し、法令遵守を始め、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進や地域

経済の活性化等への貢献を考慮に入れた調達を実現するための基準や運用方法等を定めている。また、木材や紙については、持続可能な形で生産されたものを確実に調達するため、より詳細な要件や担保措置に関する物品別の個別基準を定めている。

その後、改定に関して調達WGで検討を進め、農産物、畜産物、水産物、パーム油についての個別基準を追加するなどした、調達コード（第2版）を2023年7月に公表し、さらに「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 人権方針」の策定や能登半島地震の発生を受け、それらに関する修正を行うなどした、調達コード（第3版）を2024年5月に公表した。

博覧会協会は、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等に対し、調達物品等の製造・流通等に関して、調達コードを遵守することを求めており、例えば、博覧会協会が調達する物品等については、入札公告等の関係書類に調達コードの遵守に関する内容を記載し、契約書に、調達コードの遵守に関する条項を盛り込むことで担保している。ライセンシー及びパビリオン運営主体等に対しては、会議の場などにおいて調達コードを周知している。また、調達コード遵守に関する取組状況等を確認することを目的として、サプライヤー等へのヒアリングを実施している。ヒアリングの対象については、調達WGでの議論等を踏まえ、影響の大きさやリスクの高さ及び調達の進捗状況等を考慮して選定しており、2024年は、協会発注建築工事、パビリオン、ライセンス事業者、ユニフォーム製造事業者を対象にヒアリングを行った。

さらに、調達コードの不遵守の結果として、負の影響を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来負の影響を受けると考えられる当事者（個人、グループあるいはコミュニティ）をはじめとするあらゆるステークホルダーが、通報を行うことができ、これに適切に対応するための体制（グリーンバンス・メカニズム）について、2024年7月に持続可能性に配慮した調達コードに係る通報を受け付ける専用の通報受付窓口を設置している。通報受付窓口を広く周知し利用しやすいものとするため、9カ国語のチラシと説明資料（詳細版、概要版）を作成し、博覧会協会公式ウェブサイトに掲載するとともに、工事関係者をはじめ1,000以上の関係者に電子メールで周知を行うなど積極的に発信を行っている。

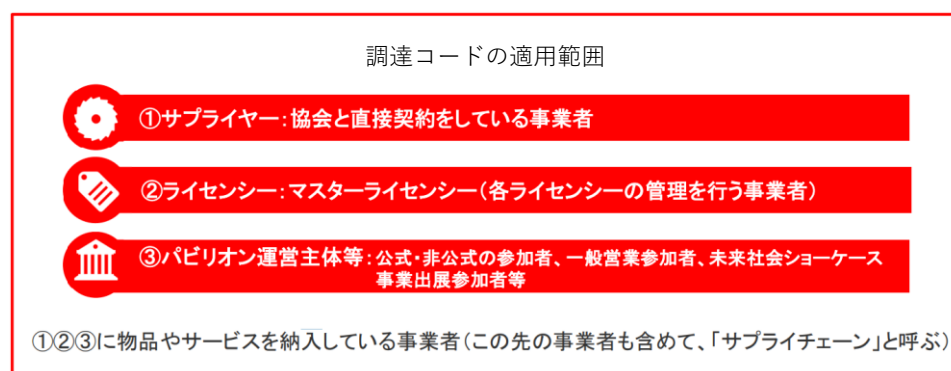


図 3-10 「持続可能性に配慮した調達コード」の適用範囲



公益社団法人2025年日本国際博覧会協会  
Japan Association for the 2025 World Exposition

## 調達コードに係る通報受付窓口のご案内

Grievance Mechanism for the Code of Sustainable Procurement

Translated guidelines in multiple languages are available via QR code.

**通報受付窓口とは・・・**  
 ○大阪・関西万博における調達コードの不遵守にお気づきの際、また不遵守によりお困りの際に誰でもご連絡いただける窓口です  
 ○通報受付窓口では、皆様から調達コードの不遵守についての通報を受け付け、当事者間の対話を促進するなど、解決に向けて必要な対応を実施いたします

●受付期間： ～2025年12月31日  
 ●通報対象： 当協会が調達する物品・サービス及びライセンス商品(これには借賛企業から調達するもの及びパブリック/薄産主産等が大阪・関西万博に関連して調達するものを含む。)に関する調達コードの不遵守  
 ●受付言語： 日本語、英語、仏語 ※その他の使用言語は日本語、英語となります

**通報受付窓口**  
Contact details

**通報はメール又は郵送で受け付けています**  
※以下のウェブサイトにて通報フォームをご用願しております

e-mail宛先：[grievance\(at\)suscode.expo2025.or.jp](mailto:grievance(at)suscode.expo2025.or.jp)  
 ※メール送信の際は(at)を@に置き換えてご利用ください  
 郵送先：〒559-0034  
 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎  
 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 企画局 持続可能性部

※通報フォームに記入が必要な情報  
 ・通報者(あなた)の氏名、住所、連絡先(被通報者に対して匿名にすることができます)  
 ・被通報者(調達コード不遵守の企業、個人)及び不遵守の内容に関する情報  
 ・博覧会協会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する情報 など

通報の概要や処理手続きの状況などについて、博覧会協会のウェブサイトに掲載いたします  
 情報公開を望まない場合は、その旨に記載くださいますようお願いいたします

詳細は、博覧会協会「持続可能性に配慮した調達コード」のウェブサイト  
<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code>  
 The information about this brochure is available in multiple languages on the website  
<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code>  
 English/French/Korean/Japanese/Portuguese/Chinese/Spanish/Arabic





公益社団法人2025年日本国際博覧会協会  
Japan Association for the 2025 World Exposition

## Grievance Mechanism for the Code of Sustainable Procurement

Translated guidelines in multiple languages are available via QR code.

**What is the Whistleblowing Section?**  
 ○ A contact point where anyone can report non-compliance or concerns regarding the Code of Sustainable Procurement at the Expo 2025 Osaka, Kansai, Japan  
 ○ The Whistleblowing Section will accept reports of non-compliance with the Code of Sustainable Procurement and take necessary actions to resolve the issues, including facilitating dialogue between parties

● Whistleblowing Section Opening Period: ~ Until December 31, 2025  
 ● Scope of this whistleblowing channel:  
 Non-compliance or suspected non-compliance with the Code of Sustainable Procurement regarding goods, services and licensed products procured by the Organizer of the World Expo 2025, (including those procured by sponsors, management bodies of pavilion organizers and others in connection with the Expo).  
 ● Languages Accepted: Japanese, English, French ● Subsequent communications will be in Japanese and English

**Contact us**

**Reports can be submitted by email or mail**  
 ※The whistleblowing form is available on the following website.

E-mail Address: [grievance\(at\)suscode.expo2025.or.jp](mailto:grievance(at)suscode.expo2025.or.jp)  
 ※Replace (at) with @ when sending e-mails  
 Mailing Address: 〒559-0034  
 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎  
 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 企画局 持続可能性部

※Information required on the whistleblowing form:  
 ・ The whistleblower's name (your name), address, and contact information (possibly be anonymous to the reported party)  
 ・ The reported party (company or individual) and the details of non-compliance  
 ・ The goods, services, and licensed products procured by the Organizer of the World Expo 2025

The outline and status of the report processing will be posted on the Organizer of the World Expo 2025's website. If you do not wish for your information to be disclosed, please indicate so in the report form.

For more details, please refer to the Organizer of the World Expo 2025's "Code of Sustainable Procurement" website  
<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code>  
 The information about this brochure is available in multiple languages on the website  
<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code>  
 English/French/Korean/Japanese/Portuguese/Chinese/Spanish/Arabic





公益社団法人2025年日本国際博覧会協会  
Association Japonaise pour l'Exposition Universelle 2025

## Dispositif de gestion des réclamations pour le Code d'approvisionnement durable

Des lignes directrices traduites en plusieurs langues sont disponibles via le code QR.

**Qu'est-ce que le Canal de Signalement ?**  
 ○ Un point de contact où toute personne peut signaler des non-conformités ou des préoccupations concernant le Code d'approvisionnement durable à l'Expo 2025 Osaka Kansai  
 ○ Le Canal de Signalement acceptera les rapports de non-conformité avec le Code d'approvisionnement durable et prendra les mesures nécessaires pour résoudre les problèmes, y compris faciliter le dialogue entre les parties

● Période d'ouverture du Canal de Signalement : jusqu'au 31 décembre 2025  
 ● Champ d'application de ce canal de signalement :  
 Non-conformité ou suspicion de non-conformité avec le Code d'approvisionnement durable concernant les biens, services et produits sous licence achetés par l'Association (y compris ceux achetés par les sponsors, les organismes de gestion des pavillons et d'autres en lien avec l'Expo)  
 ● Langues acceptées : japonais, anglais, français ● Les communications ultérieures se feront en japonais et en anglais

**Nous Contacter**

**Les rapports peuvent être soumis par courriel ou par courrier**  
 ※Le formulaire de rapport est disponible sur le site web suivant

Courriel: [grievance\(at\)suscode.expo2025.or.jp](mailto:grievance(at)suscode.expo2025.or.jp)  
 ※Remplacez (at) par @ lors de l'envoi de courriels  
 Adresse postale: 〒559-0034  
 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎  
 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 企画局 持続可能性部

※Informations requises sur le formulaire de rapport :  
 ・ Votre nom, adresse et informations de contact (possibilité d'être anonyme pour la partie signalée)  
 ・ La partie signalée (entreprise ou individu) et les détails de la non-conformité  
 ・ Les biens, services et produits sous licence achetés par l'Association de l'Expo

L'aperçu et le statut du traitement du rapport seront publiés sur le site web de l'Association de l'Expo. Si vous ne souhaitez pas que vos informations soient divulguées, veuillez l'indiquer dans le formulaire de rapport.

Pour plus de détails, veuillez vous référer au site web Code d'approvisionnement durable de l'Association de l'Expo  
<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code>  
 Les informations sur cette brochure sont disponibles en plusieurs langues sur le site web  
<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code>  
 English/French/Korean/Japanese/Portuguese/Chinese/Spanish/Arabic



図 3-11 調達コードに係る通報受付窓口のご案内(日本語、英語、フランス語)

56

## Q & A

**Q** 通報時に名前は書かなくてはならないですか？  
被通報者に自分の名前を知られたくないのですが…

**A** 通報フォームには本名をご記入いただく必要がありますが、被通報者へは非開示とすることが可能です。通報フォームに記入いただく際、「5) 被通報者への匿名を希望しますか？」欄の「はい」に○をしてください。

**Q** 電話で通報はできますか？

**A** 申し訳ございません。通報いただいた内容を記録に残すため、郵送もしくはEメールでのみ通報を受け付けております。

**Q** どんな案件でも対応してもらえますか？

**A** 必須情報が欠落している場合や、既に通報をいただいた案件と同じ内容のもの、他に相談中の案件、悪意のある通報など、本通報窓口における手続を開始することが適切でないと思われる場合には、処理開始しないと判断することがあります。

その場合、処理開始しない旨をお知らせの上、他の通報窓口等で利用できるものがあれば通報者にお知らせいたします。

※博覧会協会のウェブサイトに通報フォームをご用意しております。  
※通報いただいた概要や処理手続き状況などについて、博覧会協会のウェブサイトに掲載いたします。

情報公開を望まない場合には、その旨ご連絡くださいますようお願いいたします。  
詳細は、博覧会協会「持続可能性に配慮した調達コード」のウェブサイト  
<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/> をご覧ください。

持続可能性に配慮した

## 調達コードに係る 通報受付窓口のご案内

職場でバウハラ・セクハラ・差別を受けている

残業代が支給されていない

こんな問題ありませんか？

原料の調達に違法に行われているようだ

長時間労働を強いられている

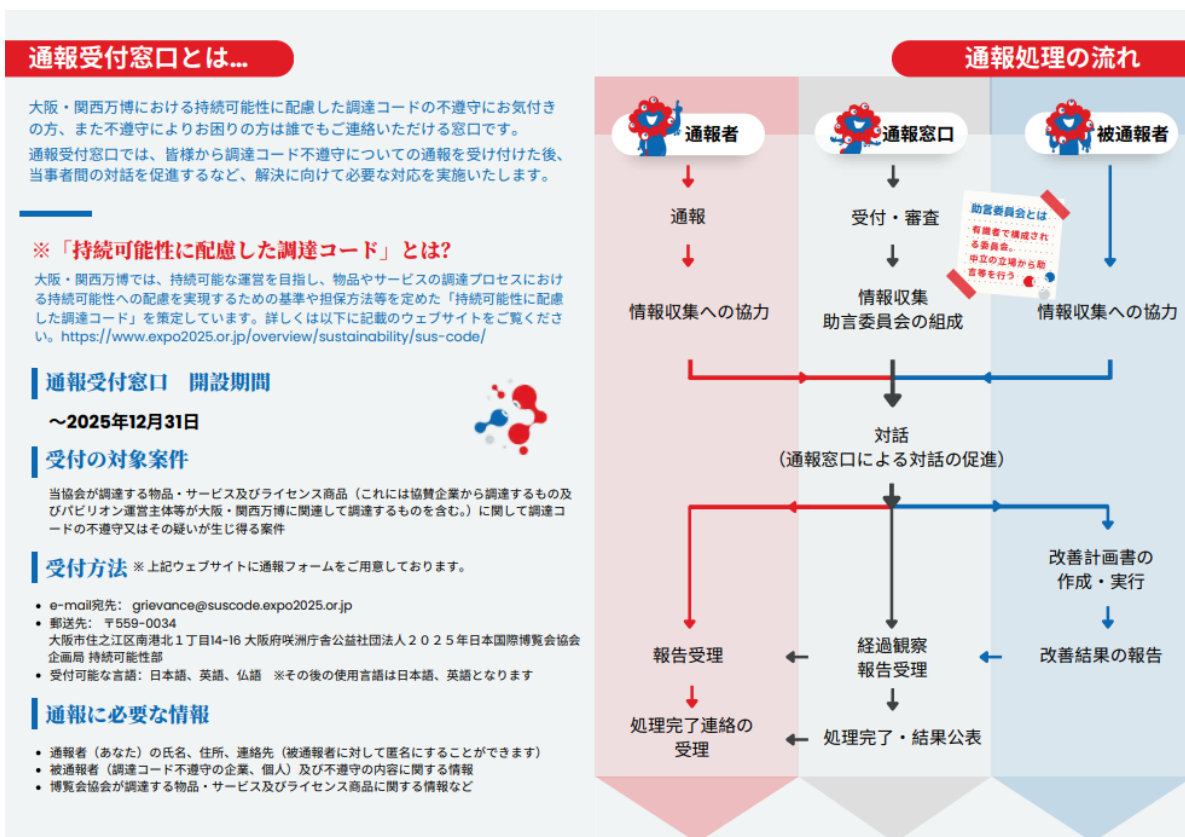


図 3-12 調達コードに係る通報受付窓口説明資料（概要版）

- ・ 博覧会協会が発注する案件にかかる契約事務の透明性、客観性及び適正な履行の確保（腐敗の防止）のため、契約事務審査会を設置し、基準額以上の契約事務について、調査、審議を実施している。

「もの」だけでなく、「生活」を豊かにし、可能性を広げることにつながる社会や環境に関する知見をレガシーとして、次世代に継承する。

**【目指すべき方向】**

②会場の整備・運営において、民間企業と連携することにより、地域産業の活性化に寄与する。

**【背景】**

2022 年前半の世界経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和され、欧米主要国では実質 GDP が感染拡大前の水準をおおむね上回って推移するなど、持ち直しが続いている。一方、昨年来の世界同時的な景気回復等による物価上昇が、ウクライナ情勢の緊迫化を受けた国際商品市況の高騰等の下で一段と進行し、さらに中国における感染再拡大を受けた防疫措置の動向によるサプライチェーンの不確実性の高まりや、各国での金融引締め進展等を背景に、世界経済の先行きは不確実性が高まっている。

日本においても、事業者を取り巻く経営環境は、2 年に及ぶ感染症の流行や原油・原材料価格の高騰、部材調達難、人材不足といった供給面の制約もある中で、引き続き厳しい状況にある。今後は感染症だけでなく多様なリスクがもたらす影響により、厳しい経営環境が続く可能性もある中、様々な経営課題に対応することが求められている。

また、大規模なイベントとして、2024 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震などの災害からの復旧・復興への配慮も求められる。

そうした中、大阪・関西万博が求める持続可能性に配慮した調達への参加は、国内の地域・事業者が国際的な競争力を高めて活性化し、ものだけではなく、社会環境の豊かさも継承して持続的に発展していく上での有益な経験となる。また、大阪・関西万博は、大阪・関西の集客力や知名度が向上する契機となる。大阪・関西万博と地域の中小事業者をはじめとする民間企業等が連携することにより、地域を元気にする人材育成や地域の国際交流が進展することが期待される。さらに、万博を通じた民間企業の技術開発や新商品・アイデアの発信の機会も得られる。こうしたことを通じて、地域経済の持続可能性が向上することが期待される。

**【取り組むべき内容】**

「未来社会の実験場」という万博のコンセプトに合致する未来思考の製品コンセプト、テクノロジー、ものづくり技術等を有する企業の魅力・価値を世界に発信する。

中小企業の参入機会を確保し、調達プロセスを透明化する調達手法を検討し実施する。

大阪・関西万博と連携した地域観光商品の開発や交通サービスの整備を検討する。

**【主な実施事項、検討の状況】**

- ・ 政府において、万博会場を様々な挑戦の場とし、開催期間前から政府、自治体、研究・教育機関、大企業、中小企業、スタートアップ、団体、個人といった多様なプレイヤーによる共創・連携を促すことでイノベーションの誘発や社会実装を推進し、社会的課題の解決の姿をショー

ケース化していくこととして、モビリティ、エネルギー・環境、デジタル、健康・医療、観光・食・文化、科学技術といった分野を中心にプロジェクトの創出、会場内外での実装にむけた検討が進められている。

- ・大規模なイベントとして、2024 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興への配慮について検討し、2024 年 5 月に公表した「持続可能性に配慮した調達コード（第 3 版）」において、能登半島地震等によって深刻な被害を受けた被災地の復興への配慮について記載を追加した。

- ・大きな資本を持たない企業・団体にも参加いただき、大阪・関西万博のコンセプトである「People's Living Lab」を体現するプログラムとして、「大阪・関西万博を契機に、” これからの日本の暮らし（まち）” をつくる」機会と捉え、中小企業を中心とした様々な企業・団体の皆様と共創しながら、デザインの視点を取り入れたプロダクトや社会の仕組のデザインにチャレンジする、新しい共創の取組である「Co-Design Challenge」（CDC）プログラムを実施している。

同プログラムは、第 1 弾では計 79 件の提案があり、選定委員会にて 12 件を選定している。選定した事業の進行については、博覧会協会公式ウェブサイトなどで紹介している。

第 2 弾となる「Co-Design Challenge 2024」では、募集期間中に計 36 件の提案があり、11 件を選定している。第 2 弾では、物品の開発に加えて、その物品に関連した製造現場の見学を含むものづくり体験企画（オープンファクトリー）に取り組むことが条件となっており、これにより万博会場と地域との相互誘客が期待される。



図 3-13 CDC プログラムのプロセス

（第 1 弾（Co-Design Challenge 2023）における選定事業例）「これからのごみ箱（資源回収箱）をデザインする」製作プロジェクト

CDC プログラム選定事業のひとつである「これからのごみ箱（資源回収箱）をデザインする」製作プロジェクト（代表企業・団体：テラサイクルジャパン合同会社／協力企業・団体：イオン株式会社・P&G ジャパン合同会社）については、「EXPO 2025 みんなのリサイクルステーションプロジェクト」として始動している。

全国のイオングループ 650 店舗で日用品の使用済みプラスチック空き容器を回収し、回収された使用済みプラスチック空き容器を分別・加工・リサイクル原料化して、万博会場に設置される

ごみ箱（資源回収箱）を製作する取組である。現在、ごみ箱（資源回収箱）のデザイン作業を進めており、今後、使用済みプラスチック空き容器を原料化し、製作過程に入る予定である。



図 3-14 「これからのごみ箱（資源回収箱）をデザインする」製作プロジェクトのイメージ

- ・屋外での飲食使用を主な目的とする机・椅子や屋外用防犯カメラ等の機械、機器など、協賛いただいた物品等を、各国多数の方が訪れる会場内外にて、企業名称・ロゴ等を表示した状態で使用する「運営参加」を順次募集している。
- ・中小企業・小規模企業者の製品、技術やサービス等を世界中の人々に PR し、取引先や関係先との関係強化、新たな共創など多様な可能性につなげていくことを目指し、万博参加に関連する情報をまとめて博覧会協会公式ウェブサイトに掲載している。
- ・地域の中小企業等の万博への参画を促すため、地方自治体や中小企業関係団体の開催するセミナー等を通じ、運営参加、CDC プログラムをはじめとする中小企業が参画できるメニューについて情報発信を行っている。
- ・小学生から高校生を対象に実施する ESD（持続可能な開発のための教育）プログラムとして実施する「ジュニア SDGs キャンプ」では、中小企業、スタートアップ、NGO・NPO 法人、学生など幅広い企業・団体に対して、参加にかかる負担を軽減するため 1 枠 1 回からの参加を可能として、SDGs の達成に資する取組についての発信機会を提供している。

### 3.4 Peace(平和、公正、インクルーシブネス)

多様な人々が積極的に、また安心して参加できる環境を整えるとともに、大阪・関西万博からテーマに基づく多様な考え方を発信できるよう、一人一人を尊重したインクルーシブな万博運営を目指す。

#### 【目指すべき方向】

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則った万博運営を実現する。

万博の準備・運営に関わる多様な人々の健全で良好な就業環境の確保等に取り組む。

#### 【背景】

2011年に国連人権理事会において、ビジネスと人権に関して、国と企業が取り組むべきフレームワークとして「ビジネスと人権に関する指導原則（以下、指導原則）」が採択された。指導原則では、「人権を保護する国家の義務」「人権を尊重する企業の責任」「救済へのアクセス」が3つの柱として掲げられている。

指導原則は国際的規範として浸透し、各国では国別行動計画（NAP）や法規制が施行され、多くのグローバル企業において人権方針が策定され、人権デュー・ディリジェンス（人権への負の影響を特定、防止、軽減し、どのように救済するかという継続的なプロセス）が実施されるようになっていく。

日本においても、2020年に『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）』が公表されている。同計画では、ビジネスと人権に関して政府が取り組む各種施策が記載され、企業がその活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行い、人権デュー・ディリジェンスを導入することへの期待が表明されている。また、政府・地方公共団体、企業、社会全体によるビジネスと人権に関する理解促進と意識向上、サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組の整備、救済メカニズムの整備及び改善を基本的な考え方としており、分野別行動計画として、

（ア）労働（ディーセント・ワークの促進等）

（イ）子どもの権利の保護・促進

（ウ）新しい技術の発展に伴う人権

（エ）消費者の権利・役割

（オ）法の下での平等（障がい者、女性、性的指向・性自認等）

（カ）外国人材の受入れ・共生

の6つの横断的事項と、指導原則の3つの柱に沿った個別事項が整理されている。

また、2022年9月には、国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針及びILO 多国籍企業宣言をはじめとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、その取組を促進するため「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定された。博覧会協会は、大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」が実現されるために、万博に関わる一人一人の人権が尊重される必要があることを認識し、2030年をゴールとする持続可能な開発目標（SDGs）を達成すべく、博覧会事業に携わるすべての人の人権を尊重するとともに、世界各国から人々が集い、

協力して成立するという国際博覧会の特徴を踏まえ、人権への負の影響を防止、軽減すること、人権侵害が生じた場合の救済といった人権課題解決に向けた具体的な枠組を確立していく。また、人権尊重に関する様々な展示や各種の催事などを通じて、テーマに基づく多様な考え方を国内外に発信していき、人権尊重の考え方や取組が会期後も社会に広く普及していくように努めていく。

#### 【取り組むべき内容】

「いのち輝く未来社会のデザイン」という大阪・関西万博のテーマに即し、ジェンダー、人種、文化など、多様な人々に配慮した会場運営を行うために、博覧会協会の人権方針を掲げる。

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」など、人権に関する国際スタンダードに基づいて万博運営を進めるため、人権方針に基づき、万博史上初となる「人権デュー・ディリジェンス」を実施する。また、「持続可能性に配慮した調達コード」を策定・運用するとともに、同コードにかかる通報受付窓口を運用し、サプライチェーンを含めた人権・労働環境の確保に努める。

人権方針に基づき、人権面での負の影響を特定し、リスクの高い事象については軽減・抑止策を講じ、特に脆弱な立場に置かれる人に人権侵害が及ばないようにする。具体的には、労働時間管理の徹底、時差勤務・在宅勤務など多様な働き方の実現、ハラスメント事象防止やコンプライアンスの遵守、メンタルヘルスケアなど、職員やスタッフ、サプライヤー等の労働環境を確保するための取組を着実に進める。

バーチャル技術を用いて、海外居住者や高齢者、妊娠中の人など、会場に来るのが難しい人にも大阪・関西万博を体験できる機会を提供する。

#### 【主な実施事項、検討の状況】

- ・ 男女の性別にとらわれず来場者が希望や幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現に向け、世界とともに考える機会を創出するため、「ウーマンズ パビリオン」の設置に向けて政府、出展参加者と連携し、協議を進めている。同パビリオンでは、政府の男女共同参画施策に関する方針や世界におけるジェンダー論の進展を踏まえ、企画、デザイン、設計、建設するとともに、展示や演出を行う。
- ・ 2024年1月から2025年4月まで、万博会場での案内・歓迎など様々な活動のサポートを行っていただくボランティアを募集した。応募要件は(1)2025年4月1日時点で、満18歳以上の方、(2)日本語による会話（意思疎通）が可能であること、(3)面談、研修への参加が可能であることとし、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず応募可能とした。

- ・ 2022 年 6 月に公表した「持続可能性に配慮した調達コード」において、サプライヤー等に対して、人権、労働についての基準を示している。また、サプライヤー等のサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について、調達物品等の種類や規模等を踏まえて開示・説明を求めることとしている。加えて、サプライヤー等の調達物品等の製造・流通等における SDGs の達成に特に資する取組について、必要に応じて何うこととしている。
- ・ 持続可能性有識者委員会のもとに設置した「持続可能な調達ワーキンググループ」において、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」の柱の 1 つである「救済へのアクセス」にあたる通報受付窓口について検討を進め、2024 年 7 月から「持続可能性に配慮した調達コード」に関する通報受付対応（グリーンバンス・メカニズム）の専用通報受付窓口を開設している。  
（人権侵害に関する通報窓口については後述）
- ・ 博覧会協会では、勤務時間外の電子メール送信自粛など、職員の長時間労働の抑制にむけた具体的な取組を推進するとともに、時差勤務、在宅勤務制度を設けている。また、メンタルヘルスケアを含む健康相談窓口、ハラスメントに関する相談窓口（社内、社外）を設置し、職員の着任時などに、各相談窓口を案内している。
- ・ 博覧会協会職員に対して、メンタルヘルスケアに関する研修（管理職、一般職員）及びハラスメントに関する研修（管理職）を実施している。また、コンプライアンスについては、新規着任職員に対して研修資料を配布・周知し、資料を全職員に共有している。
- ・ 大勢の来場者やスタッフを迎える協会職員の意識醸成を図るため、「ビジネスと人権」に関する e-ラーニング研修を実施している。また、世界的に関心が高まっている L G B T Q（性的マイノリティ）に関して、専門家が作成した資料による e-ラーニング研修を実施している。
- ・ 博覧会協会の安全対策協議会において、災害対応等における人権保護についての専門家からの知見を共有している。

#### 【博覧会協会における人権に関する取組】

博覧会協会では、持続可能な大阪・関西万博の基本的な考え方や姿勢を示す「持続可能な大阪・関西万博に向けた方針」を 2022 年 4 月に公表した。本方針は、博覧会協会の職員だけではなく、すべての利害関係者（行政団体、サプライヤー、ライセンシー、市民、来場者等）に対して示したもので、博覧会協会の職員は、この方針を理解し、「管理責任」「包摂性」「誠実性」「透明性」の統治原則に従って行動することが求められている。また、5 つの「P」を大目標として掲げ、協会の持続可能性への基本的な考え方を示している。職員一人一人が、この方針で謳っている持続可能な万博開催に向けて行動することが求められている。

持続可能性方針で示した5つの「P」のうち、「Peace（平和、公正、インクルーシブネス）」には、目指すべき方向性として「国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則った万博運営を実現する」と明記している。このため、博覧会協会では、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、以下の取組を実施することとしている。

- ①人権方針の策定
- ②人権デュー・ディリジェンスの実施
- ③救済と是正（人権侵害への対応）
- ④人権に係る研修の実施

#### ◆人権方針の策定と人権デュー・ディリジェンスの実施

博覧会協会は、世界的な危機を乗り越え、一人一人のいのちを守り、いのちの在り方、生き方を見つめ直すことで、未来への希望を世界に示す万博となることを目指す、大阪・関西万博の基本理念、及び大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に沿って、2030年をゴールとする「持続可能な開発目標（SDGs）」を実現すべく、人権方針を策定した。

人権方針では、博覧会事業に係るすべての人の人権を尊重するとともに、世界各国から人々が集い、協力するという博覧会協会の特徴を踏まえ、人権尊重の考え方、取組が国内外に広がり、会場における展示や催事を通じて人権への負の影響を防止、軽減すること、また、人権被害が生じた場合の救済・是正といった人権課題解決に向けた具体的取組をリードするように努める。これら一連のプロセスは「人権デュー・ディリジェンス（以下、人権DD）」と呼ばれ、大阪・関西万博は万博史上初となる人権DDを実施する大会となる。また、人権方針は、事務総長以下の幹部・職員（派遣社員、契約社員含む）ならびに会長以下の役員に適用することとし、博覧会協会が契約締結するサプライヤーや、一般参加者にも広く人権方針への支持を期待する。

（人権方針の全文は巻末の別添2に記載）

#### 【人権方針の概要】

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>1 前文 2 人権の尊重<ul style="list-style-type: none"><li>・実施主体、責任の所在、適用範囲及び尊重する国際規範について記載</li></ul></li><li>3 人権デュー・ディリジェンスの実施<ul style="list-style-type: none"><li>・人権デュー・ディリジェンスの実施（「人権への負の影響」の調査・把握、是正、外部への開示）について記載</li></ul></li><li>4 ステークホルダーとの対話<ul style="list-style-type: none"><li>・ステークホルダーからの要請や考え方を把握するための対話の実施について記載</li></ul></li><li>5 参加者やサプライヤーとの共有<ul style="list-style-type: none"><li>・「持続可能性に配慮した調達コード」について記載</li></ul></li><li>6 救済<ul style="list-style-type: none"><li>・関係者からの苦情に適切に対応するための枠組、負の影響への対応と救済について記載</li></ul></li><li>7 教育・研修<ul style="list-style-type: none"><li>・協会幹部、職員、プロデューサー、ボランティアスタッフなどへの継続的な啓発活動</li></ul></li><li>8 情報開示</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

・博覧会協会公式ウェブサイトや年次報告書などを通じた情報開示による透明性の確保

#### ◆人権デュー・ディリジェンスの実施

博覧会協会は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則した人権デュー・ディリジェンス（以下、「人権 DD」という。）の仕組みを構築し、継続的に実行していく。人権 DD とは、博覧会事業が社会に与える人権、環境、適正なビジネス慣行等への負の影響または、ステークホルダーの方々との対話等から予防的な調査・把握を行い、適切な手段を通じて是正し、その進捗ならびに結果について外部に開示する継続プロセスのことである。まずは、人権 DD の構築を目指して、主要な人権課題を整理、特定していく。

|               | 対象者(ライツホルダー)                        | 主な人権課題        |                   |               |                   |                 |
|---------------|-------------------------------------|---------------|-------------------|---------------|-------------------|-----------------|
| 1 職場、日常業務     | 協会職員、関係者                            | 労働環境・ハラスメント防止 | 安全衛生              | 給与・労働時間       | 非差別               |                 |
| 2 会期中、博覧会会場等  | 協会職員、運営スタッフ<br>ボランティア               | 安全衛生          | 労働環境・ハラスメント防止     | 非差別           | 結社の自由、<br>団体交渉権   | プライバシー          |
|               | 公式参加者、出展者の職員                        | 給与・労働時間       | 安全衛生              | 労働環境・ハラスメント防止 | 非差別               | 結社の自由、<br>団体交渉権 |
|               | 来場者                                 | 移動・旅行の自由      | 非差別               | アクセシビリティ      | 表現・集会の自由          | プライバシー          |
|               | 会場周辺の住民(納税者)                        | 腐敗・贈収賄防止      | 公害の防止             | 表現・集会の自由      | 公共行為への参加(デモ、政治参加) |                 |
|               | NGO 職員                              | 表現・集会の自由      | 公共行為への参加(デモ、政治参加) |               |                   |                 |
|               | メディアに属する人                           | 表現、報道の自由      |                   |               |                   |                 |
| 3 調達、サプライチェーン | 公式参加者、出展者、サプライチェーンに係る事業者、労働者、地域住民など | 居住権           | 強制労働(人身売買)        | 児童労働          | 安全衛生              | 非差別             |
|               |                                     | 労働環境・ハラスメント   | 給与・労働時間           | 外国人、移住労働者     | 結社の自由、<br>団体交渉権   |                 |
| 4 報道・広告等      | 報道・広告等に接する人                         | 非差別           | プライバシー            | アクセシビリティ      |                   |                 |

表 3-4 大阪・関西万博における人権への「負の影響」マップ（2024 年 12 月時点）

大阪・関西万博における人権 DD とは、博覧会事業が社会に与える人権、環境、適正なビジネス慣行等への「負の影響」を特定し、ステークホルダーの方々との対話等から予防的な調査・把握を行い、適切な手段を通じて是正し、その進捗ならびに結果について外部に開示する継続プロセスのことである。

万博開催によって引き起こされる「負の影響」を特定するため、専門家の知見を交えた「負の影響」マップを作成している。同マップに基づき、博覧会協会内の各部局に対し人権リスクに関わるアンケートを実施し、リスクが高い事案を抽出するとともに、人権方針の周知や調達コードの遵守徹底、適切な労働環境の整備、強制労働、児童労働ゼロの実現等に向けた人権への「負の影響」の軽減・抑止策を講じている。

また、これまで 3 つの団体と人権に関するステークホルダー対話を実施しており、今後も継続して実施していく。

| 団体名                   | ご意見の概要                                                        |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------|
| BW I<br>(Building and | ・万博建設現場の労働者からは大きな不平・不満の声は出ていない。<br>・特に、夏場の暑熱対策については総じて好評であった。 |

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Wood Workers International) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場の写真撮影や SNS への投稿が情報セキュリティの観点から不可とされており、こうしたことが労働者通報の萎縮に繋がっている印象がある。</li> <li>・朝礼が暑さ対策から早まり、現場へ通勤するために非常な早出を余儀なくされている労働者がいる。</li> <li>・設備・内装工事に従事する労働者は、工期厳守の観点から、今後は夜間労働を強いられ、従事する人数が増えることによる休憩所やトイレの不足が懸念されている。</li> </ul>                                                                                                |
| 全国交通運輸労働協議組合                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的にバスの運転手が不足しており、配置転換支援などを通じて、なり手を育成している。</li> <li>・万博会場における、テロや災害対策、或いは警備の状況等の情報が我々に届いていないため不安を感じている。</li> <li>・ハイタク業界では、ライドシェア解禁の議論や規制緩和の動きがあり、現場としては実情把握に努めている。万博後の需給状態まで踏まえた議論を望んでいる。</li> <li>・全国から集まった運転手など、万博に従事する者の宿舍環境に是非目配りして欲しい。</li> <li>・トラック業界としては、アイドリングストップによる荷待ち問題が長い時間、対策を講じて欲しいという要望があがっている。</li> </ul> |
| 全国脊髄損傷者連合会                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインのガイドラインに沿った運営が行われると聞いているが、車椅子専用の駐車台数とトイレの個数を示してほしい。</li> <li>・車椅子ユーザーが利用できるトイレの名称を「誰でもトイレ」等にとすると、健常者も多く利用してしまう事例がある為、その名称についてはよく検討してほしい。</li> <li>・障がい者が自宅から会場までアクセスするために、交通手段に沿った利用可能な設備などを、協会にはもっと積極的に発信してほしい。</li> </ul>                                                                                       |

表 3-5 人権に関するステークホルダー対話の実施状況

人権、労働環境などの取組状況等を確認することを目的として、協会発注建築工事、パビリオン、ライセンス事業者、ユニフォーム製造事業者を対象にヒアリングを行っている。

#### ◆救済（人権侵害への対応）

博覧会協会は、博覧会協会が引き起こした、または助長した人権侵害に関する通報窓口を設け真摯に対応していく。通報窓口については、調達コードのグリーンバンス・メカニズムの仕組と総合コンタクトセンターとの連携により、効果的な運用を図っている。また、博覧会協会内にコンプライアンス、健康、ハラスメントに関する相談窓口を設置し、博覧会協会職員、契約社員、嘱託社員等の相談や通報を受け付けている。いずれも通報者や被害者に関する秘密保持、及び不利益を被ることがないように徹底するとともに、対話を通じて被害者の救済に努めていく。博覧会事業に関連する各種活動において、人権侵害が発生した場合には、それを速やかに公表し、被害を受けた人の救済へのアクセスを担保するとともに、その救済・是正に取り組む。

| ライツホルダー          | 人権への負の影響を予防・軽減する方策                                                                                                                  | 通報受付窓口         |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 協会職員             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員（プロデューサー含む）、スタッフ等への人権研修の実施（講義、e-ラーニング）などによる、理解促進・啓発活動</li> <li>・SNS 発信マニュアルの適用</li> </ul> | ハラスメント対応窓口など   |
| 運営スタッフ、ボランティア    |                                                                                                                                     | 担当部署での対応       |
| 参加者（政府、自治体含む）の職員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「持続可能性に配慮した調達コード」の策定、運用及びモニタリング</li> <li>・SNS 発信マニュアルの適用</li> </ul>                         | 調達コードに係る通報受付対応 |
| 来場者              |                                                                                                                                     | 担当部署での対応       |
| 地域住民             | ・地域住民との対話                                                                                                                           | 担当部署での対応       |
| NGO 職員           | ・NGO との対話                                                                                                                           | 担当部署での対応       |

|            |                                  |                |
|------------|----------------------------------|----------------|
| メディアに属する人  | ・ユニバーサルデザイン・サービスガイドラインの適用        | 担当部署での対応       |
| サプライヤーの従業員 | ・「持続可能性に配慮した調達コード」の策定、運用及びモニタリング | 調達コードに係る通報受付対応 |

表 3-6 人権への負の影響を予防・軽減する方策と通報受付窓口（現状）

| 通報を受けた窓口                   | 通報件数                                    |
|----------------------------|-----------------------------------------|
| 博覧会協会<br>（協会内及び外部専門機関にて受付） | コンプライアンス 0件<br>ハラスメント 1件<br>健康関連 1～2件/月 |
| 大阪・関西万博<br>総合コンタクトセンター     | 2件                                      |
| 持続可能性に配慮した調達コード<br>通報受付窓口  | 1件                                      |

表 3-7 人権に関する通報受付実績（2024 年 10 月現在）

#### ◆人権に関する研修・啓発の実施

博覧会協会の職員、一人一人が、それぞれの業務において、人権方針に基づいた行動が実践されるように必要な教育と能力開発を行っていく。このため、全職員を対象とした研修を実施するとともに、日常的にビジネスと人権について職員が学ぶことが適切なテキストを配布することとともに、eラーニングによる教育システムの構築を行う。また、ハラスメントや官製談合などの不正行為が起らないよう、協会内ハラスメント研修やコンプライアンス研修を定期的の実施している。

| 実施日   | タイトル                |
|-------|---------------------|
| 5月20日 | 協会職員の立場について         |
| 5月31日 | 情報の取扱いについて          |
| 6月17日 | 利害関係者について           |
| 6月24日 | 入札談合の防止に向けて         |
| 7月11日 | 契約事務の留意事項について       |
| 7月29日 | 暴力団排除に関すること         |
| 8月5日  | コンプライアンス違反を起こさないために |
| 12月3日 | コンプライアンスケーススタディ①    |

表 3-8 コンプライアンス研修の実施状況（2024 年度）

万博運営を行ううえで重要なテーマとなる「ビジネスと人権」に関して、博覧会協会の役職員を対象とした研修を実施している。

#### ◆万博会場における人権関連の取組

- ・万博会場においては、男女の性別にとらわれず来場者が希望や幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現に向け、世界とともに考える機会を創出するため、「ウーマンズ パビリオ

ン」を出展する。同パビリオンでは、政府の男女共同参画施策に関する方針や世界におけるジェンダー論の進展を踏まえ、企画、デザイン、設計、建設するとともに、各種展示や演出を行う。(再掲)

- ・会期中に設けられる「テーマウィーク」の中で、「平和と人権ウィーク」が行われる機会を捉えて、労働環境やジェンダーといったテーマでの様々なディスカッションなどを会場の内外で計画。幅広い見地から国際的にもアピールしていく。
- ・大阪・関西万博でスタッフが着用するユニフォームについては、多様性の観点から職種や性別に関係なく、開催テーマやコンセプトに沿ったサステナブルで機能性・耐久性に優れたユニフォームであること、また、SDGs をテーマに掲げる万博のユニフォームとして、環境に配慮した素材を取り入れていくこととし、大阪・関西万博に従事する多様な関係者へ、働きやすく、動きやすいユニフォームを提供する。
- ・2024 年 1 月から 2025 年 4 月まで、万博会場での案内・歓迎など様々な活動のサポートを行っていただくボランティアを募集した。応募要件は(1)2025 年 4 月 1 日時点で、満 18 歳以上の方、(2)日本語による会話（意思疎通）が可能であること、(3)面談、研修への参加が可能であることとし、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず応募可能とした。(再掲)

#### ◆人権に関する普及啓発活動

2023 年 7 月、国連のビジネスと人権に関する作業部会が来日し、日本各地で数多くのステークホルダーと面談、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」の実施状況等を調査した。同作業部会が調査後に発表したステートメントでは、東京以外の地方では「指導原則」などに対する認識が一般的に低く、特に中小企業においては、その傾向が強いとの報告がなされた。博覧会協会は、このような状況を鑑み、大阪・関西万博の開催をきっかけとして、万博の開催地である大阪・関西地域をけん引する中小企業等においてビジネスと人権に関する取組が浸透し、多くの企業において取組が進むことを目指していく。

2024 年年度は、12 月に中小企業庁及び経済産業省近畿経済産業局と連携して、「ビジネスと人権」をテーマとしたセミナーにおいて人権 DD など博覧会協会の取組について発信している。今後も、人権に関するイベント等を通じて「ビジネスと人権」についての普及啓発を進めていく。

### 3.5 Partnership(協働)

誰もが参加でき、自由にアイデアを交わせる機会を提供する。その中で一人一人がつながりコミュニティが形成されることを目指す。

#### 【目指すべき方向】

企業、教育・研究機関、国・政府関係機関、国際機関、自治体、NGO/NPO、市民団体等と共に、大阪・関西地域を中心とした日本の魅力を世界へ発信する。

また、会期前から多様な参加者がそれぞれの立場からの取組を持ち寄り、SDGs 達成に資するチャレンジを会場内外でおこない、未来社会をただ考えるだけでなく、行動することによってリアルに描き出そうという試みを大阪・関西万博の特徴とする。

#### 【背景】

大阪・関西万博は、世界中の人々がアイデアを交換し、未来社会を「共創」する「People's Living Lab」をコンセプトに掲げている。世界の課題は複雑化・多様化しており、課題解決のためには様々な技術やアイデアを組み合わせるパートナーシップが重要となっている。

また、大阪・関西万博のサブテーマの1つである「Connecting Lives (いのちをつなぐ)」は、一人一人がつながり、コミュニティを形成する、社会を豊かにすることに焦点を当てるものである。「いのちをつなぐ」から想定される具体的なキーワードとしては、例えば、パートナーシップ・共創の力、ICTによるコミュニケーションの進化、データ社会の在り方等が挙げられる。

さらに、大阪・関西万博は、多様な人たちがチームを組み、多彩な活動で大阪・関西万博とその先の未来に挑む、みんながつくる参加型プログラム、「TEAM EXPO 2025」プログラムを始めている。このように、多様な関係者の参加・共創が、大阪・関西万博の特徴となっている。

#### 【取り組むべき内容】

「TEAM EXPO 2025」プログラムにおいて、未来のためのアクションを行う「共創チャレンジ」と、その創出・支援を行う「共創パートナー」を募集するとともに、その共創・交流を促す活動を行う。誰もが自由に万博に参加し、SDGs の達成に向けた取組にチャレンジする機会を提供する。

万博に参加、関与する人々（ステークホルダー）への情報発信・共有と連携を進める。

持続可能性への理解を促進するため、公式参加国、国際機関や自治体との連携を進め、教育プログラム、研修を実施する。

オンライン空間上に夢洲会場を 3DCG で再現したバーチャル会場を用意し、AR（拡張現実）や VR（仮想現実）等のバーチャル技術を活用したリアルとバーチャルが相互に連動する様々な取組を展開することで、万博会場の魅力と発信力を高めるとともに、実際に会場に来たく

ても来ることができない障がいのある方、高齢の方、遠方の方、さらには世界中の多くの人が参加できる、インクルーシブな万博を実現する。

さらに、今後、大阪・関西万博の計画を具体化していくにあたっては、今後のまちづくりを担う次世代に飛躍の機会を提供する。

#### 【主な実施事項、検討の状況】

・2020年10月から「TEAM EXPO 2025」プログラムを実施しており、2024年12月末時点で共創チャレンジ2,245件、共創パートナー416団体の登録をいただいている。

「TEAM EXPO パビリオン」では、「対話」・「共創」を運営コンセプトとし、共創チャレンジ・共創パートナーによる展示やステージが実施する。また、「TEAM EXPO 2025」プログラムに登録された活動の中から「実践的で世界各地で再生可能な、将来のために活用できる特に優れた好事例」を募集、選定し、選定されたプロジェクトは「TEAM EXPO パビリオン」内に展示することとしており、2024年11月に「2025年日本国際博覧会ベストプラクティス」を選定、公表した。

| 取組名称                                                   | 主な展開国・地域 |
|--------------------------------------------------------|----------|
| 大阪から世界へ！MRで人類の健康を支えるプロジェクト                             | 日本       |
| 海藻が人と海を豊かに、健康に。                                        | 日本       |
| カーボンマイナスプロジェクト                                         | 日本       |
| 紙糸製品を身にまとう未来を作る                                        | 日本       |
| 共創の力で築く持続可能な未来：JICA 関西/DRLC の防災プラットフォーム                | 日本       |
| ごみゼロ共創ネットワーク                                           | 日本       |
| 圃場データ・テロワール・ブランディング・プロジェクト                             | 日本       |
| Art for life - Heritage for Development                | インド      |
| Clean water supply for the future of communities       | アメリカ合衆国  |
| Completely biodegradable and compostable sanitary pads | インド      |
| Deaf Translator                                        | ベナン      |
| Empowering Off-Grid Communities via Solar Energy       | レバノン     |
| Fashion for Fragile Ecosystems                         | キルギス     |
| GoodVision for all people                              | ブルキナファソ  |
| Innovative Solutions for Child-Friendly Spaces         | ネパール     |
| Microscope Unveils the Macro-World' s Scope            | デンマーク    |
| Nepal Soil Health Initiative                           | ネパール     |
| PEEL Lab                                               | 日本       |
| Poverty Alleviation through Entrepreneurship           | 世界各国     |
| Restoring forgotten watersheds through youth-led m     | フィリピン    |
| Revolutionize your mobility                            | チュニジア    |
| Sustainable water and floating farm solutions          | UAE      |
| Transforms care, trains responders, saves lives        | ナイジェリア   |
| Turning CO2 into Chalk: Sustainable Innovation         | 日本       |
| Wikiproject for a United Nations of knowledge          | 世界各国     |

表 3-9 2025 年日本国際博覧会ベストプラクティス (50 音順)



図 3-15 「TEAM EXPO 2025」プログラム 展示のイメージ

- ・ これからの未来を担う子どもたちが、開催前から大阪・関西万博に向けた取組に参加し、SDGs について学び、大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」のためのアイデアを考えていただくとともに、2025 年には実際に万博会場へ行きたくなるよう、興味・関心を高めていただくことを目的とした「ジュニア EXPO 2025 教育プログラム」を実施している。

2020 年度は、大阪府内の小学校及び中学校を対象に、2021 年度は、関西圏を対象に実施した。2022 年度は、実施エリアを日本全国に拡大して実施した。2023 年度以降は、国内だけでなく海外の日本人学校など在外教育施設でも実施している。

○2024 年度目標：小学生・中学生を対象に教育プログラムを実施 300 校/年（実績 第二四半期時点で 178 校）

#### （プログラムの内容）

- ・ 小学校及び中学校の教員が、テキストや映像など博覧会協会が編集した専用教材を用い、総合的な学習の時間等の授業時間約 10 時間を使って、万博や SDGs に対する理解を深めるための授業を行う
- ・ SDGs に取り組む企業が自社の取組内容を発表し、子どもたちがその取組内容に対して質問するなどのオンライン形式で交流を行う「リサーチミーティング」を開催
- ・ 子どもたちが授業等を通じて学んだ成果を発表する場となる「ジュニア EXPO」を開催

|         | 小学校用                              | 中学校用 |
|---------|-----------------------------------|------|
| 授業<br>の | ◎万博とは？<br>多くの写真や映像教材を用いて楽しく学ぶ     |      |
|         | ◎「いのち輝く」について<br>自らの体験など身近なところから学ぶ |      |

|    |                                                                                 |                                         |
|----|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 流れ | ◎SDGs とは？<br>身の回りだけでなく世界中にも社会課題があることから、「誰一人取り残さない」ための課題解決に向けて様々な企業が取り組んでいることを学ぶ |                                         |
|    | ◎ポスター作成（ジュニア EXPO）                                                              | ◎リサーチミーティング<br>◎プレゼンテーション発表会（ジュニア EXPO） |

表 3-10 「ジュニア EXPO 2025 教育プログラム」 授業の流れ

- ・教育プログラムの授業等を通じて子どもたちが学んだ成果を発信する場として、ジュニア EXPO「小学生のポスター展示会」を、博覧会協会公式ウェブサイト上で開催している。この展示会では、各参加小学校の子どもたちが、学びのまとめとして「“すべての”いのち輝くためのアイデア」を表現し、作成したポスターを展示している。  
(小学生のポスター展示会) <https://www.expo2025.or.jp/overview/education/juniorexpo/>
- ・夢洲(リアル)会場をメタバース空間に「バーチャル会場」として再現し、好きな時間・デバイスで気軽に参加し、鑑賞・会話など実会場とは一味異なる体験が可能となる、バーチャル万博を実施する。
- ・2022 年 5 月から博覧会協会公式ウェブサイト「持続可能性に関する取り組み」ページを設け、持続可能性に関する方針・ビジョン、会議等の情報発信を行っている。また、持続可能性に関する会議を開催する際、公式ウェブサイトに加えて公式 SNS で情報発信を行い、SDGs に関する情報の拡散・PR・普及啓発を図っている。
- ・国や経済団体等ステークホルダーとの会議において、ESMS に関する議題を盛り込み、情報共有、意見交換を行っている。
- ・各自治体域内で開催される万博機運醸成に係る催事に参加、協力している。  
○2024 年度目標：各四半期 8 回（実績 第二四半期時点で 41 回）
- ・大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現するためのコンセプトとして掲げている「People's Living Lab（PLL、未来社会の実験場）」のもと、多様な実践者や有識者が、それぞれの立場からテーマに関する取組を国内外へ発信し、万博を共に創り上げていく場としてオンライントークイベント「EXPO PLL Talks」を開催しており、開催後は、博覧会協会公式ウェブサイト「アーカイブ」に録画したものを掲載している。  
○2024 年度目標：EXPO PLL TALKS 等 年 12 回以上実施（実績 第二四半期時点で 12 回実施）
- ・今後の活躍が期待される若手建築家に「多様でありながら、ひとつ」の会場デザインコンセプトに沿い、意欲的かつ大胆な提案をしてもらい、個性豊かで魅力的な博覧会施設を創出することを目的として、休憩所、トイレ等の 20 施設を建設した。2024 年 5 月には、若手建築家によ

る会場内の「休憩所」「ギャラリー」「展示施設」「ポップアップステージ」「サテライトスタジオ」「トイレ」計 20 施設の設計業務が完了し、施設概要、設計コンセプト及びイメージパースを公開している。

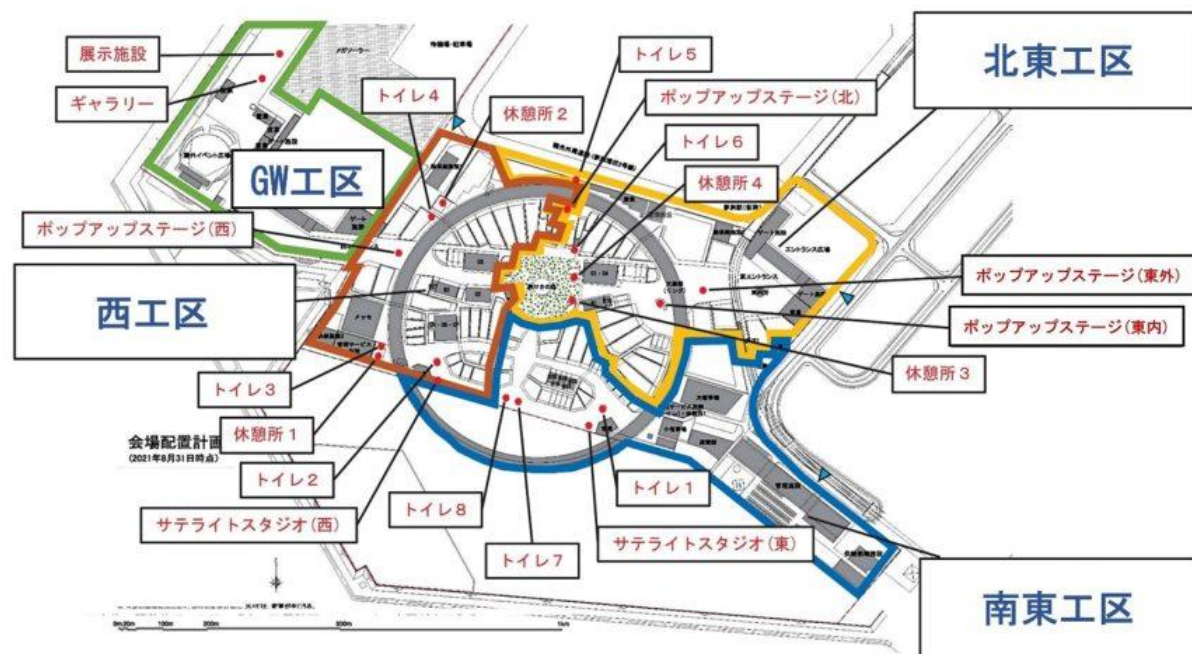


図 3-16 若手建築家施設の配置

- ・世界が半年間の長きにわたり同じ場所に集う万博の特性を活かし、地球的規模の課題の解決に向けて英知を持ち寄り、対話による解決策を探り、いのち輝く未来社会を世界とともに創造する取組である、「テーマウィーク」の実施にむけた検討を進めている。

博覧会協会主催のテーマウィークプログラム「アジェンダ 2025」では、大阪・関西万博から世界に向けてメッセージを発信するために、様々なステークホルダーが横断的に参加し、多様性と自由な対話に、リアル+オンラインで世界中から参加できる、対話型プログラムや展示会を実施する。

| 分類                                               | テーマ<br>(ウィーク名)                                        | テーマ<br>(問い)                                      | テーマ領域                                                                                         |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| いのちを救う<br>人と地球上の<br>生命を脅かす<br>課題                 | 地球の未来と<br>生物多様性<br>ウィーク<br>(9/17 水～28 日)              | 豊かで多様ないのちが住む地球を<br>未来に残すために、私たちは何を<br>すべきか？      | 気候変動、脱炭素、生物多様性、サーキュラーエコ<br>ノミー、再生可能エネルギー、水素社会、ネイチャ<br>ーポジティブ、森林破壊、海洋汚染、里山再生、淡<br>水資源 など       |
|                                                  | 健康と<br>ウェルビーイング<br>ウィーク<br>(6/20 金～7/1 火)             | 一人ひとりのウェルビーイングが<br>共鳴する社会をどう実現するか？               | 感染症対策、ウェルビーイング、ゲノム医療、<br>再生・細胞医療・遺伝子治療、PHR、健康寿命、<br>SBNR、安全な水とトイレ など                          |
|                                                  | 平和と人権<br>ウィーク<br>(8/1 金～12 火)                         | あらゆる差別をなくし、互いを尊<br>重し合う社会を実現するために、<br>世界は何をすべきか？ | 飢餓、貧困、格差社会、人権侵害、児童労働・強制<br>労働、人身売買、障がい者参加、ジェンダー平等、<br>LGBTQ、女性の活躍推進、移民、人間の安全保<br>障、多様性と包摂性 など |
| いのちに力を<br>与える<br>誰もが幸福で<br>豊かな生活を<br>送るための<br>課題 | 食と暮らしの<br>未来<br>ウィーク<br>(6/5 木～16 月)                  | 全ての人が食と暮らしに困るこ<br>とがない未来はどのようにすれば<br>実現できるのか？    | フードロス、フードテック、食育、食文化、<br>スマート農林水産業、サステナブルファッション、<br>エシカル消費 など                                  |
|                                                  | 学びと遊び<br>ウィーク<br>(7/17 木～28 月)                        | AI 時代において人は何を学べば良<br>いのか？                        | 生涯教育、EDTEC、知財活用、個別最適化学習、<br>遠隔教育、若者自立、教育格差、STEAM、<br>アントレプレナーシップ、世界の遊び など                     |
| いのちを<br>つなぐ<br>社会を豊かに<br>するための<br>課題             | 未来への文化共創<br>ウィーク<br>(4/25 金～5/6 火)                    | 多様な文化が共鳴し、未来への文<br>化が共創されるために、私たちは<br>何をすべきか？    | 伝統芸能、歴史遺産、地域活性化、観光、アート、<br>音楽、スポーツ、文化芸術、クールジャパン、<br>マンガ・アニメ、e スポーツ など                         |
|                                                  | 未来のコミュニ<br>ティとモビリティ<br>ウィーク<br>(5/15 木～26 月)          | 誰もがその人らしく生きられる<br>コミュニティとは？                      | スマートシティ、デジタル田園都市、防災・復興、<br>メタバース、宇宙、ロボット、EV・FCV、自動運<br>転、空飛ぶクルマ、サイバーセキュリティ、MaaS<br>など         |
| いのち輝く未来<br>社会のデザイン<br>まとめ(最終週)                   | SDGs+Beyond<br>いのち輝く<br>未来社会<br>ウィーク<br>(10/2 木～12 日) | SDGs は達成できるか？<br>そして、その先はどうする？                   | SDGs、ポスト SDGs、いのち、未来社会、<br>Society5.0 など                                                      |

クロスカッティングイニシアチブ

経済・イノベーション

人口動態・少子高齢社会

次世代・インクルージョン

表 3-11 テーマウィークのテーマ構成

・また、万博会場で開催される、テーマウィークの 8 つのテーマに関連した地球的規模の課題解決に向けた取り組みである「テーマウィークコネクト」を実施する。テーマウィークの会場外関連プログラムとして、大阪・関西エリアに限定せず、全国から参加することができ、大阪・関西万博を軸に、全国で実施される地球的規模の課題解決に向けた取組と連動することで、全国的な機運醸成へ繋げていく。

・2023 年 11 月 28 日に、博覧会協会、世界経済フォーラム グローバル・シェイパーズ・コミュニティ 大阪ハブ（シェイプ・ニューワールド・イニシアチブ）、大阪商工会議所は、テーマウィークに向けた、次世代の視点とアイデアによる地球規模の課題解決のための対話や交流の取組を連携して実施することを発表している。

・万博を契機とした観光客を会場外へ誘致するために、「Expo2025 Official Experiential Travel Guides」というポータルサイトを2024年4月に開設している。ポータルサイトでは大阪・関西万博のテーマに親和性があり、高い満足度を提供できる高付加価値な旅行商品を掲載し、万博来場予定者に直接、地域の観光情報や商品情報を届ける。利用者は日時や場所からの検索・予約だけでなく、万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に関連する多数のジャンルからの検索も可能で、各地域の万博のテーマに関連する旅行商品や地域イベント情報の紹介などを通じて万博のテーマを体感することができる。

・持続可能な大阪・関西万博開催にむけた取組の具体化においては、スタートアップ企業や今後のまちづくりを担う次世代に飛躍の機会を提供すべく検討を進める。2023年8月23日に特定非営利活動法人大学コンソーシアム大阪と連携推進に関する協定を締結し、同年11月24日には、高等教育共創コンソーシアム和歌山、和歌山県と連携推進に関する協定を締結している。

（特定非営利活動法人大学コンソーシアム大阪との主な連携内容）

- ・大学及び学生等の万博及び万博関連事業への積極的な参画促進に向けた相互協力
- ・大学及び学生等への万博関連事業の情報発信、認知度向上及び機運醸成
- ・大学及び学生等の研究・教育における質の向上に資する万博情報の提供等の協力

（高等教育共創コンソーシアム和歌山、和歌山県との主な連携内容）

- ・博覧会を契機とした大学・学生等と県民等との持続可能な地域づくり
- ・博覧会を契機とした教育・研究プログラムの質の向上
- ・大学・学生等や県民の博覧会への参加の促進
- ・博覧会に関する情報発信や機運醸成

・万博における若者、子どもに対する教育の効果を最大化すべく、2023年度より教育に関する有識者や小中高校の先生に相談した結果、以下3項目(1)体験型プログラム、(2)会場内ツアー、(3)Webコンテンツ展示に注力し「ジュニア SDGs キャンプ」として会場西側のサステナドームを拠点に実施することとしている。



図 3-17 ジュニア SDGs キャンプ会場

#### (1)体験型プログラム

リアルな会場内だからこそ感じられる五感を使ったインプットとアウトプットの場を提供し、来場者の心に残ることでその後の継続的な行動変容につなげる。

環境問題、SDGs について、博覧会協会、企業、NPO、大学ゼミ等が制作した体験型プログラムを実施し、プログラムの一部は国際交流要素のあるものとする。この際、中小企業、NPO、大学生が実施するプログラムを積極的に受け入れる。

【プログラムの例（変更の可能性あり）】

また、プログラムでは各テーマの情報をインプットするだけでなく、課題を自分の生活の中から見つけ、解決策を考え、自身の日常の行動や意識の変容につながる機会の創出を目指す。

【プログラム（検討中のものの例）】

- ・海外の人と環境問題について議論しよう（インドネシア編）
- ・海外の人と環境問題について議論しよう（スイス編）
- ・海外の子どもたちと環境問題について議論しよう（キリバス編）
- ・発泡スチロールを通して環境問題・SDGs を考えよう
- ・ごみ分別ボードゲーム「Hokasu」でごみ・環境問題を学ぼう！！
- ・屋台でも使える？ リユース食器について学ぼう
- ・ペットボトルがペットボトルになって戻ってくる？
- ・二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を吸いこむコンクリート？

## (2)会場内ツアー

会場内のパビリオン・施設の、環境・建築に関する見どころや、SDGs 関連コンテンツに関するガイドマップを制作し、同マップに基づいて歩いて会場を巡る「会場内ツアー」を実施する。ガイドマップの制作にあたっては、15 歳から 30 歳までのユースを公募し、参加したユースによるパビリオン・施設へのインタビュー、原稿執筆を経て、ガイドマップを取りまとめている。



図 3-18 会場内ツアー ガイドマップ（イメージ）

## (3)Web コンテンツ展示

会場内の環境・SDGs に関連する Web コンテンツ展示を行う。

【Web コンテンツ展示の例】

- ・SDGs 教育コンテンツ（小学生向け、中高生向け）：SDGs に関する知識を提供し SDGs への理解を深めるきっかけとする。
- ・SNS 連動コンテンツ：万博を通して SDGs について学び得たものをアウトプットする場を提供し、自分事として思考するきっかけとする。

- ・体験型プログラム資料
- ・会場内ツアー ガイドマップ
- ・会場に実装される環境への取組・「未来社会ショーケース事業」についての動画等資料
- ・子どもたちの SDGs 宣言：日々の生活の中での子どもたちの SDGs への取組や、体験型プログラムでの学び、交流を通して得た自らの考えをアウトプットとして「宣言」の形で入力し、発信する

2024 年度は引き続き上記の事項について有識者や小中高の先生、学生とワークショップ等を実施して個々の内容を具体化し、教材作成、担当者の教育につなげている。

## 第4章 持続可能な大阪・関西万博全体の指標

「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」（以下、「持続可能性方針」という。）における5つのP（People・Planet・Prosperity・Peace・Partnership）はSDGsのキーワードとなっている5つのPのもとに大目標と目指すべき方向を整理したものである。

博覧会協会は、これら5つのPに係る持続可能な大阪・関西万博の「目指すべき方向」に沿って、また大阪・関西万博において考慮すべき世界的な課題等を鑑み、大阪・関西万博全体の持続可能性の取組についてアピールすべき代表的な指標を検討している。この検討にあたっては、持続可能性方針にて、5つのPの「目指すべき方向」に基づき、各部署において作成した個別目標を踏まえて検討している。なお、5つのPについては、指標を検討する際には指標と5つのPを必ずしも一対一の対応とはせず、2つ以上のPにまたがる指標なども検討してきた。

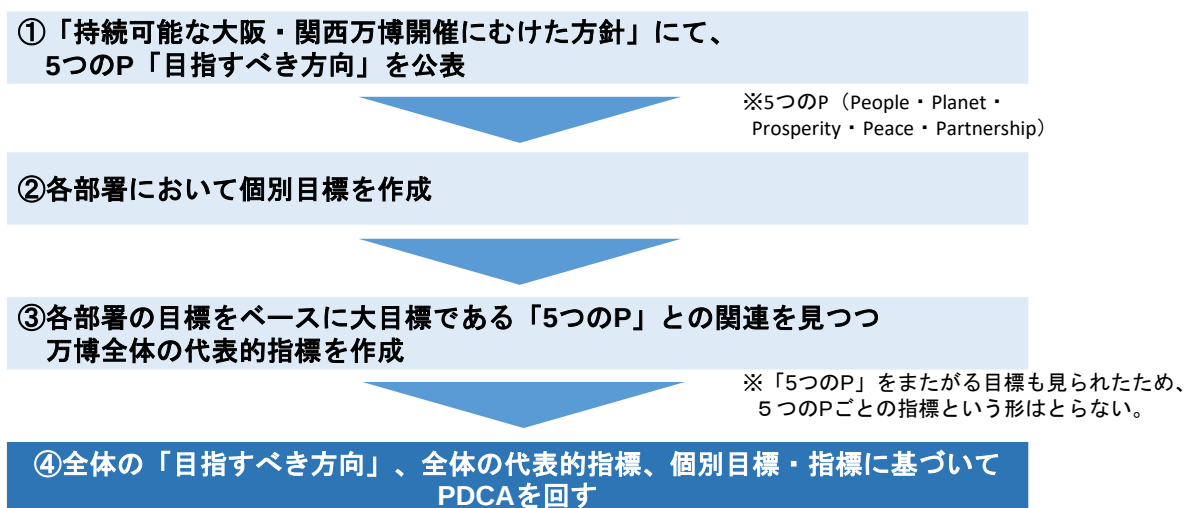


図 4-1 代表的指標の設定（考え方）

代表的な指標は以下のとおりである。

### （1）インクルーシブな万博運営に関する指標

インクルーシブな大阪・関西万博の開催にむけて、

**誰一人取り残さない会場運営と会場建設を目指す**

こととして、以下の指標により取組を進める。

#### （1-1）人権に関する指標

**人権デュー・ディリジェンス（人権DD）を実施する初の万博**

博覧会協会は、大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」が実現されるために、万博に関わる一人ひとりの人権が尊重される必要があることを認識し、人権尊重の取組として人権DDを実施する。

|                                                                                 |                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| <b>(1)人権への負の影響(リスク)の特定</b><br><b>P</b> (万博運営において可能性のある人権侵害を特定)                  | <b>(2)人権に関する負の影響の予防・軽減</b><br><b>D</b> (人権侵害が起こらない仕組みづくり)                        |
| ・事務局において負の影響を受ける可能性がある人<br>(ライツホルダー)を抽出し、たたき台として有識者委員会で議論<br>⇒人権WGにおいて特定にむけた議論  | ・ESMSの構築・運用 ・ユニバーサルGL<br>・調達コードの運用 ・人権に関する研修<br>・リスクマネジメント ・協会内人権相談窓口            |
| <b>(4)情報提供(開示)</b><br><b>A</b> (協会が人権DDにどう取り組んだか公表)                             | <b>(3)チェック(評価)</b><br><b>C</b> (仕組みがしっかりと機能しているか検証)                              |
| ・調達コード(通報受付、モニタリング)実施結果<br>・持続可能性有識者委員会(議事録公表)<br>・持続可能性行動計画(公表・意見募集)<br>・活動の開示 | ・ESMSの運用<br>・調達コードの運用(通報受付、モニタリング)<br>・総合コンタクトセンターの運用<br>・人権WG、持続可能性有識者委員会における評価 |

図 4-2 博覧会協会における人権 DD の考え方

現在の人権 DD の実施状況は以下のとおりである。

- ・万博開催によって引き起こされる「負の影響」を特定するため、専門家の知見を交えた「負の影響」マップを作成している。同マップに基づき、博覧会協会内の各部局に対し人権リスクに関わるアンケートを実施し、リスクが高い事案を抽出するとともに、人権方針の周知や調達コードの遵守徹底、適切な労働環境の整備、強制労働、児童労働ゼロの実現等に向けた人権への「負の影響」の軽減・抑止策を講じている。

|               | 対象者(ライツホルダー)                        | 主な人権課題        |                   |               |                   |             |
|---------------|-------------------------------------|---------------|-------------------|---------------|-------------------|-------------|
| 1 職場、日常業務     | 協会職員、関係者                            | 労働環境・ハラスメント防止 | 安全衛生              | 給与・労働時間       | 非差別               |             |
| 2 会期中、博覧会会場等  | 協会職員、運営スタッフ                         | 安全衛生          | 労働環境・ハラスメント防止     | 非差別           | 結社の自由、団体交渉権       | プライバシー      |
|               | ボランティア                              |               |                   |               |                   |             |
|               | 公式参加者、出展者の職員                        | 給与・労働時間       | 安全衛生              | 労働環境・ハラスメント防止 | 非差別               | 結社の自由、団体交渉権 |
|               | 来場者                                 | 移動・旅行の自由      | 非差別               | アクセシビリティ      | 表現・集会の自由          | プライバシー      |
|               | 会場周辺の住民(納税者)                        | 腐敗・贈収賄防止      | 公害の防止             | 表現・集会の自由      | 公共行為への参加(デモ、政治参加) |             |
|               | NGO 職員                              | 表現・集会の自由      | 公共行為への参加(デモ、政治参加) |               |                   |             |
|               | メディアに属する人                           | 表現、報道の自由      |                   |               |                   |             |
| 3 調達、サプライチェーン | 公式参加者、出展者、サプライチェーンに係る事業者、労働者、地域住民など | 居住権           | 強制労働(人身売買)        | 児童労働          | 安全衛生              | 非差別         |
|               |                                     | 労働環境・ハラスメント   | 給与・労働時間           | 外国人、移住労働者     | 結社の自由、団体交渉権       |             |
| 4 報道・広告等      | 報道・広告等に接する人                         | 非差別           | プライバシー            | アクセシビリティ      |                   |             |

表 4-1 大阪・関西万博における人権への「負の影響」マップ (2024 年 12 月時点) (再掲)

- ・これまで3つの団体と人権に関するステークホルダー対話を実施しており、今後も継続して実施していく。

(人権 DD 実施状況の詳細、救済(人権侵害への対応)、研修等については第3章に記載)

(1-2) ユニバーサルデザイン・ユニバーサルサービスに関する指標

**ユニバーサルデザイン・ユニバーサルサービスガイドラインに  
基づいて運営する初の万博**

ユニバーサルデザインガイドラインに加えて、日本で初めて運営サービスに特化した「ユニバーサルサービスガイドライン」に基づいて会場を運営し、より高品質な「アクセシブルでインクルーシブな博覧会」を実現する。

建築物のユニバーサルデザインについては、原則として、会場内のすべての建築物において国の「望ましいレベル」以上のユニバーサルデザインを目指す。

さらに、万博としては初めてユニバーサルサービスについて独立したガイドラインを定め、大阪・関西万博を訪れるすべての人が安全・安心に過ごすことができ、様々な展示やイベントを楽しく鑑賞・観覧し、そして参加することができる運用方法の指針を示すことで、多くの来場者が会場に訪れ、誰もが楽しいひと時を過ごすことができる大阪・関西万博を目指す。

【ユニバーサルデザインガイドラインの基準設定の考え方】

| 規制(Control)                                                                                                                                                                          | 推奨(Guide)                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>「～すること」「～しなければならない」事項を示しており、法的拘束力の有無にかかわらず、遵守すべき整備基準として定義する。</p> <p>法で定められた基準に加えて、『Tokyo2020 アクセシビリティガイドラインにおける標準基準』、『国の推奨基準』、『国の遵守基準を上回る大阪府条例等の整備基準（望ましい整備）』のうち最も高い水準を基本に設定。</p> | <p>「～することが望ましい。」事項を示し、より安全かつ円滑な移動等の実現とともに、来場者の利便性の向上や快適な利用ができるように備えることが望ましい基準として定義する。</p> <p>『Tokyo2020 アクセシビリティガイドラインにおける推奨基準』、『大阪府条例等による望ましい整備』の水準、『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)』の設計標準（望ましい基準）、障がい当事者の意見等を総合的に勘案して設定。</p> |

表 4-1 ユニバーサルデザインガイドラインで定める基準の考え方

|                             |                  |                                                                      |
|-----------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 【ユニバーサルデザインガイドラインにおける基準の概要】 | ユニバーサルデザインガイドライン | バリアフリー法・条例                                                           |
| 適用される基準                     | 国の「望ましいレベル」以上    | <p>・最低限の基準(建築物移動等円滑化基準)※適合義務</p> <p>・望ましいレベル(建築物移動等円滑化推奨基準)※努力義務</p> |

(「望ましいレベル」以上のユニバーサルデザイン)

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)においては、一定規模以上のものに対して適合義務がある「建築物移動等円滑化基準」とすべての建築物に対して、達成することが望ましいレベルの基準として「建築物移動等円滑化推奨基準」がある。

国においては、これを 67%以上の建築物が達成することを目指しているところ、大阪・関西万博においては、すべての建物が「建築物移動等円滑化推奨基準」を達成することを目指す。

|           | 建築物移動等円滑化基準                                         | 望ましいレベル(推奨基準)        |
|-----------|-----------------------------------------------------|----------------------|
| 案内設備に至る経路 | 道等から案内板や案内所に至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設ける |                      |
| 廊下幅       | 120cm 以上                                            | 180cm 以上             |
| 手すりの設置    | 片側                                                  | 両側                   |
| スロープ勾配    | 1/12 以下                                             | 1/12 以下(屋外は 1/15 以下) |

表 4-2 建築物移動等円滑化基準・望ましいレベル(推奨基準)の例  
(出典 国土交通省ウェブサイトより抜粋)

#### 【ユニバーサルサービスガイドラインの基準設定の考え方】

| 規制(Control)                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「～すること」「～しなければならない」事項を示しており、法的拘束力の有無にかかわらず、遵守すべきサービス基準として定義する。<br>法で定められた基準に加えて、『IPC アクセシビリティ・ガイド』『ユニバーサルデザイン 2020 行動計画』『施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン【改定版】』を参考に設定。 |

表 4-3 ユニバーサルサービスガイドラインで定める基準の考え方

#### 【ユニバーサルサービスガイドラインにおける基準の例】

|                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|
| (視覚で情報が得にくい人への対応)                                                                   |
| <b>C3-3-2.</b> 開催者、公式参加者、関係者は、視覚による情報が得にくい人に対し、触覚と聴覚など視覚以外の感覚で同程度の情報が得られるように準備すること。 |
| 対応策(例) ・音声解説装置の導入<br>・点字の付与<br>・2次元コード等による情報提供                                      |

表 4-4 ユニバーサルサービスガイドラインにおける基準の例

## (2) カーボンニュートラル実現に関する指標

低炭素な会場からグリーンチャレンジを世界へ

として、温室効果ガス排出量を進捗管理の指標とする。

大阪・関西万博の開催に当たっては、先進性、経済性があり、かつ採用可能な技術、仕組みを用いてカーボンニュートラルを目指した取組を行う。

温室効果ガス排出量の算定に当たっては、万博として初めて、GHG プロトコルを主たる手法として参照する。

Scope 1,2 排出量については、省エネルギーを行うとともに排出係数がゼロとなる電力を使用して、会場及び会場外駐車場（万博P & R 駐車場）の電力使用からのものはゼロとする。ガス等の燃料の燃焼については省エネ、電化、合成燃料、バイオディーゼルの導入等で削減し、手段がない部分についてはカーボンクレジット等で手当てして、カーボンニュートラル達成を目指す。

会場内の建物、施設、インフラ等の建築・構築に伴う排出、来場者の移動・宿泊・会場内で消費される飲食料品や、ライセンス商品等の製造・廃棄等に伴う温室効果ガス排出（バリューチェーン排出）については、食品ロス削減、リユース製品の使用や移動時排出量のカーボンクレジット購入促進等により削減するが、使用する材の生産段階での排出等、削減が困難なものも多い。

今後もこの削減量を増やすべく取り組むが、残った排出量については、レガシーを残すという観点から、大阪・関西万博をきっかけとして様々な取組を行っていく起点としてとらえて、関係各者に協力を呼び掛け、「EXPO グリーンチャレンジ」に参加いただき、大阪・関西万博をきっかけとした脱炭素社会構築につなげる。

現在の温室効果ガス排出量算定結果、そのためのおよその削減方法は以下のとおりである。

（温室効果ガス算定の考え方、削減対策の詳細については、＜EXPO 2025 グリーンビジョン（2025 年版）＞に記載）

| Scope | 排出源                              | GHG 排出量<br>[t-CO <sub>2</sub> e] | 省エネ努力以外の主な削減方法                  |
|-------|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 1     | 会場内の施設で使用する燃料                    | 4,979                            | —                               |
|       | 会場内輸送で使用する燃料                     | 162                              | 電気自動車(EV)の導入や<br>合成燃料、バイオ燃料の使用等 |
|       | 会場内、会場外の施設におけるエアコン稼働による<br>フロン漏洩 | 72                               | 地球温暖化係数の小さい資機材の利用<br>を推奨        |
| 2     | 会場内、会場外の施設で使用する電力                | 31,080                           | 排出係数ゼロの電力の使用                    |
|       | 会場内輸送で使用する電力                     | 9                                | 排出係数ゼロの電力の使用                    |
|       | 博覧会協会事務所、会場外駐車場で使用する電力           | 2,527                            | 排出係数ゼロの電力の使用                    |
|       | 博覧会協会事務所（咲洲・ATC）で消費する熱           | 302                              | —                               |
| 合計    |                                  | 39,133                           |                                 |

表 4-5 削減対策をしなかった場合(BAU)の温室効果ガス排出量推計値 (Scope 1、Scope 2)

注：数値の丸めの関係で、各項目の和と合計が一致しないことがある。

| カテゴリ                                           | GHG 排出量<br>[t-CO <sub>2</sub> e] | 削減方法                                        |
|------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------|
| カテゴリ 1<br>(購入した製品・サービス)                        | 113,974                          | 調達物品等の製造・流通等におけるエネルギー低減<br>や低炭素エネルギーの利用を推奨  |
| カテゴリ 2<br>(資本財)                                | 361,700                          | リース、木材の積極的な活用<br>低炭素型素材等の積極的な活用             |
| カテゴリ 3<br>(Scope 1, 2 に含まれない燃料<br>及びエネルギー関連活動) | 14,283                           | —                                           |
| カテゴリ 5<br>(事業から出る廃棄物)                          | 2,749                            | 食品ロス削減、食品リサイクル<br>プラスチックの利用削減 (リユース食器等)     |
| カテゴリ 6 (出張)                                    | 3,545                            | 排出量の少ない移動手段の利用                              |
| カテゴリ 7 (通勤)                                    | 2,533                            |                                             |
| カテゴリ 12<br>(販売した製品の廃棄)                         | 167,343                          | 建物、機器の再利用<br>リースの積極的な活用                     |
| その他：来場者 (国内・海外<br>から計 2820 万人を想定)              | 2,858,622                        | 排出量の少ない移動手段の利用<br>来場者用シャトルバスの EV 化、合成燃料等の導入 |
| 合計                                             | 3,524,747                        |                                             |

表 4-6 削減対策をしなかった場合(BAU)の温室効果ガス(GHG)排出量推計値 (Scope 3) と  
主な削減方法 (単位：トン-CO<sub>2</sub>)

注：数値の丸めの関係で、各項目の和と合計が一致しないことがある。

(3) サーキュラーエコノミーに関する指標

**リデュース・リユース、2R でごみ減量**

として、廃棄物発生量、リデュース、リユースの目標設定等、資源循環 WG において検討、精緻化し、進捗管理の指標とする。

会期中及び会期前後も含めたサーキュラーエコノミー実現に向けて、会場運営に伴って発生する廃棄物については、リデュース・リユースの徹底を図ることで目標を上回る排出抑制を目指す。また、会場内の分別・再分別を徹底し、分別可能物については 100%のリサイクルを目指す。

| 種別                | BAU        | 削減目標       |            |             |              | リサイクル目標       |               |
|-------------------|------------|------------|------------|-------------|--------------|---------------|---------------|
|                   | 排出量<br>(t) | 削減量<br>(t) | 削減率<br>(%) | 削減後量<br>(t) | 原単位<br>(g/人) | リサイクル量<br>(t) | リサイクル率<br>(%) |
| 缶                 | 42.8       |            |            | 42.8        | 1.5          | 699.3         | 100.00        |
| びん                | 611.5      |            |            | 611.5       | 21.7         |               |               |
| 業務用缶              | 45.0       |            |            | 45.0        | 1.6          |               |               |
| ペットボトル            | 562.8      | 188.2      | 30.3       | 433.5       | 15.4         | 433.5         | 100.00        |
| ペットボトルキャップ        | 58.8       |            |            |             |              |               |               |
| 発泡スチロール・発泡トレイ     | 5.6        | 139.9      | 25.0       | 419.8       | 14.9         | 419.8         | 100.00        |
| プラスチック類           | 554.1      |            |            |             |              |               |               |
| 段ボール              | 1711.7     |            |            | 1711.7      | 60.7         | 1711.7        | 100.00        |
| 紙類                | 110.4      | 61.1       | 55.4       | 49.2        | 1.7          | 49.2          | 100.00        |
| 生ごみ（食品廃棄物）        | 1501.2     | 321.2      | 21.4       | 1179.9      | 41.8         | 1179.9        | 100.00        |
| 廃食用油              | 110.4      |            |            | 110.4       | 3.9          | 110.4         | 100.00        |
| 燃やすごみ             | 4181.4     | 721.9      | 17.3       | 3459.5      | 122.7        | -             | 2.7           |
| 堆肥化可能な食器          |            | -          |            |             |              | 94.6          |               |
| 割箸                |            |            |            |             |              |               |               |
| 木製パレット            |            |            |            |             |              |               |               |
| 紙おむつ              |            |            |            |             |              |               |               |
| 燃やさないごみ/<br>混合廃棄物 | 212.8      | 10.0       | 4.7        | 202.8       | 7.2          | 19.3          | 9.5           |
| 汚泥<br>（グリストラップ）   |            |            |            |             |              |               |               |
| 合計                | 9708.5     | 1442.3     | 14.9       | 8266.2      | 293.1        | 4717.8        | 57.1          |

表 4-7 会場運営に伴って発生する廃棄物の削減・リサイクルに関する目標

(注：四捨五入により各欄の値の合計と合計値が一致しない場合がある。)

食品ロスについては、政府が設定した、2030 年度までに、サプライチェーン全体で 2000 年度（547 万トン）の半減とする目標と、再生利用等実施率目標として、2024 年度に食品小売業 60%、外食産業 50%等の目標を上回る目標を設定すること、再生利用等実施率目標としては 100%を達成することを目指して取組を進める。

施設設備のリユースにも、リデュース、リユースを優先的にを行い、施設設備解体に伴う廃棄物量の削減を図る。リースの積極的活用に加えて、リユースについて仕組みに基づいた取組を行う。具体的には、以下の取組を行い、大阪・関西万博のリユースを積極的に進めるとともに、こうした仕組みが今後の日本全体の施設設備のリユースの推進に役立つものとなることを目指す。

まず、リユース対象を以下の3つに分類して、公募により引渡し先を選定、会期終了後に、移築、設備等の取り外し、梱包、保管、引渡しを行う。

PHASE1：リース建材を使用していない施設

PHASE2：大屋根リング木材、移築対象外施設の建材、設備機器など

PHASE3：会期終了時に残った什器、備品など

2024年2月に、大屋根リング木材の需要量を把握のためにリユース等提案募集を行い、以降、継続して提案を受け付けている。2024年11月時点で約30者からの提案があり、今後のリング解体工事の参考情報としている。

2024年7月に、循環経済の推進に高い意識を持たれている企業10社の協力を得て、リユースマッチング事業を立ち上げ、8月に「万博サーキュラーマーケット ミャク市！」のウェブサイトを開いた。主にEUや米国において、建材のマッチングプラットフォームが運営されており、同様の取組を日本国内に根付かせることを目指している。リユース、運送・保管、システムの各分科会を構成し、リユースを前提とした設備等の取り外し・取り外した設備等の梱包・保管に関する検討、公募のためのWebシステム開発などを順次進めている。

現在、リース建材等が使用されていないシグネチャーパビリオン3棟、若手建築家施設15棟など計26施設と大屋根リングをリユース対象施設とし、ミャク市！のサイトで、基本的な情報を公開し、公募を準備している段階であり、リユース検討の問い合わせを受け付けている。上述したリング木材利用の検討を含め100者以上から問い合わせをいただいている。

今後は、大屋根リングを含む施設のリユース、移築対象外施設の建材、設備機器などのリユース（PHASE2）の公募を2024年度末から2025年度前半にかけて行い、その後、什器、備品などの公募（PHASE3）を行う予定である。公式参加者や非公式参加者にもリユースマッチングサービスへの参加を呼び掛け、ミャク市！の充実を図っていく。



図 4-3 ミャク市！サービスサイト

#### 【施設設備のリユースに関する目標】

上記の取組に基づき行う施設設備のリユースについては、①建物自体のリユースと②設備についてのリユースと二つに分けて考え、会期直前に設定することとする。

①については、積極的にリース施設を使うとともに、施設のリユースを進める。施設のリユースについては、現状ではどれだけの需要があるか見通せず、総量としても概算になってしまうため、絶対量としての目標を検討する。その際には、過去の万博のリユース状況を指標とする。1970年の大阪万博においては、56の国際館、30の企業館のうち、28のパビリオンについて、施設の一部または全部のリユースが行われており、現在もカンボジア館やミュンヘン市館などは、団地集会所や自衛隊施設として活用されている。28のパビリオンに関する記録は乏しく調査も困難だが、調査した結果、全体移築は7館、一部移築は5館、移築割合が不明なものは16館となっている。また、2005年の愛・地球博においては、大小約100の施設のうち19の外国館、6の国内館のリユースが行われているとされている。

移築の事例が多い1970年を指標とし、当面は少なくとも1970年の件数を上回ることを目標とする。この際、移築割合が不明なものについては、基本的には割合が大きければ記録に残っていることが多いと考え、基本的に一部移築として算入する。一部を50%程度とし、一部移築21館を10.5館とみなし、全体移築と合わせ17.5館を目標値とする。

#### 【リサイクルに関する目標】

建設・解体工事に伴う廃棄物のリサイクルに関する目標は、「2025年日本国際博覧会 環境影響評価書」を引き継ぎ、以下表に示すとおり設定した。

| 種別       | リサイクル率<br>(%) |
|----------|---------------|
| コンクリート塊  | 99.3          |
| アスコン塊    | 99.5          |
| 木くず      | 97.0          |
| 混合廃棄物    | 63.2          |
| ガラス陶磁器   | 73.0          |
| 廃プラスチック類 | 59.0          |
| 金属くず     | 96.0          |
| 紙くず      | 77.0          |
| 石膏ボード    | 86.0          |
| その他      | 63.2          |

表 4-8 建設・解体工事に伴う廃棄物のリサイクル率の目標値

(廃棄物量推計の考え方、削減対策の詳細については、＜EXPO 2025 グリーンビジョン (2025年版)＞に記載)

#### (4) 地域産業への活性化寄与に関する指標

**中小企業、スタートアップの発信機会、新たな共創(co-create)を創出**として、中小企業の参画数を増やしていくことについて、協賛者のうち中小企業の数を進捗管理の指標とする。

(取組状況)

- ・会場整備参加、運営参加などの協賛者として、中小企業 116 社に参加いただき、設備機器、資材、情報システム、食品・飲料、衛生用品などを提供いただいている。(2024 年 11 月現在)



図 4-4 会場整備参加、運営参加の募集アイテムの例

協賛者のうち中小企業の数(者)

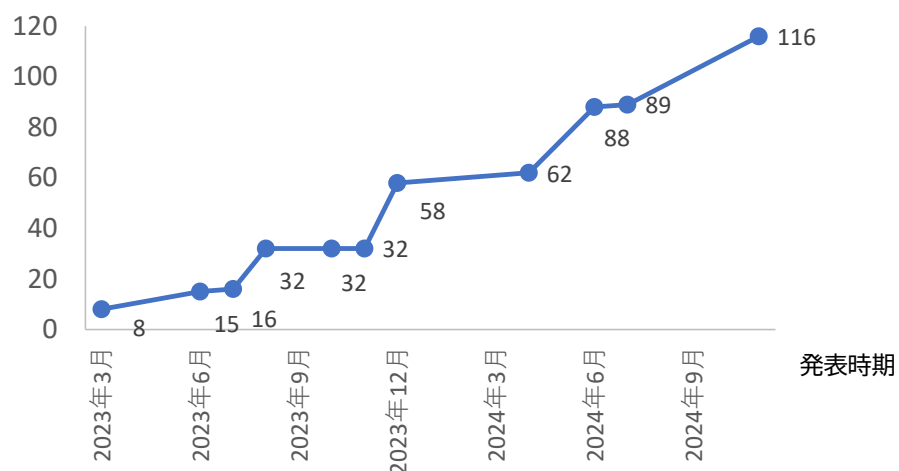


図 4-5 協賛者のうち中小企業の数推移

(5) 一人一人がつながるコミュニティ形成に関する指標

参加者の中から約 3,000 組を募集し、万博会場で、これまでの成果を  
発表するとともに、来場者、出展者同士など多くの方と「対話」し、  
未来社会の実現に向けた新たな「共創」を生み出すことを目指す。

博覧会協会は、多様な人たちがチームを組み、多彩な活動で大阪・関西万博とその先の未来に挑む、みんながつくる参加型プログラム、「TEAM EXPO 2025」プログラムを実施し、プログラムに参加いただいている「共創チャレンジ」「共創パートナー」を中心に様々な方が参加し、新たな「共創チャレンジ」を生み出し・育てていく場を提供する。

(取組状況)

- ・ライフサイエンス、自然環境、文化芸術、教育・人材交流、観光・地域活性化など、2,245 件の「共創チャレンジ」を登録。(2024 年 12 月末現在)
- ・「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創パートナー及び共創チャレンジによるインタラクティブな情報発信や参加者交流を実施、参加者とともに 新たな共創を促進していく「TEAM EXPO 2025 Meeting」を 5 回開催。

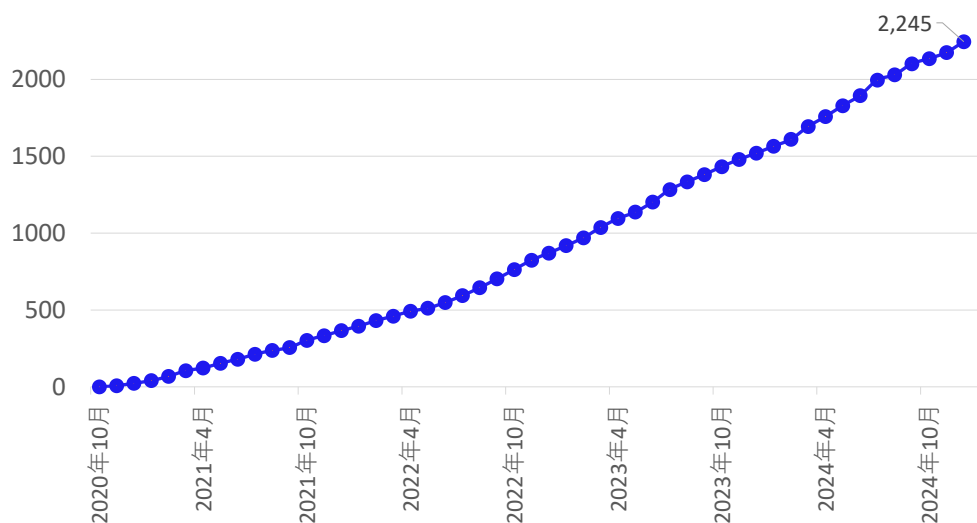


図 4-6 共創チャレンジ登録数の推移



図 4-7 第5回「TEAM EXPO 2025 Meeting」会場の様子

## 別添1 各実施主体（部署）が実施する取組

### 『People』に関連する取組

|      |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 未来社会 |       | ・ Society5.0 の実現に向けた様々な技術を活用したエリアの構築                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|      | 外部連携  | ・ バリアフリーな会場施設のできる限りの実装                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|      | マニュアル | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニバーサルデザインガイドライン作成</li> <li>・ ピクトグラム、サイネージ、音声ガイド等の利活用を検討。 安全対策協議会（防災分科会）において、過去事例等を検討し、危機管理に関する計画やマニュアルに反映</li> <li>・ 障がいをお持ちの方や IT リテラシーの低い方でも購入しやすい販売手法のスキームを確立する</li> </ul>                                                                                                                                                                                               |
|      | 設備    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的・精神・発達障がい者等への配慮として、スペースの設置を検討</li> <li>・ 視覚障がい者への配慮として、視覚障がい者誘導用ブロック等の対策を検討</li> <li>・ 子ども連れ利用者への配慮としては、授乳室の整備等を検討</li> <li>・ 高齢者への配慮として、休憩用ベンチの設置等を検討</li> <li>・ トイレについては、様々な利用者を想定した多様なバリアフリートイレ、男女それぞれの一般トイレにはオストメイト対応や親子対応の大型ブース等を設置</li> <li>・ 来場者の移動支援として、会場内を巡回する EV バスを導入。乗降しやすい車両を運行</li> <li>・ 公式参加者宿舎から会場まで、公共交通機関での通勤が不便な場合スムーズに通勤していただくためのシャトルバス運営</li> </ul> |
|      | 情報提供  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場における情報表示やアナウンスにおいて、多言語表記やピクトグラムの使用、音声を多言語及び文字で表示する技術を使った案内の導入等（デジタルサイネージ）を検討</li> <li>・ セキュリティに配慮した公式ウェブサイトの構築</li> <li>・ 個人情報の取扱いに留意したウェブサイト運営するために、GDPR、cookie 対応などを検討</li> <li>・ ルールに基づいた刊行物や制作物を推奨するために、ビジュアル・アイデンティティを策定し配布</li> </ul>                                                                                                                                |
|      | 来場支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タッチパネル入力など IT に不慣れな来場者に対し、ゲートや案内所における入力補助等の支援</li> <li>・ 「未来社会ショーケース」として開催期間においては、多言語自動翻訳を積極的に活用する</li> <li>・ 修学旅行や校外学習の場として万博を選択してもらえるように、チケット販売事業者と協力してチケットを積極的に販売する</li> <li>・ 障がいのある方等のレーンの設置、多言語表示による案内、最新機器の導入によるストレスの少ないセキュリティチェックを積極的に検討</li> <li>・ 会場内では車いす使用者等がスムーズに乗降できる EV バスを利用するとともに、来場者や関係者への配慮として、案内サインは ピクトグラムや多言語表記等を検討</li> </ul>                         |

## 『Planet』に関連する取組

|     |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 脱炭素 |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・万博に関連する活動に応じて温室効果ガス排出量を算定する</li> <li>・建築環境総合評価制度（CASBEE）の採用</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |
|     | 技術導入 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気中から CO2 を分離・回収する DAC 技術を導入し、回収した CO2 について地中への貯留やコンクリートへの固定、メタネーション等 CCU（Carbon Capture and Utilization）の原料として活用等することで、CO2 排出量削減に寄与する</li> <li>・燃焼しても CO2 を排出しない、水素やアンモニアを燃料とした発電を実施し、カーボンニュートラル電力を活用する</li> </ul>                                                                                                          |
|     | 建設   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然採光等による照明負荷低減や断熱・通風等による冷房負荷低減など、できる限り省エネルギーを考慮した施設建設を行う</li> <li>・低排出、低騒音、低振動な建設機械や工法をできる限り採用</li> <li>・機器選定の際には、できる限りエネルギー消費効率の高い製品を選択し、定めのあるものについては、エネルギー消費効率等の基準を満たすものを利用する</li> <li>・LED 照明や高機能空調設備など、省エネルギー性の高い機器・設備を積極的に採用する</li> <li>・エネルギー消費性能の高い設備機器を積極的に採用</li> <li>・工事関連車両の効率的稼働。エコドライブの実施</li> </ul>            |
|     | 協会運営 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・退社時の複合機の節電設定の徹底、お昼休憩時の電気 OFF</li> <li>・協会職員の出張の際には、公共交通機関の利用を原則とする</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                |
|     | 会場運営 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2 排出の削減のため、関係行政と連携し、民間事業者へ万博にアクセスする EV/FC バスの導入を促進する</li> <li>・協会職員や国内外パビリオン出展者が利用する関係者用モビリティに可能な限り電気、燃料電池等環境に配慮した車両の導入を検討する</li> <li>・来場者への情報提供サービスによる最適な来場者輸送の実施に努める</li> <li>・出展者のカーボンニュートラルに資する取組の支援</li> </ul>                                                                                                        |
|     | エネマネ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーマネジメントシステム導入によるエネルギー需給把握・管理、各施設の照明・空調の使用実態把握・適正化等により、省エネルギーを推進する</li> <li>・会場内機器をエネルギーマネジメントシステム（VPP 技術を含む）を用いて制御する</li> </ul>                                                                                                                                                                                          |
|     | 交通   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パーソナルモビリティの配置、使用ルールの策定等</li> <li>・交通需要マネジメント実施方針策定と実施</li> <li>・来場者輸送ルートの設定を行う</li> <li>・来場者の円滑な輸送を実現するため、来場者輸送対策協議会を設立し、来場者輸送の計画を策定する</li> <li>・物資輸送及び廃棄物輸送に際して、事前に運行計画を策定し、効率的な輸送ルートの確保や道路の混雑状況に応じた効率的な輸送を実施する</li> <li>・場内輸送時のアイドリングストップなどエコドライブの徹底により、CO2 排出を削減する</li> <li>・マイカーによる CO2 排出の削減のため、パークアンドライドを実施</li> </ul> |

|          |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                     |
|----------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 脱炭素      | 来場者<br>・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナッジ×デジタルの取組導入により、来場者一人一人の自主的な意識変革・行動変容を促進する</li> <li>・環境エネルギー技術やカーボンニュートラルに資する技術・仕組の理解促進を促す展示の実施</li> <li>・会場内外のCO2フリー電源活用、会場内機器のエネルギーマネジメントシステムを用いた制御について、来場者に対して見える化することを検討する</li> <li>・データ・数字の見える化の取組・PR・普及啓発活動</li> </ul>                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                     |
|          |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球環境や資源の有効活用にできる限り配慮した万博会場の構築</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                     |
| 資源<br>循環 | 建設         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の簡素化・軽量化、建築材料の使用量削減をできる限り実施する</li> <li>・解体時に分別しやすい建築構造・工法をできる限り採用</li> <li>・木材等再生可能資源利用のできる限りの促進</li> <li>・資機材や建築物のできる限りのリユース</li> <li>・建設資材のリデュース、リユース、リサイクルをできる限り推進し、廃棄物最終処分量の抑制に努める</li> <li>・建設リサイクル推進計画（国土交通省）に定める再資源化・縮減率等の遵守</li> <li>・リサイクル可能な建材の使用推奨</li> <li>・駐車場建設での再生材の活用に最大限努める</li> <li>・建設資材についてリサイクル材を使用（グリーン購入法特定調達品目、エコマーク認定品）</li> </ul> |                                                                                                                                                                     |
|          |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品や什器など環境に配慮したものを購入、備品に「協会用」「共有」のシールを貼り、共有で使用できる備品を増やす</li> <li>・詰替え商品へ切り替えるリサイクル・リユースを心がける</li> <li>・事務用品をグリーン購入法適合商品を選択する</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                     |
|          | プラスチック     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックレジ袋の使用を制限するため、配布抑制や紙袋などプラスチック以外の素材へ代替を実施</li> <li>・リユース以外の食器・包材は、紙・生分解性プラスチックなどの使用を事業者へ働きかける</li> <li>・食品を提供する容器等に生分解性容器を導入し、来場者に分別をしてもらい、それら容器は微生物により生分解され、バイオエタノールを製造し、得られたバイオエタノール等を燃料電池等の燃料としてエネルギーを得ることで、会場内での資源循環をわかりやすく表現する</li> <li>・食器や飲料カップなど、リユース使用を事業者へ働きかける</li> </ul>                                                                      |                                                                                                                                                                     |
|          | 食品         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・万博におけるサーキュラーエコノミー実現に貢献するため、食品の需要予測、食品残渣の活用（バイオガス製造、堆肥化等）など、食品廃棄ゼロに資する技術等を、実証的・実装的に積極的に導入する</li> <li>・食品需要予測、容器・包装使用抑制等、廃棄物発生を抑制する方策について検討し、万博における廃棄物発生量を削減する</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                     |
|          |            | 運営                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・来場者数に応じた食事数の予測・在庫の適正化・調理数のコントロール</li> <li>・来場者の食べきり・適量オーダー促進への意識啓発活動</li> <li>・フードバンク・フードシェアリングを活用した未利用食品の提供廃棄抑制</li> </ul> |
|          |            | 技術                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場内で出た食品残渣について、メタン発酵によりバイオガスを生成（メタン化）することで、カーボンニュートラルガスの確保及び食品廃棄物のリサイクル率向上に寄与する</li> </ul>                                  |

|          |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資源<br>循環 | 紙            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子契約書導入による紙の削減を実施</li> <li>・電子決裁の促進</li> <li>・オンライン会議の活用によるペーパーレス化の促進</li> <li>・ツーアップや両面印刷の利用</li> <li>・入場券は電子チケットを基本とし、紙券の使用を極力無くし、森林伐採の抑制につなげる</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|          | レンタル<br>・リース | <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ機器のレンタル、リース計画の策定</li> <li>・会場整備における物品調達について、可能な限りレンタル・リースによる調達を実施、期間終了後の再利用を図る</li> <li>・ゲート機器・パビリオン入館機器の可能な限りのレンタル・リースを検討する</li> <li>・ネットワーク機器について、リース・レンタルを最大限利用するための調達計画を策定</li> <li>・催事施設での備品はレンタル品の利用を活用</li> <li>・会場整備におけるレンタル・リース・中古品をできる限り活用</li> </ul>                                                                                                                                                                                                             |
|          | 運営<br>廃棄物    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・万博におけるサーキュラーエコノミー実現に貢献するため、飲食物の提供・販売に活用できるバイオマス由来の生分解性容器の循環処理・資源化に関する実証、廃棄物処理技術やリサイクル技術を核とした資源循環に関する実証、ごみ回収×ナッジの仕組の導入等、ごみゼロに資する技術等について実証的・実装的に積極的に導入を検討する</li> <li>・来場者が快適に過ごせるよう、ごみの回収・排出の流れや再生利用も考慮し、サブストックヤード・メインストックヤードを適切に配置する</li> <li>・産廃取り扱い業者との業務委託契約を通じて、重量の把握とデータ化</li> <li>・再資源化が難しい廃棄物は、可能な限り焼却による熱回収を進め、埋立処分を抑制する</li> <li>・催事施設で購入した備品を可能な限りリユースする</li> <li>・スタッフ・ボランティアが着用するユニフォームは、暑さに十分考慮しつつ、サステナブル素材を活用</li> <li>・紙ごみ、プラスチックごみなどの再資源化可能物のリサイクルに取り組む</li> </ul> |
|          | 啓発           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・省資源化に向け、来場者にマイバッグの利用を促進する</li> <li>・エコバックの持ち込みを促すとともに、来場者が持ち込んだ物品に関しては持ち帰りを促す</li> <li>・公式ウェブサイト等で、事前に分別に関する情報を発信する</li> <li>・ごみの分別表示を分かりやすくする他、来場者や参加者に対する分別への協力の周知の強化に取り組む</li> <li>・パビリオン出展者・協賛者に、環境に配慮した資材の調達を行うよう働きかける</li> <li>・PR 関連グッズ、ライセンスグッズに係る持続可能性に配慮した資源・原材料の使用・資材の調達・生産・販売の為に ML0 事業者を通じ各事業者・ライセンサーへの説明会を実施</li> <li>・関係企業、団体等からのヒアリングを踏まえ、備蓄方法、体制等を検討</li> </ul>                                                                                                  |
| 自然環境     | 会場建設         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限りの自然環境の保全及び創造（重要種保全など環境影響評価書の取組）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|          | 運営           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生分解性の高い中性洗剤へ切り替える</li> <li>・会場内飲食店で使用する洗剤は自然由来原料のものを推奨する</li> <li>・飲食施設にて、事業者はグリストラップを設置し、定期的な清掃を行う</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

### 『Prosperity』に関連する取組

|       |                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                         |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調達コード | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達（サプライチェーン）については、持続可能性に配慮した調達の取組（持続可能性に配慮した調達コード、通報受付窓口）を実施</li> <li>・契約事務審査会を設置し、協会が発注する業務及び物品調達にかかる基準額以上の契約事務について、調査、審議を実施</li> </ul> |                                                                                                                                                                         |
|       | 調達コードの周知                                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出展・協賛者及びその関係者向けの説明会（または説明資料等を作成、配布）を開催し調達コードの周知を実施</li> <li>・博覧会協会では、サプライヤー、ライセンシー、パビリオン運営主体等向けの説明会等を開催し、調達コードの周知を実施</li> </ul> |
|       | 調達コードの遵守                                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パビリオンタイプ A に関する建設ガイドラインの策定・公表 特別規則 4 号</li> <li>・一般サービスに関するガイドラインの策定・公表 特別規則 10 号</li> <li>・商業ガイドラインの策定・公表 特別規則 9 号</li> </ul>  |
| 情報提供  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能性に関する取組について、公式ウェブサイトや公式 SNS などオウンドメディアを通じた情報発信を実施</li> </ul>                                                                         |                                                                                                                                                                         |

### 『Peace』に関連する取組

|          |      |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| インクルーシブ  | 情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・催事への幅広い参加の創出に向けて、広報部と連携し協会 HP の見せ方を工夫し情報を公開する</li> </ul>                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 安心・安全な環境 | 健康   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水スポットの設置等、観客向けの暑さ対策の検討を実施</li> <li>・感染症の専門家等を招いた会場衛生協議会（感染症対策検討会議を発展的に改組）を実施し、ハード、ソフト面での対策に反映</li> <li>・気象情報の適切な提供、飲料水の補給呼びかけ、日よけグッズの配布、医療救護施設、救急車の適切な配置</li> </ul>       |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|          | 就業環境 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・イントラなどの活用で、進捗状況の見える化</li> <li>・持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口を設置し、労働環境等調達コードの不遵守に関する通報を受け付け対応する体制を整備</li> <li>・着任時に多目的トイレの場所を記載した地図を配布</li> <li>・必要に応じて庁舎内の什器や手指を消毒する</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|          |      | メンタルケア                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業医による健康セミナーの開催、健康相談対応</li> <li>・ストレスチェックの実施</li> <li>・非差別的で寛容な職場風土、安全で健康的な職場環境を確保するための窓口を設置</li> <li>・ハラスメント事象以外にも、業務の増大により増加する可能性があるメンタル面の問題に対応するメンタルヘルスケア相談窓口を設置する</li> <li>・ハラスメント事象防止やコンプライアンスを遵守させるための職員研修を充実させる</li> </ul> |
|          |      | 働き方                                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間管理の徹底（長時間残業・有休所得率 等）、NO 残業デーの設定（個人毎に月 1 日設定する）</li> <li>・月 1 日以上休暇取得</li> <li>・時差出勤、在宅勤務を行い多様な働き方の実現</li> </ul>                                                                                                               |
|          |      | コミュニケーション                                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権労働問題を適宜把握・連絡できる体制の構築</li> <li>・役員との定期的な意見交換会の実施</li> <li>・可能な部署にてフリーアドレスを推進することにより、課内コミュニケーションの活発化を図る</li> </ul>                                                                                                                |

(『Peace』に関連する取組)

|              |          |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------|----------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安心・安全<br>な環境 | 就業<br>環境 | ジェンダー             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダーバランスの実現に向けて、パビリオン出展者審査委員会構成等の男女比率に配慮する</li> <li>・【スタッフ・関係者のユニフォームデザインにおける配慮】スタッフのユニフォームデザインの柱の1つとして「ダイバーシティ」を掲げ、ユニセックスデザインも取り入れていく</li> <li>・年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、スタッフ及びボランティアを採用</li> <li>・年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、ボランティアを公募</li> </ul> |
|              |          | 宗教<br>・文化<br>への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な宗教文化に対応するため、来場者・スタッフが利用できる多目的スペースを設置</li> <li>・宗教・性別等に配慮した医療・警備等の実施</li> <li>・宗教的・文化的に配慮した飲食の提供</li> </ul>                                                                                                                                |

『Partnership』に関連する取組

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参加   | <ul style="list-style-type: none"><li>・物理的に来場したくてもできないかたにも万博を体験いただくオンライン上のバーチャル万博を実現</li><li>・平等に全ての企業・団体が参加できる機会の提供として万博参加の説明会を実施</li><li>・自治体を主体とした全国的な万博出展・参加体制の構築を目指し、全国の都道府県において、万博への参加の仕方を周知し、参加プロジェクトを組成するのを手伝う</li><li>・ステークホルダー（METI、大阪府市等）との定期的な連絡会議の実施。METI・推進本部との定例会議、大阪府市との定例会議等の事務局として ESMS 推進にあたり必要な議題を設定する</li><li>・ユニバーサルデザインガイドラインの障がい当事者参画による改定</li><li>・大学や企業との共創活動によるコラボ展示を実施</li><li>・共同プロジェクトでの取組によるプロデューサー-企業及び企業間のパートナーシップを構築</li><li>・協会と他機関との包括連携協定等文書の締結を調整する</li></ul> |                                                                                                                                                                                                                                               |
|      | 機会提供                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"><li>・共創パートナー参画企業への働きかけと EXPO PLL TALKS 等を実施することによる一般市民、企業、自治体の連携強化及び情報発信</li><li>・自治体やプログラム参画済企業を通じた、「TEAM EXPO 2025」プログラム参画の促進</li><li>・「TEAM EXPO 2025」プログラム参画者による自活動と「SDGs との関わり」の明確化の促進と説明の実施</li></ul> |
| 情報提供 | <ul style="list-style-type: none"><li>・博覧会協会内の各部署に設置した持続可能性の責任者及び担当者に対する説明会を通じて、持続可能性に関する情報共有を実施</li><li>・主催者催事の推進時における持続可能性に関する連携・協働、意見交換の実施</li><li>・PR 関連グッズ、ライセンスグッズへの積極的なロゴマーク、キャラクターの活用</li><li>・各アンバサダーのイベント・SNS 等での情報発信促進のため、定期的な情報共有を実施</li><li>・各スペシャルサポーターのイベント・SNS 等での情報発信のため、情報共有を実施</li><li>・SDGs に関係しそうな情報を SNS で拡散する・PR・普及啓発活動</li><li>・自然保護団体等への情報共有等</li></ul>                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                               |

(『Partnership』に関連する取組)

|      |      |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報提供 | 理解促進 | 協会外 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人や多様なニーズを有する人々に万博を楽しんでもらうため、関係諸団体にアクセシビリティの計画に関与を依頼</li> <li>・広く万博テーマの理解促進のため、各自治体で開催されるイベント、セミナーへ参加し、啓発活動を実施</li> <li>・メモリアルイベント等における持続可能性浸透・理解促進普及を図るプログラムの導入</li> <li>・カウントダウンイベント等の実施と情報発信</li> <li>・万博に加え持続可能性に関する理解促進のため、小学生・中学生を対象に教育プログラムを実施</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|      |      | 協会内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全てのスタッフ、ボランティアを対象とした研修（集合研修、e-ラーニング）においても、D&amp;I（ダイバーシティ&amp;インクルージョン）の考え方やサポートにおける基本姿勢・サポート方法を学習する機会を設定</li> <li>・全てのスタッフ、ボランティアを対象とした研修（集合研修、e-ラーニング）においても、万博の持続可能性の概念や、ボランティア一人一人が実践できる持続可能性の取組を紹介し、持続可能な万博の実現に向けた行動を促進</li> <li>・持続可能性に関する主要マイルストーンに対する進捗フォロー（プロジェクトマネジメント活動と連動）</li> <li>・全職員に対する、万博の持続可能性の重要性について教育を実施</li> <li>・要求事項を特定し、定期的に更新することにより、協会の ESMS の ISO20121 認証及び運用を支援する</li> <li>・協会の ESMS の ISO20121 認証及び運用に係る規程類のうち所管するものについての制定・改定、整備を行う</li> <li>・協会の ESMS の ISO20121 認証及び運用に係る規程類のうち所管するもの、また関連のある法令について、職員への理解を促す</li> <li>・コンプライアンス体制の構築</li> </ul> |

## 別添2 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 人権方針

### 1. 前文

国際社会において、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」への支持は高まりつつあり、2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、事業活動に際しては、指導原則や国際労働機関(ILO)の労働基準などの取決めに従い、労働者の権利や環境、保健基準を遵守することが求められています。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下、「博覧会協会」という)は、2025年日本国際博覧会(以下、「大阪・関西万博」という)のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」が実現されるために、大阪・関西万博に関わる一人一人の人権が尊重される必要があることを認識し、2030年をゴールとする「持続可能な開発目標」(SDGs)を達成すべく、博覧会事業に携わるすべての人の人権を尊重します。

博覧会協会は、世界各国から人々が集い、協力して成立するという国際博覧会の特徴を踏まえ、人権への負の影響を防止、軽減すること、また、人権侵害が生じた場合の救済といった人権課題解決に向けた具体的な枠組を確立します。会期前の準備期間から会期中にかけて、人権尊重に関する様々な展示や各種の催事などを通じて、テーマに基づく多様な考え方を国内外に発信し、会期後も社会に広く普及していくように努めます。

本方針は、「持続可能な大阪・関西万博開催に向けた方針」の下で、他の方針や規程等の土台となるものであり、博覧会協会事務総長以下の幹部・職員(派遣社員、契約社員含む)及び同会長以下の役員に適用します。また、大阪・関西万博実施に際して協力される公式参加者、出展者、サプライヤーにも広く本方針への支持を期待します。

### 2. 人権の尊重

博覧会協会は、法令を遵守するとともに、社会的規範に基づき、公正・誠実な事業活動を行います。「国際人権章典(世界人権宣言、国際人権規約)」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」などの国際的に認められた人権を理解し、尊重します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」「ILO 多国籍企業宣言」等の国際規範を尊重します。法令と国際的に認められた人権が相反する場合においては、法令を遵守しつつ、国際的に認められた人権を最大限尊重します。

### 3. 人権デュー・ディリジェンスの実施

博覧会協会は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則した人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実行します。人権デュー・ディリジェンスとは、博覧会事業が人権、環境、適正なビジネス慣行等、社会に与える負の影響を防止または軽減するために、予防的な調査・把握を行い、適切な手段を通じて是正し、その進捗及び結果について外部に開示する継続的なプロセスのことです。

### 4. ステークホルダーとの対話

博覧会協会は、関連する多くのステークホルダーと、継続的な対話を行います。頂戴したご意見、ご要望等には適切に対応し、良好な関係性の構築に努めます。

### 5. 参加者やサプライヤーとの共有

博覧会協会は、万博の実施に際して協力される公式参加者、出展者、サプライヤーにも広く本方針への支持を期待します。また、物品・サービスの調達に際しては、別途定めた「持続可能性に配慮した調達コード」の遵守を求めます。

### 6. 救済

博覧会協会は、本方針に関するご相談や苦情に対して、適切に対応するための枠組(グリーンバンス・メカニズム)を構築します。グリーンバンス・メカニズムは他の相談窓口とも連携し、相談者が不利益を被ることがないようにプライバシーに配慮します。

博覧会協会の役職員や博覧会事業による活動によって、人権への負の影響を引き起こす、または助長していることが明らかになった場合は、適切に対応し、その救済・是正に取り組みます。

#### 7. 教育、訓練

一人ひとりの博覧会協会職員やボランティア、スタッフらが業務において、本方針に基づいた行動を実践するように、必要な教育及び能力開発を行います。また、公式参加者、出展者やサプライヤーにも「持続可能性に配慮した調達コード」をはじめとした博覧会協会の取り決めに周知し、必要に応じた教育を提供します。

#### 8. 情報の開示及び発信

本方針に基づく人権尊重の取り組み及びその進捗状況について、各種報告書やウェブサイト等を通して、定期的に報告し、来場者や広く一般に発信します。

## 別添3 用語集

### 3R+Renewable

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底と再生可能資源への代替のこと。

### BAU(Business-as-Usual)

追加的な対策を講じなかった場合。いつも通り。従来通り。

### DAC(Direct Air Capture)

空気など、CO<sub>2</sub>濃度の低いガスから直接CO<sub>2</sub>を回収する技術。

### DACCS(Direct Air Capture and Storage)

大気中のCO<sub>2</sub>を直接回収し貯留する技術。

### BECCS (Bio-Energy with Carbon Capture and Storage)

バイオマスエネルギー利用時の燃焼により発生したCO<sub>2</sub>を直接回収・貯留する技術。

### CCUS (Carbon Dioxide Capture, Utilization and Storage)

発電所や化学工場などから排出されたCO<sub>2</sub>を、ほかの気体から分離して集め、分離・貯留したCO<sub>2</sub>を利用する技術。

### ESMS (Event Sustainability Management System)

イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム。イベント運営における環境・経済・社会への影響を管理し、イベントの持続可能性を改善することを目的としている。2012年のロンドンオリンピック・パラリンピックを契機として、国際規格としてISO20121が発行された。

### EV (Electric Vehicle)

電気自動車のこと。電気を動力源として、モーターで走行する自動車。

### FCV (Fuel Cell Vehicle)

燃料電池自動車のこと。現在市販のものは、燃料として水素を使用している。

### GHG プロトコル (Greenhouse Gas Protocol)

WRI（世界資源研究所）とWBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）が共催する団体であり、各国政府、業界団体、NGO、企業と協力して運営している。1990年代後半に、企業のGHG排出量計算方法の開発を開始、2001年にScope 1及びScope 2のGHG排出量の算定方法である、コーポレート基準の初版を発行。その後、順次、温室効果ガス排出量の算定・報告に関する様々な基準等を発行している。各種基準等の策定には、海外の政府機関やグローバル企業が参画しており、いずれもデファクトスタンダードの地位を確立しつつある。

### GRI (Global Reporting Initiative)

GRIは1997年に設立された非営利団体で、設立には国連環境計画（UNEP）も関与している。責任ある環境行動原則への企業の遵守を確保できる説明責任メカニズムを作成することを目的としていたが、その後、社会、経済、及びガバナンスの課題にも範囲を拡大している。

### GRI スタンダード

GRI スタンダードは、報告主体が経済、環境、社会に与えるインパクト（プラスとマイナスのインパクト、外部に与えるインパクトと外部から受けるインパクトを含む）を報告し、持続可能な発展への貢献を説明するための枠組。同スタンダードの開発に

は企業、機関投資家、労働組合、民間団体、及び市民社会などを含む様々なステークホルダーが関わっている。

## **GX ( Green Transformation )**

国際労働機関（ILO）が、社会政策と包摂的で責任ある持続可能なビジネス慣行に関して、企業（多国籍企業及び国内企業）に直接の指針を示した文書。

### **ILO 多国籍企業宣言**

国際労働機関（ILO）が、社会政策と包摂的で責任ある持続可能なビジネス慣行に関して、企業（多国籍企業及び国内企業）に直接の指針を示した文書。

### **ISO20121**

イベント運営における環境影響の管理に加えて、その経済的、社会的影響についても管理することで、イベントの持続可能性をサポートするためのマネジメントシステム（ESMS:Event Sustainability Management System）の国際標準規格。

### **LGBTQ**

レズビアン（女性の同性愛者）やゲイ（男性の同性愛者）、トランスジェンダー（体と心の性に違和感がある人）、バイセクシュアル（両性愛者）といった性的少数者（性的マイノリティ）を表した言葉。

### **OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針**

OECD が 1976 年に行動指針参加国の多国籍企業に対して、企業に対して期待される責任ある行動を自主的にとるよう勧告するため策定した指針。法的な拘束力はないが、一般方針、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄及びその他の形態の腐敗

の防止、消費者利益、科学、技術及びイノベーション、競争、納税等、幅広い分野における責任ある企業行動に関する原則と基準を定めている。

### **PDCA サイクル**

「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。この一連の循環を繰り返すことで継続的に成長していくことが PDCA サイクルの目的。

### **Scope 1**

GHG プロトコルによって定義されている GHG 排出量の区分。事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）。

### **Scope 2**

GHG プロトコルによって定義されている GHG 排出量の区分。他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出。

### **Scope 3**

GHG プロトコルによって定義されている GHG 排出量の区分。Scope 1、Scope 2 以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）。

### **Society5.0**

サイバー空間（インターネット上の仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会的課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ること

のできる、人間中心の社会（Society）のこと。

「第5期科学技術基本計画」（2016年1月22日閣議決定）において、日本がめざすべき未来社会の姿として提唱されている。

### SBTs for Nature（科学的根拠に基づく自然に関する目標）

バリューチェーン上の水・生物多様性・土地・海洋が相互に関連するシステムに関して、企業等が地球の限界内で、社会の持続可能性目標に沿って行動できるようにする、科学的根拠に基づく、測定可能で行動可能な目標。設定手法の開発が進められている。

### SDGs（Sustainable Development Goals）

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

### 愛知目標

2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された世界目標。

2050年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020年までに生物多様性の損失を食い止めるための緊急かつ効果的な行動をとることが合意され、各国に求められる行動が20にまとめられている。

### 一般営業参加者

一般規則第35条に言及され、博覧会会場で商業活動を実施する権利を開催者から付与されている者

### 一般規則

第167回BIE総会で承認された登録申請書の第8章に含まれる一般規則

### 温室効果ガス

赤外線を吸収し、地球温暖化を引き起こす二酸化炭素などのガス。

### カーボנקレジット

再生可能エネルギー（太陽光発電や風力・水力発電など）の導入やエネルギー効率の良い機器の導入もしくは植林や間伐等の森林管理により実現できた温室効果ガス削減・吸収量を、決められた方法に従って定量化し取引可能な形態にしたもの。クレジットは、電子システム上の「口座」において、1t-CO<sub>2</sub>を1単位として管理される。

### カーボンニュートラル

日本が目指す「カーボンニュートラル」は、CO<sub>2</sub>だけに限らず、メタン、一酸化二窒素、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素、フロン類（HFCs、PFCs）の排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにすること。

### カーボンプライシング

炭素に価格を付け、排出者の行動を変容させる経済的手法であるが、CO<sub>2</sub>の排出量に比例した課税を行う「炭素税」や排出量の上限規制を行う「排出量取引」といった手法だけでなく、石炭や石油といった化石燃料の量に応じた課税を行う化石燃料課税など、様々な手法が存在する。

### カーボンリサイクル

CO<sub>2</sub>を炭素資源ととらえ、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）する技術。

#### 開催者

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律により 2019 年 5 月 31 日に経済産業大臣から博覧会の準備及び運営に関する業務を行う法人として指定を受け、2019 年 10 月 21 日に公益社団法人として認定を受けた 2025 年日本国際博覧会協会

#### ガイドライン

特別規則に規定される各項目に関連して開催者が発行する博覧会に関するガイドラインであって、博覧会の準備及び運営に関するあらゆる事項について公式参加者を支援するためのもの

#### 環境影響評価（環境アセスメント）

大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮をすること。

#### 気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）

G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の要請を受け、金融安定理事会（FSB）により設立された。同タスクフォースにおいて、2017 年 6 月に気候変動要因に関する適切な投資判断を促すための一貫性、比較可能性、信頼性、明確性をもつ、効率的な情報開示を促す提言が策定された。

#### グリーンアンモニア

再生可能エネルギーなどを使って、製造工程においても CO<sub>2</sub>を排出せずにつくられたアンモニア。

#### グリーン水素

再生可能エネルギーなどを使って、製造工程においても CO<sub>2</sub>を排出せずにつくられた水素。

#### 建築環境総合評価システム（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency, CASBEE）

省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境負荷低減への配慮や、室内の快適性、生物多様性、景観への配慮等の環境品質も含めた建物の環境性能を総合的に評価し、格付けするシステム。

#### 公式参加者

日本国政府による博覧会への公式参加招請を受諾した外国政府及び国際機関

#### 合成燃料

CO<sub>2</sub>と水素を合成して製造される燃料。複数の炭化水素化合物の集合体で、「人工的な原油」とも言われている。

#### 国際人権章典（世界人権宣言、国際人権規約）

世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもので、1948 年 12 月 10 日に第 3 回国連総会において採択された。

国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。日本は 1979 年に批准している。

## 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

2011年に国連人権理事会で全会一致で支持された文書。「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されている。

## 昆明・モントリオール生物多様性枠組

2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で、2020年までの国際目標であった愛知目標に代わる2021年以降の新たな国際目標（ポスト2020生物多様性枠組）として採択された。

同枠組では、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるというゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする30by30（サーティ・バイ・サーティ）、劣化した自然地域の30%の再生、外来種定着の半減等が目標に掲げられている。また、ビジネス、主流化に関する目標として、ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進（特に大企業、多国籍企業については、国からの要請を通じて奨励すること）、自然を活用した解決策（NbS）に関する目標として、自然が持つ調整力を防災・減災等に活用することなどが掲げられている。

## 再生可能エネルギー

一度利用しても比較的短期間に再生が可能で枯渇しないエネルギー。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など。

## 参加者

公式参加者、非公式参加者及び一般営業参加者

## 自然関連財務情報開示タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures, TNFD)

2019年の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で着想された、自然関連リスクについて報告・対応するための枠組を構築し、自然に負の影響を与える結果から自然に良い影響をもたらす方向に、世界的な資金の流れを移行させることを目指し、自然関連リスクについて、報告・対応するための枠組。

## 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals, SDGs）

2001年に策定された「ミレニアム開発目標」（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

## 水平リサイクル

使用済製品を原料として用いて、同一種類の製品を製造するリサイクルのこと。

## ステークホルダー（Stakeholders、利害関係者）

本書においては、博覧会協会又は大阪・関西万博運営において、何らかの影響を受ける、または影響力がある個人や組織と定義している。

## ステークホルダー・エンゲージメント (Stakeholder Engagement)

事業者がステークホルダーのことをよく理解し、ステークホルダーとその関心事を、事業活動と意思決定プロセスに組み込む組織的な試みであり、事業者が単独で実施する場合やステークホルダーと協働して実施する場合など、非常に多様な行動体系を意味している。

## 生物多様性

人間を含む全ての生き物は、他の多くの生き物と相互に関わり合って生きており、こうした生き物たちの豊かな「個性」と「つながり」のこと。「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つの多様性があるとされている。

## 生物多様性条約

生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的として採択された条約。

1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択された。

## ダイバーシティ&インクルージョン (Diversity & Inclusion, D&I)

「多様性」を意味するダイバーシティと、「包括」のインクルージョンを合わせた表現。それぞれに異なる人種、性別、年齢、国籍などの多様性を受け入れ、活躍できる場を用意（包括）することを指す。従来はそうした場を与えていなかった女性や障がい者の活躍を推進したり、外国籍人材を積極的に雇用したりといった取組のほか、多様な働き方を推進するなど、社会・組織の制度変革も求められる。

## ディーセント・ワーク (Decent Work)

働きがいのある人間らしい仕事。

権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事を意味する。

## デュー・ディリジェンス (Due Diligence)

あるプロジェクト又は組織の活動のライフサイクル全体において、組織の決定及び活動によって社会面、環境面及び経済面に引き起こされる現実の及び潜在的なマイナスの影響を回避し軽減する目的で、マイナスの影響を特定する包括的で先行的かつ積極的なプロセス。

## 特別規則

一般規則第34条に記載されている特別規則

## ナッジ (Nudge)

「ひじで突く」、「そっと後押しする」という意味。選択を禁じることも経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々のより望ましい行動を促す情報提供や仕掛けの考え方のこと。

## バイオディーゼル

菜種油や廃食用油などをメチルエステル化して製造される、ディーゼルエンジン用のバイオ燃料。

## バイオマスプラスチック

原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材。

## 博覧会国際事務局 (Bureau International des Expositions, BIE)

1928 年、国際博覧会条約の成立を機に発足。万博が国際博覧会条約に則り開催されるよう監督するために設立された国際機関。パリに本部を構え、2017 年 9 月現在、170 カ国が加盟。

### パリ協定

2020 年以降の地球温暖化対策に関する国際枠組。パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で 2015 年 12 月に採択された。

発展途上国を含む全ての参加国・地域が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組。産業革命前からの世界の平均気温の上昇を 2℃未満（努力目標 1.5℃）に抑え、21 世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としている。

### 非公式参加者

博覧会政府代表により公式参加者の陳列区域外で参加することが認められた者（例：民間パビリオン出展者）

### ペロブスカイト太陽電池

ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造の材料を用いた新しいタイプの太陽電池。

### マイクロプラスチック

微細なプラスチックごみ（5mm 以下）のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

### メタネーション

CO<sub>2</sub>と水素からメタンを合成する技術で、現在の都市ガスの原料である天然ガスを、合成メタンに置き換えることで、都市ガスの脱炭素化が期待される。

### 要求事項

ESMS について、明示されている、一般的に暗黙の内に要求されている、もしくは義務として要求されているニーズ又は期待。

### リニューアブルディーゼル

食料と競合しない廃食油や廃動植物油等を原料として製造される次世代型バイオ燃料。水素化処理することで、ディーゼル燃料と同様の化学的特性と物性を持つ。

### ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のとれた状態。日本では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）の施行を受け、国等においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する調達等の取組が進められている。



## 資料編

### 1 持続可能性有識者委員会の開催状況

| 会議（年月日）                                 | 主な議題                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回持続可能性有識者委員会<br>（2021年12月17日）         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能性方針（案）</li> <li>・ 持続可能性に配慮した調達コード（案）</li> </ul>                                                                                  |
| 第2回持続可能性有識者委員会<br>（2022年1月21日）          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EXP0 2025 グリーンビジョン改定（案）及びカーボンフットプリントに関する取組（案）</li> </ul>                                                                             |
| 第3回持続可能性有識者委員会<br>（2022年2月28日）          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EXP0 2025 グリーンビジョン改定（案）</li> <li>・ 持続可能性に配慮した調達コード（案）</li> <li>・ 持続可能性方針</li> </ul>                                                  |
| 第1回持続可能な調達<br>ワーキンググループ<br>（2022年3月7日）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能性に配慮した調達コード（案）<br/>共通基準について<br/>個別基準（木材・紙）について<br/>個別基準に関するヒアリング</li> </ul>                                                      |
| 第2回持続可能な調達<br>ワーキンググループ<br>（2022年4月11日） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能性に配慮した調達コード（案）<br/>共通基準について<br/>個別基準（木材・紙）について</li> </ul>                                                                        |
| 第3回持続可能な調達<br>ワーキンググループ<br>（2022年5月23日） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能性に配慮した調達コード（案）<br/>意見募集の結果について</li> </ul>                                                                                        |
| 第4回持続可能性有識者委員会<br>（2022年6月2日）           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能性に配慮した調達コード（案）及び今後の進め方について</li> <li>・ 脱炭素ワーキンググループ、資源循環勉強会の設置について</li> <li>・ （仮称）持続可能性計画（骨子案）及び今後の進め方について</li> </ul>             |
| 第4回持続可能な調達<br>ワーキンググループ<br>（2022年7月19日） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品関連（農・畜・水産物、パーム油）調達コードの検討に向けて</li> <li>・ 個別基準（畜産物）に関するヒアリング</li> <li>・ 個別基準（水産物）に関するヒアリング</li> <li>・ 個別基準（パーム油）に関するヒアリング</li> </ul> |
| 第1回脱炭素ワーキンググループ<br>（2022年7月28日）         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脱炭素 WG の位置づけ・設置目的・スケジュール</li> <li>・ 国の動き（2025年大阪・関西万博アクションプラン Ver. 2）</li> <li>・ 会期中の電気・ガス利用について（電源構成）</li> </ul>                    |
| 第5回持続可能な調達<br>ワーキンググループ                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別基準（パーム油）に関するヒアリング</li> <li>・ 個別基準（農産物）に関するヒアリング</li> </ul>                                                                         |

|                                                |                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2022 年 8 月 1 日)                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品関連調達コード全般に関するヒアリング</li> <li>・ 食品関連調達コード検討に向けた意見交換</li> </ul>                                                                         |
| 第 1 回資源循環勉強会<br>(2022 年 8 月 9 日)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪・関西万博の運営における資源循環に係る方向性(案)</li> <li>・ 方向性(案)に関連した事業者に対するヒアリング</li> </ul>                                                              |
| 第 5 回持続可能性有識者委員会<br>(2022 年 8 月 26 日)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「持続可能な大阪・関西万博にむけた行動計画」のための個別目標及び全体指標について</li> <li>・ ワーキンググループ等の進捗及び持続可能性有識者委員会の今後の予定について</li> </ul>                                    |
| 第 2 回資源循環勉強会<br>(2022 年 9 月 27 日)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資源循環に係る取組の紹介</li> </ul>                                                                                                                |
| 第 2 回脱炭素ワーキンググループ<br>(2022 年 10 月 4 日)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場内外の行動変容を促進し、温室効果ガスを削減するための取組</li> <li>・ 会期中のエネルギーマネジメントについて</li> </ul>                                                               |
| 第 6 回持続可能な調達<br>ワーキンググループ<br>(2022 年 10 月 5 日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品関連(農・畜・水産物、パーム油)調達コードについて</li> <li>・ 通報受付窓口(グリーンバンス・メカニズム)の設置について</li> </ul>                                                         |
| 第 6 回持続可能性有識者委員会<br>(2022 年 11 月 29 日)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワーキンググループ等の進捗及び持続可能性有識者委員会の今後の予定について</li> <li>・ 「持続可能な大阪・関西万博にむけた行動計画(第 1 版)」(案)について</li> </ul>                                        |
| 第 7 回持続可能な調達<br>ワーキンググループ<br>(2022 年 12 月 2 日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能性に配慮した調達コード改定案(農・畜・水産物、パーム油個別基準追加等)について</li> <li>・ 通報受付対応(グリーンバンス・メカニズム)について</li> <li>・ 大阪・関西万博の運営における資源循環に係る対応の方向性について</li> </ul> |
| 第 3 回脱炭素ワーキンググループ<br>(2022 年 12 月 6 日)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GHG 排出量算定の考え方(バウンダリ・算定条件等)</li> </ul>                                                                                                  |
| 第 4 回脱炭素ワーキンググループ<br>(2023 年 2 月 1 日)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カーボンニュートラル LPG、航空機のオフセットについて</li> <li>・ ワールドカップのバウンダリ・排出量算定等紹介</li> <li>・ 改訂版 EXPO 2025 グリーンビジョン(案)について</li> </ul>                     |
| 第 8 回持続可能な調達<br>ワーキンググループ<br>(2023 年 2 月 10 日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能性に配慮した調達コード改定案(農・畜・水産物、パーム油個別基準追加等)について</li> <li>・ 通報受付対応(グリーンバンス・メカニズム)について</li> <li>・ その他(資源循環ワーキンググループの設置等について)</li> </ul>      |

|                                         |                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回資源循環<br>ワーキンググループ<br>(2023年2月20日)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源循環ワーキンググループの設置について</li> <li>・大阪・関西万博と資源循環について</li> <li>・EXP0 2025 グリーンビジョンについて</li> <li>・大阪・関西万博の運営における資源循環に係る基準について</li> <li>・大阪・関西万博で期待される食品ロス削減の取組みに関して</li> </ul>           |
| 第7回持続可能性有識者委員会<br>(2023年3月3日)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・＜EXP0 2025 グリーンビジョン(2023年版)＞(案)について</li> <li>・「持続可能性に配慮した調達コード」の改定について</li> <li>・「持続可能な大阪・関西万博にむけた行動計画(第1版)」(案)について</li> </ul>                                                    |
| 第9回持続可能な調達<br>ワーキンググループ<br>(2023年6月19日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能性に配慮した調達コード改定案(農・畜・水産物、パーム油個別基準追加等)について</li> <li>・通報受付対応(グリーバンス・メカニズム)について</li> </ul>                                                                                         |
| 第8回持続可能性有識者委員会<br>(2023年7月14日)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪・関西万博の直近の動きについて</li> <li>・「持続可能性に配慮した調達コード」の改定及び通報受付対応(グリーバンス・メカニズム)について</li> <li>・「持続可能な大阪・関西万博にむけた行動計画(第2版)」の検討事項について</li> <li>・万博を活用した「持続可能な開発のための教育(ESD)」の検討について</li> </ul> |
| 第5回脱炭素ワーキンググループ<br>(2023年8月10日)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より直近の状況及び今年度のスケジュールについて、「未来社会ショーケース事業」協賛者記者発表会(7/20, 8/2)について</li> <li>・万博におけるエネルギーマネジメントについて</li> <li>・万博をきっかけとしたESD(持続可能な開発のための教育)、環境教育について</li> </ul>                       |
| 第2回資源循環<br>ワーキンググループ<br>(2023年11月7日)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪・関西万博の直近の準備状況について</li> <li>・大阪・関西万博における資源循環に関する検討状況について</li> <li>・大阪・関西万博をきっかけとしたESD(持続可能な開発のための教育)について</li> </ul>                                                              |
| 第6回脱炭素ワーキンググループ<br>(2023年11月21日)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪・関西万博の直近の準備状況について</li> <li>・EXP0 グリーンチャレンジについて</li> <li>・温室効果ガス排出量推計の見直しと今後の進め方について</li> <li>・万博におけるエネルギーマネジメントについて</li> <li>・その他進捗状況報告</li> </ul>                              |

|                                                  |                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                  | 1) 海外パビリオンの進捗状況について<br>2) 万博をきっかけとした ESD について<br>3) 万博をきっかけとした観光誘致について                                                        |
| 第 9 回持続可能性有識者委員会<br>(2023 年 12 月 22 日)           | ・大阪・関西万博の直近の検討状況について<br>・持続可能な大阪・関西万博全体の指標について<br>・人権に関する取組について                                                               |
| 第 7 回脱炭素ワーキンググループ<br>(2024 年 2 月 9 日)            | ・大阪・関西万博の直近の準備状況について<br>・他国際イベントの事例紹介について<br>・EXPO 2025 グリーンビジョン（脱炭素編）改訂案について<br>・万博をきっかけとした ESD（持続可能な開発のための教育）の検討状況について      |
| 第 3 回資源循環<br>ワーキンググループ<br>(2024 年 2 月 19 日)      | ・大阪・関西万博の直近の準備状況等について<br>・ごみの適正処理等に関するガイドライン（初版）について<br>・万博をきっかけとした ESD（持続可能な開発のための教育）の検討状況について<br>・EXPO 2025 グリーンビジョンの改定について |
| 第 10 回持続可能な調達<br>ワーキンググループ<br>(2024 年 2 月 21 日)  | ・大阪・関西万博の直近の準備状況について<br>・調達コードの実施状況について<br>・人権に関する取組について                                                                      |
| 第 10 回持続可能性有識者委員会<br>(2024 年 3 月 4 日)            | ・人権に関する取組について<br>・持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画（第 2 版）及び EXPO 2025 グリーンビジョン（2024 年版）について                                             |
| 第 1 回人権ワーキンググループ<br>(2024 年 6 月 13 日)            | ・大阪・関西万博の直近の準備状況<br>・人権方針と本ワーキンググループ概要<br>・人権デュー・ディリジェンス【事業が及ぼす負の影響】について                                                      |
| 第 8 回脱炭素ワーキンググループ<br>(2024 年 9 月 24 日)           | ・万博の直近の準備状況について<br>・万博をきっかけとした ESD について<br>・グリーンに関する機運醸成について<br>・GHG 排出量算定・第三者検証の実施について<br>・カーボンリサイクルファクトリーの現状について            |
| 第 11 回持続可能な調達<br>ワーキンググループ<br>(2024 年 10 月 16 日) | ・大阪・関西万博の直近の準備状況について<br>・調達コードの実施状況について                                                                                       |
| 第 2 回人権ワーキンググループ<br>(2024 年 10 月 17 日)           | ・大阪・関西万博の直近の準備状況について<br>・人権デュー・ディリジェンスの実施状況                                                                                   |

|                                             |                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 4 回資源循環<br>ワーキンググループ<br>(2024 年 12 月 4 日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪・関西万博の直近の準備状況等について</li> <li>・EXPO 2025 グリーンビジョンの改定について</li> </ul>                                                            |
| 第 9 回脱炭素ワーキンググループ<br>(2025 年 1 月 7 日)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン打ち出し等について</li> <li>・エネルギーマネジメントシステムと見える化について</li> <li>・GHG 排出量算定第三者検証の結果について</li> <li>・EXPO 2025 グリーンビジョン改定について</li> </ul> |
| 第 11 回持続可能性有識者委員会<br>(2025 年 1 月 16 日)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループでの検討について（報告）</li> <li>・持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画（開催前報告書）及び EXPO 2025 グリーンビジョン（2025 年版）について</li> </ul>                    |

## 2 GRI 内容索引

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会は、GRI スタンダードを参照し、当該期間  
[2024年4月1日～2025年3月31日] について、本 GRI 内容索引に記載した情報を報告する。

| GRI スタンダード              | 開示事項                           | 本計画中の該当ページ<br>又は報告の省略の理由 |
|-------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| <b>GRI 1: 基礎 2021</b>   |                                |                          |
| <b>一般</b>               |                                |                          |
| GRI 2:<br>一般開示事項        | 2-1 組織の詳細                      | p8                       |
|                         | 2-2 組織のサステナビリティ報告の対象となる事業体     | p8                       |
|                         | 2-3 報告期間、報告頻度、連絡先              | p115、p120                |
|                         | 2-4 情報の修正・訂正記述                 | 該当しない(修正・訂正の記述はない)       |
|                         | 2-5 外部保証                       | 該当しない(外部保障はない)           |
|                         | 2-6 活動、バリューチェーン、その他の取引関係       | p8                       |
|                         | 2-7 従業員                        | p8                       |
|                         | 2-9 ガバナンス構造と構成                 | p23                      |
|                         | 2-19 報酬方針                      | 該当しない(職員構成の特殊性)          |
|                         | 2-20 報酬の決定プロセス                 | 該当しない(職員構成の特殊性)          |
|                         | 2-21 年間報酬総額の比率                 | 該当しない(職員構成の特殊性)          |
|                         | 2-22 持続可能な発展に向けた戦略に関する声明       | p2(持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針) |
|                         | 2-23 方針声明                      | p101(人権方針)               |
|                         | 2-24 方針声明の実践                   | p101(人権方針)               |
|                         | 2-25 マイナスのインパクトの是正プロセス         | p101(人権方針)               |
|                         | 2-26 助言を求める制度及び懸念を提起する制度       | p101(人権方針)               |
|                         | 2-27 法規制遵守                     | 該当しない(法規制違反は報告されていない)    |
|                         | 2-28 会員資格を持つ団体                 | 該当しない                    |
|                         | 2-29 ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ  | p6                       |
| <b>マテリアルな項目</b>         |                                |                          |
| <b>経済パフォーマンス</b>        |                                |                          |
| GRI 201: 経済パフォーマンス 2016 | 201-1 創出、分配した直接的経済価値           | 情報が入手困難(未集計)             |
|                         | 201-2 気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会 | 該当しない(組織の活動に関連が低い。)      |
|                         | 201-3 確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度   | 該当しない(職員構成の特殊性)          |
|                         | 201-4 政府から受けた資金援助              | 情報が入手困難(未集計)             |
| <b>地域経済での存在感</b>        |                                |                          |
| GRI 202: 地域経済での存在感 2016 | 202-1 地域最低賃金に対する標準新人給与の比率(男女別) | 該当しない(組織の活動に関連が低い。)      |
|                         | 202-2 地域コミュニティから採用した上級管理職の割合   | 該当しない(組織の活動に関連が低い。)      |
| <b>間接的な経済的インパクト</b>     |                                |                          |
| GRI 203:                | 203-1 インフラ投資及び支援サービス           | 情報が入手困難(未集計)             |
|                         | 203-2 著しい間接的な経済的インパクト          | 情報が入手困難(未集計)             |

|                         |                                                                  |                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 間接的な経済的インパクト 2016       |                                                                  |                                                                                                                                                                                                         |
| 調達慣行                    |                                                                  |                                                                                                                                                                                                         |
| GRI 204:<br>調達慣行 2016   | 204-1 地元サプライヤーへの支出の割合                                            | 情報が入手困難(未集計)                                                                                                                                                                                            |
| 腐敗防止                    |                                                                  |                                                                                                                                                                                                         |
| GRI 205:<br>腐敗防止 2016   | 205-1 腐敗に関するリスク評価を行っている事業所                                       | 該当しない(博覧会協会は公益社団法人であり、職員はみなし公務員である。)                                                                                                                                                                    |
|                         | 205-2 腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修                                 |                                                                                                                                                                                                         |
|                         | 205-3 確定した腐敗事例と実施した措置                                            | 該当しない(報告された事案がない。)                                                                                                                                                                                      |
| 反競争的行為                  |                                                                  |                                                                                                                                                                                                         |
| GRI 206:<br>反競争的行為 2016 | 206-1 反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置                               | 該当しない(報告された事案がない。)                                                                                                                                                                                      |
| 原材料                     |                                                                  |                                                                                                                                                                                                         |
| GRI 301:<br>原材料 2016    | 301-1 使用原材料の重量または体積                                              | 現時点では情報が入手困難(会期後に入手可能)                                                                                                                                                                                  |
|                         | 301-2 使用したリサイクル材料                                                | 現時点では情報が入手困難(会期後に入手可能)                                                                                                                                                                                  |
|                         | 301-3 再生利用された製品と梱包材                                              | 現時点では情報が入手困難(会期後に入手可能)                                                                                                                                                                                  |
| エネルギー                   |                                                                  |                                                                                                                                                                                                         |
| GRI 302:<br>エネルギー 2016  | 302-1 組織内のエネルギー消費量                                               | 現時点では情報が入手困難(会期後に入手可能)                                                                                                                                                                                  |
|                         | 302-2 組織外のエネルギー消費量                                               | 情報が入手困難(博覧会協会で購入せず、把握できない。)                                                                                                                                                                             |
|                         | 302-3 エネルギー原単位                                                   | 現時点では情報が入手困難(会期後に入手可能)                                                                                                                                                                                  |
|                         | 302-4 エネルギー消費量の削減                                                | 現時点では情報が入手困難(会期後に入手可能)                                                                                                                                                                                  |
|                         | 302-5 製品及びサービスのエネルギー必要量の削減                                       | 現時点では情報が入手困難(会期後に入手可能)                                                                                                                                                                                  |
| 水                       |                                                                  |                                                                                                                                                                                                         |
| GRI 303:<br>水と廃水 2018   | 303-1 共有資源としての水との相互作用                                            | 現時点では情報が入手困難(会期後に入手可能)                                                                                                                                                                                  |
|                         | 303-2 排水に関連するインパクトのマネジメント                                        | 現時点では情報が入手困難(会期後に入手可能)                                                                                                                                                                                  |
|                         | 303-3 水源別の取水量                                                    | 該当しない(組織の活動に関連が低い。)                                                                                                                                                                                     |
|                         | 303-4 排水                                                         | 現時点では情報が入手困難(会期後に入手可能)                                                                                                                                                                                  |
|                         | 303-5 水消費                                                        | 現時点では情報が入手困難(会期後に入手可能)                                                                                                                                                                                  |
| 生物多様性                   |                                                                  |                                                                                                                                                                                                         |
| GRI 304:<br>生物多様性 2016  | 304-1 保護地域及び保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト | 環境影響評価書に記載<br>( <a href="https://www.expo2025.or.jp/association/maintenance/environmental_impact_assessment/">https://www.expo2025.or.jp/association/maintenance/environmental_impact_assessment/</a> ) |
|                         | 304-2 活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト                               | 同上                                                                                                                                                                                                      |
|                         | 304-3 生息地の保護・復元                                                  | 同上                                                                                                                                                                                                      |

|                                 |                                                      |                                                                                                                                                    |
|---------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                 | 304-4 事業の影響を受ける地域に生息する IUCN レッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種 | 同上                                                                                                                                                 |
| 大気への排出                          |                                                      |                                                                                                                                                    |
| GRI 305:<br>大気への排出 2016         | 305-1 直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ 1)                     | p66(対策をしない場合の想定排出量(BAU)を記載)                                                                                                                        |
|                                 | 305-2 間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ 2)                     | p66(対策をしない場合の想定排出量(BAU)を記載)                                                                                                                        |
|                                 | 305-3 その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ 3)                 | p67(対策をしない場合の想定排出量(BAU)を記載)                                                                                                                        |
|                                 | 305-4 温室効果ガス(GHG)排出原単位                               | EXPO 2025 グリーンビジョンに記載<br>( <a href="https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/">https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/</a> ) |
|                                 | 305-5 温室効果ガス(GHG)排出量の削減                              | p86、p87                                                                                                                                            |
|                                 | 305-6 オゾン層破壊物質(ODS)の排出量                              | 該当しない(組織の活動に関連が低い。)                                                                                                                                |
|                                 | 305-7 窒素酸化物(NOx)、硫黄酸化物(SOx)、及びその他の重大な大気排出物           | 現時点では情報が入手困難(環境アセスメントによって会期後に入手可能)                                                                                                                 |
| 廃棄物                             |                                                      |                                                                                                                                                    |
| GRI 306:<br>廃棄物 2020            | 306-1 廃棄物の発生と廃棄物関連の著しいインパクト                          | EXPO 2025 グリーンビジョンに記載<br>( <a href="https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/">https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/</a> ) |
|                                 | 306-2 廃棄物関連の著しいインパクトの管理                              | 同上                                                                                                                                                 |
|                                 | 306-3 発生した廃棄物                                        | P88(対策をしない場合の想定排出量(BAU)を記載)<br>(環境アセスメントによって会期後に入手可能)                                                                                              |
|                                 | 306-4 処分されなかった廃棄物                                    | P88(対策をしない場合の想定排出量(BAU)を記載)<br>(環境アセスメントによって会期後に入手可能)                                                                                              |
|                                 | 306-5 処分された廃棄物                                       | P88(対策をしない場合の想定排出量(BAU)を記載)<br>(環境アセスメントによって会期後に入手可能)                                                                                              |
| 環境コンプライアンス                      |                                                      |                                                                                                                                                    |
| GRI 307:<br>環境コンプライアンス 2016     | 307-1 環境法規制の違反                                       | 該当しない(報告された事案がない。)                                                                                                                                 |
| サプライヤーの環境面のアセスメント               |                                                      |                                                                                                                                                    |
| GRI 308: サプライヤーの環境面のアセスメント 2016 | 308-1 環境基準により選定した新規サプライヤー                            | 現時点では情報が入手困難(会期後に入手可能)                                                                                                                             |
|                                 | 308-2 サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置                | 現時点では情報が入手困難(会期後に入手可能)                                                                                                                             |
| 雇用                              |                                                      |                                                                                                                                                    |
| GRI 401: 雇用 2016                | 401-1 従業員の新規雇用と離職                                    | 該当しない(職員構成の特殊性)                                                                                                                                    |
|                                 | 401-2 正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当                      | 該当しない(職員構成の特殊性)                                                                                                                                    |
|                                 | 401-3 育児休暇                                           | p120                                                                                                                                               |
| 労使関係                            |                                                      |                                                                                                                                                    |

|                                    |                                                |                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| GRI 402:<br>労使関係 2016              | 402-1 事業上の変更に関する最低通知期間                         | 該当しない(職員構成の特殊性)                                                                                                                                                   |
| 労働安全衛生                             |                                                |                                                                                                                                                                   |
| GRI 403:<br>労働安全衛生 2018            | 403-5 労働安全衛生に関する労働者研修                          | p57,p67                                                                                                                                                           |
|                                    | 403-6 労働者の健康増進                                 | p57,p67                                                                                                                                                           |
|                                    | 403-7 ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和          | p57,p67                                                                                                                                                           |
|                                    | 403-9 労働関連の傷害                                  | 該当しない(報告された事案がない)                                                                                                                                                 |
|                                    | 403-10 労働関連の疾病・体調不良                            | 該当しない(報告された事案がない)                                                                                                                                                 |
| 研修と教育                              |                                                |                                                                                                                                                                   |
| GRI 404:<br>研修と教育 2016             | 404-1 従業員一人あたりの年間平均研修時間                        | 情報が入手困難(組織の特殊性から未集計)                                                                                                                                              |
|                                    | 404-2 従業員スキル向上プログラム及び移行支援プログラム                 | 情報が入手困難(組織の特殊性から未集計)                                                                                                                                              |
|                                    | 404-3 業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合        | 情報が入手困難(組織の特殊性から未集計)                                                                                                                                              |
| ダイバーシティと機会均等                       |                                                |                                                                                                                                                                   |
| GRI 405:<br>ダイバーシティと機会均等 2016      | 405-1 ガバナンス機関及び従業員のダイバーシティ                     | 該当しない(職員構成の特殊性)                                                                                                                                                   |
|                                    | 405-2 基本給と報酬総額の男女比                             | 該当しない(職員構成の特殊性)                                                                                                                                                   |
| 非差別                                |                                                |                                                                                                                                                                   |
| GRI 406:<br>非差別 2016               | 406-1 差別事例と実施した救済措置                            | 該当しない(報告された事案がない)                                                                                                                                                 |
| 結社の自由と団体交渉                         |                                                |                                                                                                                                                                   |
| GRI 407:<br>結社の自由と団体交渉 2016        | 407-1 結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所及びサプライヤー | 該当しない(報告された事案がない)                                                                                                                                                 |
| 児童労働                               |                                                |                                                                                                                                                                   |
| GRI 408:<br>児童労働 2016              | 408-1 児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所及びサプライヤー           | 該当しない(報告された事案がない)                                                                                                                                                 |
| 強制労働                               |                                                |                                                                                                                                                                   |
| GRI 409:<br>強制労働 2016              | 409-1 強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所及びサプライヤー           | 該当しない(報告された事案がない)                                                                                                                                                 |
| 保安慣行                               |                                                |                                                                                                                                                                   |
| GRI 410:<br>保安慣行 2016              | 410-1 人権方針や手順について研修を受けた保安要員                    | 該当しない(現時点で保安要員はいない)                                                                                                                                               |
| 先住民族の権利                            |                                                |                                                                                                                                                                   |
| GRI 411:<br>先住民族の権利 2016           | 411-1 先住民族の権利を侵害した事例                           | 該当しない(報告された事案がない)                                                                                                                                                 |
| サプライヤーの社会面のアセスメント                  |                                                |                                                                                                                                                                   |
| GRI 414:<br>サプライヤーの社会面のアセスメント 2016 | 414-1 社会的基準により選定した新規サプライヤー                     | 持続可能性に配慮した調達コードに記載<br>( <a href="https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/">https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/</a> ) |
|                                    | 414-2 サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置         | 同上                                                                                                                                                                |
| 公共政策                               |                                                |                                                                                                                                                                   |

|                                 |                                          |                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| GRI 415:<br>公共政策 2016           | 415-1 政治献金                               | 該当しない(博覧会協会として政治献金は行っていない)                                                                                                                                        |
| 顧客の安全衛生                         |                                          |                                                                                                                                                                   |
| GRI 416:<br>顧客の安全衛生<br>2016     | 416-2 製品及びサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例         | 該当しない(報告された事案がない)                                                                                                                                                 |
| マーケティングとラベリング                   |                                          |                                                                                                                                                                   |
| GRI 417:<br>マーケティングとラベリング 2016  | 417-1 製品及びサービスの情報とラベリングに関する要求事項          | 持続可能性に配慮した調達コードに記載<br>( <a href="https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/">https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/</a> ) |
|                                 | 417-2 製品及びサービスの情報とラベリングに関する違反事例          | 該当しない(報告された事案がない)                                                                                                                                                 |
|                                 | 417-3 マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例          | 該当しない(報告された事案がない)                                                                                                                                                 |
| 顧客プライバシー                        |                                          |                                                                                                                                                                   |
| GRI 418:<br>顧客プライバシー<br>2016    | 418-1 顧客プライバシーの侵害及び顧客データの紛失に関して具体化した不服申立 | 該当しない(報告された事案がない)                                                                                                                                                 |
| 社会経済面のコンプライアンス                  |                                          |                                                                                                                                                                   |
| GRI 419:<br>社会経済面のコンプライアンス 2016 | 419-1 社会経済分野の法規制違反                       | 該当しない(報告された事案がない)                                                                                                                                                 |

### 3 職員の状況

#### (1)職員数の推移

|           | 職員数（人） |
|-----------|--------|
| 2019年2月1日 | 26     |
| 2019年4月1日 | 49     |
| 2020年4月1日 | 172    |
| 2021年4月1日 | 253    |
| 2022年4月1日 | 432    |
| 2023年4月1日 | 642    |
| 2024年4月1日 | 769    |

#### (2)育休取得者数

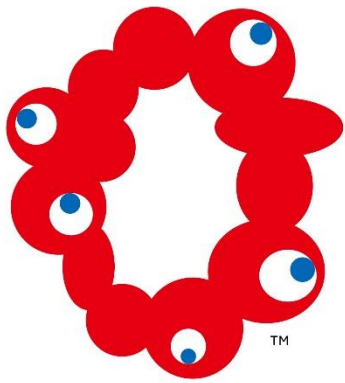
延べ14名（うち男性14名、女性0名）（2024年4月1日現在）

### 4 連絡先

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 持続可能性局

ESMS-actionplan(at)expo2025.or.jp

（メール送信の際、(at)を@に置き換えて送信してください。）



OSAKA, KANSAI, JAPAN

**EXPO2025**